

# 台湾統治初期の初等教育政策における一考察

日本教育史の視点から

津 吉 優 樹

## 序章

- 一 明治前期の小学校
- 1 明治政府の教育政策
- (1) 学制の制定

- (2) 教育令の公布
  - (3) 小学校令
  - 2 教育財政
  - 3 教育課程と等級制の変容
  - 4 私塾と明治政府
- 二 台湾教育の創始
- 1 領台初期の教育構想と就学政策
  - 2 教育施設の開設
  - 3 伝統的教育機関への対策
- 三 政策転換期の台湾教育
- 1 台湾公学校令の起草・施行
  - 2 台湾公学校規則
  - (1) 明治三十一年の公布
  - (2) 明治三十七年の全面改正
  - 3 教育費の財源

## 終章

## 序章

明治二八年四月一七日に日清講和条約が下関において調印され、明治二八年五月一〇日、日清講和条約・別約・議定書が公布され<sup>1)</sup>、日本は台湾の領有権を得て日清戦争の幕を降ろすこととなった。それから昭和二〇年に至る約五〇年間、日本は台湾を領有することとなり、台湾は「大日本帝国」と歴史を共有することとなったのは周知のとおりである。

その初期統治の教育政策としての目標は、まずは意思疎通が潤滑に行われるようにするための「国語普及」であったことは紛れもない事実であろう。国語普及のために設けられた明治二九年三月に出された台湾総督府直轄諸学校官制により設置された国語伝習所は、やがて本島人初等教育機関である公学校となり、台湾における日本語普及の中心的支柱となった。その台湾における初等教育機関の設立に多いに関わった人物として伊沢修二をあげることができよう。

伊沢修二は嘉永四（一八五二）年、信濃高遠に生まれる。彼は大学南校を卒業し、愛知師範学校の校長を経験、学監モルレーに見出されて明治八年に「師範学科取調」のため米国に派遣される。そして明治十一年に帰国した後、日本の音楽教育・体育教育・盲啞教育・教科書編纂など幅広い分野で活躍し、「実践的教育家」<sup>4)</sup>として日本の近代の基礎づくりに指導的役割を果たしたとして一般的に評価されている。<sup>5)</sup>

台湾での功績も、台湾の初等教育機関設立に貢献した「開拓的教育家」<sup>6)</sup>として、同様に評価をする傾向にある。伊沢修二の伝記として知られる上沼八郎「伊沢修二」（吉川弘文館、一九六二）においても「台湾教育の基礎工事」をした結果、「伊沢を中心とする学務部員たちの奮闘によって実を結び、そのかかげる国家教育の方針もしいに浸透していった」という戦前までの時代の流れを評価基準とした見方や、伊沢修二が作成した「学務部創設以降事業ノ概

略」<sup>8</sup>と台湾公学校令が似通っているとの評価から、台湾公学校令は「学務部創設以降事業ノ概略」の内容を踏襲したとの判断<sup>9</sup>により、伊沢の台湾における教育行政はしばしば過大に評価されることがある。このような伊沢に対する評価がはたして彼の功績を適確にとらえているのであるつかという素朴な疑問が本稿の出発点である。

もちろん、本稿は伊沢修二という人物を否定するものではない。日本教育史においても大きな功績を残したことは疑いのない事実であるし、台湾においてもまた然りである。しかし、こうした事実が却って光背効果となり、客観的考察がされにくくしている。

問題はそこだけではない。植民地教育というのが、「異域」を統治するという観点に囚われ過ぎていている感がある。確かに台湾統治初期において、欧米列強諸国の教育制度を研究しようとする姿勢はあつたもの<sup>10</sup>、結論から言えば台湾の教育制度はほとんど日本の教育制度を「適用」したものであつた。つまり、台湾教育史を研究する場合には、日本の近代教育史からの視点がなければならない。しかし、戦後の日本統治下における台湾教育史については、かかる視点が欠落している。我が国の近代教育は明治前後に本格的に導入され、そこから紆余曲折して多くの挫折を繰り返すが、そこで多くの教訓を得て、そして教育制度を確立していったものである。当然、これらは台湾教育制度に反映されるものであるが、「日本がはじめて植民地として領有した」<sup>11</sup>土地であつたことが強調されすぎて、内地教育と切り離されて多くが語られている。その結果、伊沢修二像が脚色されているように思えてならない。

つまり、台湾教育史に欠落しているのは、台湾を「日本の一部」として捉える視点であつた。台湾教育史は、台湾を言語も習慣も文化も宗教も異なる異民族を教化するということに囚われすぎ、内地教育と台湾教育を二元的に認識されてきた。確かに明治二十九年三月三十一日「台湾ニ施行スベキ法令ニ關スル法律」（以下六三法と省略）<sup>12</sup>により、台湾を憲法の一部を施行する異域としての植民地主義が採用されたと言えるが、六三法が時限立法として成立したこと

にも象徴されているように、政策決定に関与した集団の中でさえ十分な合意を得たわけではなかった。台湾を「日本の一部」として見ることは、内地教育と台湾教育につながりを持たせることになり、それによって相互の特徴をより際立って見ることができであろう。

本稿は、以上のような台湾教育史研究に欠如していたもの　台湾における教育を「日本の一部」として捉える視点が如何に重要であるかを指摘すること、つまり台湾史教育、しいては植民地下の日本教育史に関する研究示法論を提示することを目的としている。このためには、まず台湾における日本教育を内地教育と切り離して組み立てられてきた従来の台湾教育史研究の基盤を築いている伊沢修二を再検討し、伊沢の台湾教育を見直しながら、新たな伊沢修二の教育政策論を提示することが本稿の内容である。伊沢の台湾における教育政策を再考察の必要性を述べるために、まず学制頒布から日本の初等教育における教育政策を概観し、台湾領有が始まった明治一八年から後藤新平が台湾総督府民政長官を退職した明治三九年頃までの約一〇年間の「統治初期」と設定した上で、その時期の教育政策を分析・比較したいと思う。

## 一 明治前期の小学校

### 1 明治政府の教育政策

#### (1) 学制の制定

成立まもない維新政府が直面する重大な課題は、欧米列強からの圧力に対抗できる力を持った統一国家の建設にあり、その精神的基盤をなす国民意識の形成とともに国家の富強をめざす人材育成にあった。

維新政府の中心人物である岩倉具視は、明治三年八月に朝廷の評議に付された「建國策」において以下のように述

べている。

一 天下二中小学校ヲ設置シテ大学ニ隸屬セシム可キ事

天下二布教ノ人民ナカラシムルニ八府藩縣各二十三箇所ノ中学校ト数十百箇所ノ小学校ヲ設置セサル可カラス国  
家ヲシテ文明ニ導キ富強ニ赴カシムルコト人智ノ開進ニ在ルハ勿論ニシテ天下ノ人民ヲシテ不学ノモノ無カラシ  
ムルハ一朝ニシテ成ルヘキモノニ非ス今ニシテ之ヲ施設セザレハ悔ユルモ及ハサルモノアラン速ニ学制ヲ府藩県  
二頒布シテ各之ヲ施設セシメテ大学ノ監督ニ屬セシムヘシ<sup>(13)</sup>

また、木戸孝允も人民の富強をはかる手段として一般人民の教育の急務を提唱した。木戸は明治元年十二月に朝廷  
に提出した建言書において、「文明各国之規則を取捨し、徐々全国に学校を振興し大に教育を被為布候儀則今日之  
大急務<sup>(14)</sup>」と述べている。そして、伊藤博文においても明治二年正月、版籍奉還後の国家体制についての建白書「国是  
綱目」において、

目下今宇内ノ形勢一變、四海交通ノ時ニ当リ、人々競フテ其耳目ヲ広メ、一人ヨリ一人ニ及ビ、延テ万姓ニ達ス、  
於之乎欧州各国ノ如ク文明開化ノ治ヲ開ケリ。今や我皇国数百年継受ノ旧弊ヲ一新シテ天下ノ耳目ヲ開ク可キ千  
載ノ機会ニ当レリ。是時ニ臨ミ、速ニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ学業ヲ受ケシメズンバ、終ニ人々ヲシテ耳目無  
キノ末俗ニ陥ラシム可シ。故ニ此回新ニ大学校ヲ設ケ、旧来ノ学風ヲ一變セザル可ラズ。乃チ大学校ハ東西兩京  
ニ當シ、府藩県ヨリ郡村ニイタル迄小学校ヲ設ケ、各大学校ノ規則ヲ奉ジ、都城辺僻ニ論ナク、人々ヲシテ知識  
明亮タラシム可シ。<sup>(15)</sup>

と述べている。これらの意見はいずれも普通教育を含む学制の整備を主要な課題としており、後の学制発布にいたる  
源流となったことからも重要な発言である。このように、国民一般の教育すなわち初等教育普及の必要性は指導者の

間で早くから認識されていた。それに加えて、初等教育は指導的人材養成を目指す大学の予備課程として位置づけられている。この考えが、維新政府の小学校政策に二つの類型を生み出すことになった。

その一つが、指導層の学校の予備段階としての小学校設置であり、それは大学・中学・小学を含む総合的な学校計画を初めて示した明治三年二月の「大学規則」および「中小学規則」によって具体化する。「大学規則」によると、全国的な学校設置計画として、都に大学を設け、府藩県に中学校・小学校をおき、そこから優秀な人材を選んで大学に貢進させるものとしている。「中小学校規則」<sup>17</sup>は、大学の予備段階としての中学・小学について述べたものであるが、ここでは小学が八歳から一五歳までの修業年限八年の課程で、大学の専門五科大意を受ける普通教育を主な内容と位置づけている。ここでいう小学校とは一般民衆のためのものではなかった。

もう一つが、国民一般を対象とする小学校設置の政策で、これは明治二年二月、直轄領である当時の府県に対して出された「府県施政順序」の内容からみることができる。この「府県施政順序」によると、小学校設置について次のように指示している。

#### 一 小学校ヲ設ル事

專ラ書学素読算術ヲ習ハシメ願書翰記牒算勸等其用ヲ欠サラシムヘシ又時々講談ヲ以国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ学業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムルヘシ<sup>18</sup>

これは、一般小学校を地方行政の一環として設置するよう要請したものであるが、この小学校は、庶民の日常生活に必要な読・書・算を教え、これに加えて講談によって公民教育や道德教育を行うものしており、中学や大学の予備階級の教育としてでなく、国民としての小学教育の普及を目指したものであった。<sup>19</sup>

だが、維新政府にとって二つの方向性を持った教育制度を築くことは統一性を欠くとともに現実的ではなかったこ

とから、この二つの類型を統一するものとして明治五年八月二日、太政官布告二一四号「学制」<sup>(20)</sup>が公布される。しかし、学制以来誕生した小学校の位置づけとして、この二つの要素を含んでいたことには何も変わりがない。学制発布により小学校は、こうして指導者層育成の場である大学予備機関という要素と、伝統的教育機関である寺子屋の流れを組む一般大衆のための場とする要素と併せ持つようになる。つまり、近代に登場した小学校は、藩校と寺子屋の融合体であり、またそれが封建的身分秩序の崩壊・四民平等のシンボリックな存在だったのである。政策策定段階でも、そうした「文明開化」の一環として小学校設置案が強調されたことは言えるであろう。学制期に小学校設立に主力を注いでいた政策的意図はここにある。

「学制」頒布に際し、太政官は明治五年八月二日、布告第二一四号すなわち「学事奨励に関する被仰出書」(以下「被仰出書」)<sup>(21)</sup>を発し、翌日文部省布達第一三号別冊をもって「学制」の正文を頒布している。「学制」は全一〇九章からなり、全国を八大学区に分け、それぞれの大学区に大学一校を置くとしている(第二章・第三章)。そして、各大学区は、三二中学区に分けられ、この各中学区に中学校を設け、さらに各中学校区には、二一〇の小学区を設け、それぞれに一つ小学校を設けることになっている。つまり全国に大学は八校、中学校二五六校、小学校五万三七六〇校を設置する(第五章・第六章)というような壮大な大計画であった。そして各大学区には督学局(第一章)を、各中学区には学区取締(第八章)を置くとした。

「被仰出書」の教育理念からして、それは従来の儒教思想に基づくものとは全く異なり、これを批判し排除する立場に立っているところからも、近代国家への脱皮を意識したものであった。「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌に」することを目標にし、「学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至っては之を度外におき学問の何物たるを弁ぜず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に



趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少なからず是すなわち沿襲の習弊にして文明普ねからず」とかつての教育觀を眞つ向から否定している。そして被仰出書では学問の必要性を、個人主義的な立場で個人の福利を直結させていることも大きな特徴と言える。

明治政府が学校を設立し、教育の普及にひたすら努力してきたその背景は、欧米列国からの支配を受けることなく独立を維持し、絶対的権力を持つ中央政府を構えなければならない、そのためには国民一人一人の間に教育を普及させ、経済力と軍事力を得るといふ国家目標<sup>11</sup> 国家的要請からである。それを、あえて個人主義的な立場から学問を奨励せよとしたその理由は、やはり封建的学問觀に限らず国民の封建的隷屬的思想を払拭せよとする意図があったに他ならない。学制の政策的意図はここにも表れている。その意気込みは、明治五年八月三日布達第十三号<sup>12</sup>の従来各府県で設置していた学校や寺子屋（私塾・家塾）をすべて一旦廃止させ、さらに学制の主意にもとづいて開学を願ひ出させるといふ方策にまでつながっている。士族の教育機關が依然と存在していることは、改革を進めていく上で弊害であり、封建的思想の打破を目指した政策はここまで徹底していた。しかし、現実的な問題からの考案された「建て前論」としても理解することもできなくもない。今は少数の士族だけではなく多数の民衆を就学させるわけであるから、官費で賄つことなどできるはずもなかった。

この国家による一大教育政策は、国民生活の実態から触発されたものではなく、知識層の欧米列強に対する劣等感と羨望からまさに生まれたものであり、国民生活の実態把握はもちろん地域差という問題など眼中にもなかつた。あるのは先進諸国にその範を求めめる方針のみで、現実との隔たりがあまりにも大きすぎた。それは、全国に小学校を五万三七〇校という具体的数値のもと創設する遠大なる計画性が何よりも物語っている。その理想と現実の乖離は、民衆の不満、そして騷擾へとつながっていく。

「学制」第八章の但書には、「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ其タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラズ論ヲ待タス且広ク天下ノ人々ヲシテ必ス學ニ就カシメンコトヲ期スレハ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラス」という原則を立て、第四章「小学校ニアリテハ一月五十錢ヲ相当トス外ニ二十五錢ノ一等ヲ設ク」とある。庶民にとつて五〇錢の負担というのは非常に大きな負担であり、従来の寺子屋に比べれば、負担額は約一〇倍であった。<sup>23)</sup> そもそも寺子屋も受益者の負担により維持されていたとはいえ、それは庶民の要求、生活水準、経済規模とのつり合いの上に成り立っていた。<sup>24)</sup> 近代に登場した小学校は、為政者側からの要求・判断であり、決して民意に反映して登場したものでなかった。ましてや、政府がいくらかの経費を投じて学校を用意してやるのだから、それを恩恵と感ずて就学し、多額の負担をせよというのは土台無理なことであった。

これを掘り下げて述べると、現在と異なり七、八歳ともなれば子どもは大事な労働力であるという実態があった。寺子屋の授業は午前で終わるところがほとんどであったが、新しい教育機関である小学校の場合は午後まで授業があるため、農家は金銭及び労働力の喪失となる。その喪失を補つ授業内容でよければまだしも、授業内容が洋風に傾き、世界の歴史云々を学んで手紙一つ書けないなど庶民の要求に添わないものばかりで、役に立たない授業と見なされていた。<sup>25)</sup> 民衆の貧弱な経済力に依存しつつ督励を強行したことに不満は増し、学校整備、就学率の向上に努力すればするほどさらに民衆の不満は高まるという悪循環の構造がこつして形成されることとなる。

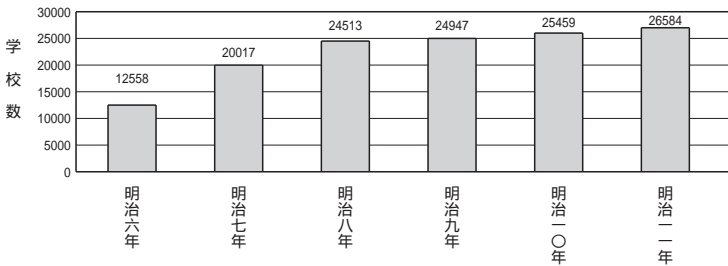
全国各地では、「学制」による小学校の創設をめぐる騒擾が起こる。明治六年五月二六日には北条県の騒擾及び小学校毀焼事件<sup>26)</sup>、同年一六日福岡県の騒擾及び小学校打壊事件<sup>27)</sup>、同年六月一九年鳥取県小学校教員傷害事件<sup>28)</sup>、同六月二六日名東県騒擾及び焼払事件<sup>29)</sup>、明治九年一二月一八日三重県飯野・飯高両郡から岐阜県・愛知県に波及した小学校毀焼事件<sup>30)</sup>など各地で勃発する。

特に北条県の騒擾では、北条県下の小学校で開校していた四六校のうち、約半数近い一八校が破壊・焚焼されて閉校同然の事態を招いている。そもそもこの事件の発端は、貢租負担軽減の要求に始まる新政反対闘争であったが、<sup>31)</sup>学校資金の問題は大きな原因の一つであることは、小学校として使用されていた官舎を含めて開校していた四六の小学校の内、一八の小学校を破壊・焼失させた事実からも明らかであろう。

これら民衆の不満と抵抗はひとえに小学校設立政策に対するものではなく、地租徴収・徴兵令への抵抗、政府の急進政策への憤り、「外国へやられる」「生き血を絞り取られる」といった流言などにより掻き立てられた不安などの幾重もの要因が重なり合って起こったものである。しかし、一刻も早く国民教育の普及をはかろうとした文部省のあせりが、結局は裏目に出してしまった結果であることには間違いない。

こうして民衆の反感は高まる一方であった。そもそも明治六年一月一〇日「徴兵令」、同年七月二八日「地租改正条例」さては明治五年二月三日（明治六年一月一日）「太陽暦の採用」と民衆の環境は、政府の度重なる変革により目も止まらぬ早さで急変していった時代であったことを忘れてはならない。これらに極度の不安・不満を憶えた民衆が、各地に騒擾が発生し、焼き討ちが行われたのはむしろ当然といえる。

図表 1 学制頒布から明治11年までの小学校数



(出典) 仲新『明治の教育』至文堂、120頁より作成

しかし、図表1「学制頒布頒布から明治一一年までの小学校数」を見ると、こうした農民の騒擾が頻繁に起こった情勢であるにもかかわらず、驚異的な小学校普及率を見せている。特に騒擾が多かった明治六年から明治七年にかけて新たに設立された小学校は、七四五九校（成長率三五・八％）にも上る。これは何を意味するのか。この驚異的な数値は、時勢の要求がそこまで深刻であったことを示す科学的証明にはかならない。明治政府は、欧米列強諸国の外圧から誕生したものである。従って政府最大の課題は、この外圧の中にながら一刻も早く近代統一国家に変貌し、その独立を維持することにあつた。当然、条約改正もこの中に含まれる。この数値は、政府が民衆の不満や抵抗に屈せず小学校設立に心血を注いだことを示すものであるが、そこには欧米諸国が強大な資本力と恐るべき軍事力を持つに至った背景に、教育の力によるものであるという固い信念に基づいていたものであつた。列強に少しでも近づいたための「文明開化」と「富国強兵」は、明治政府にとって何よりも急務であり、その手段の一つが小学校設立だったのである。その急務といえる小学校設立のために政府は奔走していく。<sup>33</sup>

文部省は、府県を督励して管内の小学校設立計画をたてさせ、その上で小学扶助金を委託した。これを委託金<sup>34</sup>という。この委託金を誘い水として、地方に学務専任と学区取締を任命させ、学校世話役を村々におかせ、この組織を通じて小学校の設立を進め、子ども就学を督励した。<sup>35</sup>このように学制前期（明治五、九年）において文部省は、地方の町村にまで干渉し、小学校の設置を督励した。また、この時期の教育政策の特徴である積極督励方針に対し、地方官も共鳴し、積極的態度をもって小学校設置に意欲を燃やした。つまり、中央の指示のもと地方も積極督励政策に理解を示したことから、短期間に多くの小学校を設立する結果へとむすびついたのである。

文部省は「国民の開明」、「立身治産」の名のもとに、個人主義的功利主義の学問奨励を推進し、新たな教育機関である小学校を設立することに主力を注いだ。が、財政面の問題はもちろん、庶民になじみのない教育内容に形式主義へ

の傾倒を強めることになった。「被仰出書」でつたわれた実学主義や治産昌業につながる学校こそ近代国家の学校であつたが、実用性に欠け、生活に役立たないという結果を招くこととなり、もはや学制頒布時の理念が失われつつあつた。

そして、文部官僚内からも「学制」の画一化実施の弊害を指摘するようになる。明治一〇年五月から七月にかけて第二大学区内の二〇〇校余りを視察した文部大書記官西村茂樹が明治一〇年八月に提出した意見書には、「方間普通教育ノ病ト称スベキ者、四アリ。其一ハ、専ラ外面ノ集飾ヲ務メテ教育ノ本旨ヲ後ニスルニ在リ。其二ハ、教育ノ為メニ人民ノ金ト時トヲ費スコト多キニ過グルニ在リ。其三ハ、小学ノ教則中迂遠ニシテ実用ニ切ナラザル者アリ。其四ハ、一定ノ教則ヲ以テ之ヲ全国ニ施サントスルニ在リ」と、学制の欠陥を述べ、最後に「一定ノ教則ヲ以テ全国ノ学校ニ行ハントスルノ弊ハ、論者モ数々之ヲ論ジ、諸公モ已ニ了知セラレタルコトナルベケレバ、今之ヲ論ゼズ」と締めくくっている。

同じく明治一〇年五月から七月にかけて第三大学区の巡回視察を行った文部大書記官九鬼隆一も、「今ノ普通教育ハ、地ニ城市村落、山間海浜等ノ別ナク、産ニ農、商、樵、漁等ノ差無く、家ニ貧富饒歎等ノ異ナル無く、一概ニコレヲ文部省直轄三四ノ師範校附属小学ニ模倣シ、特ニ便宜ノ工夫ヲ凝ラシ、又斟酌適実ノ良法ヲ設ケタル所アルヲ見ズ」「今日ノ普通教育ハ、コレヲ中等以上ノ人民子弟ニ施スベキニ近クシテ、コレヲ下等ノ人民子弟ニ責ムベカラザルコト明ナリ」と、地方の実情に教則が適応してなく、教育内容のレベル設定も高すぎることを指摘している。さらに就学期間が長すぎるということも次のように触れている。

其初文部省ノ学制ヲ設ケル以來、六歳ヨリ十三歳ニ至ルマデ全八年ヲ以テ学齡年間ト定メ、コレニ填充スルニ小学教則ヲ以テスルモ亦八年間トシ、上下ノ小学科ヲ合セテ此ノ八年間ニ学習スベキ法則トシ、学則ハ唯此ノ一令

ノミニ止マリ、別ニ貧子弟ノ為ニ簡單ナル法ヲ制定セザレバ、地方ノコレニ倣フ八固ヨリ止ムコトヲ得ザレバナリ。顧フニ、学齡八、其法滿六年ヨリ滿十四年ニ至ルマデ八年間ヲ小学就学ニ適當サル年齡トセル者ナレバ、故ラニコレヲ改正センコトヲ要セスト雖、唯小学教則ヲ就学年齡ト均シク全八年間ニ填充シタルニ至リテハ、速ニコレヲ改正セザルベカラザルナリ。凡此ノ普通小学ノ教育ハ、人々彼此ノ別ナク人間普通ノ嗜トスベキ程ノ業ニシテ、此ヲ社会万般ノ事理ニ通ジ自主独立ノ一大丈夫トナルベキ程ノ学問ニアラス。仮令上等ノ子弟ニシテ此レ教則ヲ卒ルト雖、之ニ因テ一身ヲ主宰スルノ大概、世ニ処スベキノ階梯ヲ得ベキ程ノ事ニ止マレリ。若猶高尚ナル普通ノ学ヲ得ント欲スル者ハ、中学ニ入りテ学習スルコトヲ得ベキナリ。下等貧民ノ子弟ニ至テハ、彼ノ有価有用ノ時間ヲ費ヤシ学ビ得ル所ノ者ハ、唯普通法令ノ大概ヲ解スベキ文ケノ読書力ヲ得ルト、大ニ他人ノ妨害ヲ為サズシテ自己ヲ守ルノ大体ヲ知り得ルニ過ギザレバ、明カニ八年間ノ就学ヲ要セズ。凡学齡八年間ニ於テ、其子弟ニ便ナル時日ヲ選ビテ率四百八十日間ノ就学ヲ以テ足レリトセシムベシ。<sup>38)</sup>

實態に即していないという意見から出された九鬼の「就学最短期間を四八〇日間、つまり一六ヶ月」とするこの提案は、明治一二年の教育令で実現している。

学制の制度が実情に適合していないという意見はあちこちで強まり、不信不満を訴えるものが絶えなくなり、学校設置による過重な財政負担からも地方民衆は反対運動を積極的に行うようになってきていた。また、西村や九鬼の意見書から理解できるように、中央の文教当局者の間でも、学制を改正すべきであるとする考えが強まっていた。やはり、学制の規模は大きすぎた。理想が遠大になりすぎ対応できる民度や民力を越えていた。こうしたことから、政府は小学校政策の転換を迫られるようになったのである。

(2) 教育令の公布

学制の改革は、政治的・財政的条件からも強く迫られるものとなった。西村茂樹や九鬼隆一の意見書が出された明治一〇年前後は、政治情勢も急激な変化を見せた時期でもあった。すなわち、前述したような農民暴動の頻繁化だけではなく、明治九年一〇月二四日神風連の乱、同じく二七日秋月の乱、同じく二八日萩の乱、そして明治一〇年二月一日には西南戦争などの土族の反乱も相次ぎ、国庫財政は窮乏する。台湾出兵や江華島事件などの外征強硬政策により財源問題は介在していたにもかかわらず、その問題に拍車をかけた。それは教育費に直接飛び火する。明治一〇年三月八日、府県に対する文部省達第四号をもって小学教育費国庫補助金が年間七〇万円から四二万五〇〇〇円に減額されたことを皮切りに、明治一二年には三六万一三〇〇円、明治一三年には二〇万円と減額されていき、明治一四年六月以降、改正教育令により小学補助金は全廃されている<sup>39)</sup>。補助金の廃止は小学校におけるものだけではなく、下の「表1 公立学校費の国庫補助率」からわかるように、公立師範学校などのあらゆる公立学校において行われた。

また自由民権運動が活発化することになり、その対処のためにも学制の改革はこの時期もはや急務事項であったといえる。

明治一〇年一月四日、ついに地租軽減の詔勅がくだされる<sup>40)</sup>。そして二月二四日、太政官布告第二三号<sup>41)</sup>をもって、民費を正租五分の筈に制限するこの地租軽減を明治一〇年七月から施行することとなった。こうして、まずは「民力休養」路線が敷かれ、そしてこの路線に並行

表 1 公立学校費の国庫補助率

年度(明治)	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
国庫補助の割合	6.2	8.9	9.8	8.1	8.0	5.5	5.3	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)「国庫補助の割合」とは、公立学校費総額から国庫補助金の構成割合を示したものである。

(出典) 海後宗臣監修『日本近代教育史辞典』平凡社、1971年、47頁より作成

する形で教育政策も変更される。

明治一〇年度の文部省予算が前年の一七〇万円から一二〇万円に削減されたことも受け、まず学制実施の中心機関であり、積極督励主義の象徴であつた督学局<sup>(42)</sup>が明治一〇年一月一二日に廃止された。そして、文部省直轄学校・官立師範学校の大量整理も断行する<sup>(43)</sup>。

このような背景のもと教育令は起草される。その起草にあたっては文部大輔田中不二麻呂が中心となつていた。明治一一年五月一四日、文部省案である「日本教育令」<sup>(44)</sup>が天皇へ上奏され、そして明治一二年九月二九日太政官布告第四〇号を以つて自由主義的・地方分権的な教育令は公布される。

#### 教育令

第九条 各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村総合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ

第十条 町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンガ為ニ学務委員ヲ置クヘシ

第十一条 学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

第十四条 凡児童年齢間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十六条 公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年

ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第十七条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノ就学ト做スヘシ

第十八条 学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スル

コトヲ得ヘシ<sup>(45)</sup>



教育令を学制とを比較すると、小学校設置の基礎を学区ではなく町村を基礎としている。また、学制に見られた督学局（学制第十五章）・学区取締（学制第八章）の規定はなく、教育令では町村住民の選挙による「学務委員」を以て学校事務を管理させることとした。就学義務については学齢期間中少なくとも一六ヶ月と具体的数値で定め、学制時代と比べて著しく緩和されている。また、学校に入学しなくても別に普通教育を受ける方法があれば就学と見なす規定を設け、就学義務が極度に緩やかにしている。公立小学校は八カ年としたが、四カ年まで短縮を認め、毎年四ヶ月以上授業をすればよいとしている。また、資力に乏しい地方では巡回教員による方法も認めている。積極督励政策とは明らかな相違が見られる。

しかし、この自由主義教育令は就学率の伸びを止めることとなる。表2「学制頒布以降の就学率」を見ると、今まで順調に伸びてきた就学率が「教育令」が出された明治一二年からわずかではあるが下降している。

まさに教育停滞の兆候が数値となってここに表れている。また、教育衰退の状況は、多くの府県からの報告によりその甚だしさが鮮明となった。

高知県では「教育令ノ出シヨリ小学教育ノ進路ニ影響ヲ生スル者ニツ、其一八私立小学ノ開設ニシテ、二八即公立小学校ノ疎略不完ニ失スル是レナリ」<sup>47</sup>と、寺子屋復活の急増や教則が各校自由に編制できるようになったため、各自の教員が好む学科しか教えなくなったことを憂いている。

表2 学制頒布以降の就学率

	明治6	明治7	明治8	明治9	明治10	明治11	明治12	明治13	明治14	明治15
就学率	28.13	32.29	35.19	38.31	39.87	41.26	41.16	41.06	42.98	48.51
増加数		4.16	2.90	3.12	1.56	1.39	- 0.1	- 0.1	1.92	5.53

(注) 増加数とは前年度からの就学歩合から増加した数  
 (出典) 仲新「明治の教育」、120・218頁より作成

また、福岡県では「其責任ノアル所ヲ忘レテ費用ヲ吝減シ、自然教育ヲ蔑視シ、殆ト随意勝手ノ弊ニ陥ラントス」<sup>47</sup>「教育令ヲ布カレ人民ノ自治ニ任セラレタルモ、奮起ノ心ヲ生セスシテ却テ僅少ノ費用ヲ惜ミ、眼前ノ私便ニ任セテ自然ニ教育ヲ等閑ニ付シ、今日ノ進歩モ却テ退歩ノ点ニ陥ルハ必至ノ勢」と嘆いている。<sup>48</sup>

他の県でもこうした自由教育令による教育秩序の衰退を来した状況を伝える多くの報告を確認することができる。<sup>49</sup> 明治一三年二月に就任した河野敏謙文部卿も、各地の教育状況を視察、自由教育令が失敗したことを天皇への上奏文で認めている。<sup>50</sup> そして、河野文部卿はそこで「是レ今日ニ在テ教育ノ干渉主義ニ出ザル可ラザル所以ニシテ後來ノ学政益々此進路ニ沿ント欲ス」と断言し、教育令の基本線を明らかにした上で改正教育令の起草に着手するに至った。

明治一三年一月二十八日、太政官布告五九号を以って布告された改正教育令（第二次教育令）<sup>51</sup>の特徴を、明治一二年の教育令と比較しながら列挙すると、教育令で定めた就学最短規定を一六ヶ月から三年間に伸ばし、一日の授業時間に三丁六時間と定め、巡回授業の条件を厳しくした。つまり「就学督促の強化」を図ったのである。この改正教育令が、教育令で低迷した教育を引き締めるためのものであったことを理解できるであろう。『学制百年史』にも、「改正教育令は国家の統制、政府の干渉を基本方針とした点において著しい特徴が見いだせる」と述べてある。<sup>52</sup>

他には、学務委員は町村の選挙に選ばれるものであったが、町村人民が定員の二倍もしくは三倍を推挙し、その推挙された中から府知事県令が選任することと改めた。教則において注目すべき点は「修身」が学科目の冒頭に置かれたこと、<sup>53</sup> また削除された点として、

表3 明治14年から明治20年の小学校における就学率

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
就学率	42.98	48.51	51.03	50.76	49.62	46.33	45.00
増加数	1.92	5.53	2.52	- 0.27	- 1.14	- 3.29	- 1.33

(注) 増加数とは前年度からの就学率から増加した数  
(出典) 前掲『明治の教育』、218・258頁より作成

前述でも述べたが補助金の条項が削られている。国の統制を強化したにもかかわらず、国からの補助がカットされるのはやや矛盾を感じるところである。

教育への国庫補助金が廃止された上に「松方財政」下の経済的不況が続いたことは、地方の財源をさらに苦しめることとなった。当然、この状況から地方の教育は振るわず、表3「明治十四年から明治二〇年の小学校における就学率」でも明らかであるように、それは再び就学率の停滞へとつながることとなった。

地方における教育費の節減を図るためにも、明治十八年八月二二日教育令は再び改正される（第三次教育令<sup>55</sup>）。ここでは単に「児童ニ普通教育ヲ施ス所トス」と定めているだけで、学科の規定を削除することにより教則に対する柔軟性を持たせた。また、学務委員を廃止し、町村の学事を専ら戸長にまかせることにより地方教育費の節約を目指した。しかし、この再び改正された教育令も、明治十九年に小学校令が制定されたことからすぐに廃止されている。この法令が施行されたのは極めて短期間であった。

### (3) 小学校令

憲法を制定して国会を開設し、立憲政治を樹立するにあたって、政府はその準備に着手し、明治一八年二月二二日従前の太政官制を廃して内閣制度を創設した。その内閣制度の創設により文部卿も廃止され、はじめて文部大臣が置かれるところとなった。その初代文部大臣には森有礼が就任し、彼の手により教育制度全般の改革がなされるようになる。<sup>56</sup>

明治一九年四月一〇日、勅令一四号を以って公布された小学校令（第一次小学校令）は、全一六条と非常に簡略な構成であった。<sup>57</sup> この小学校令における一つの重要な特色は、「児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ父母

後見人等八其学齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノヘシ」(第三条)とし、児童の就学に関してはじめて法制上「義務」という表現がとられたことにある。しかし、これが完全義務化を意味するものではない。義務主体者を「父母後見人等」と曖昧な表現にしていることからそれは言える。「松方デフレ」の余波は、現実の諸条件を悪化させていたわけであるから、将来的の課題として明記したのであろう。これまでの教育制度を振り返ると、学制頒布の際から小学校に子弟を就学させることは父兄が心がけなければならないとされていたが、厳格に「義務」と課する規定が在ったわけではないことを考えれば、この第一次小学校令は教育政策において大きなターニングポイントであった。

この小学校令で極めて特色ある部分は、小学校維持に対する財政方策である。第八条「授業料及寄付金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テ八区町村会ノ議決ニ依リ町村費ヨリ其不足ヲ補フコト得」により、授業料と寄付金が主要財源となり、表4「公立小学校の収入金額及びその割合」でも明らかであるように、かつての主要財源であった地方税・区町村費が軒並み減少する結果をもたらしている。

また、第十五条では小学簡易科の設置を認めている。これらすべては地方財政の窮乏に対処したものと見える。しかし、地方財政の根本的な

表4 「公立小学校の収入金額及びその割合」

年度(明治)	授業料	区町村費	地方税	その他	総計
17年	491,230(5.3%)	6,123,185(65.5%)	378,419(4.0%)	8,505,177(100)	9,354,832(100)
20年	1,150,039(20.3%)	3,103,191(54.8%)	72,862(1.3%)	1,337,638(23.6%)	5,663,730(100)
21年	1,890,345(23.6%)	3,943,458(49.2%)	51,188(0.6%)	2,135,091(26.6%)	8,020,082(100)
22年	2,091,557(25.8%)	4,078,965(50.4%)	41,147(0.5%)	1,884,044(23.3%)	8,095,713(100)
23年	2,092,087(25.0%)	4,448,964(53.1%)	32,277(0.4%)	1,797,959(21.5%)	8,371,287(100)
24年	2,186,081(25.7%)	4,741,723(55.7%)	15,664(0.2%)	1,561,709(18.4%)	8,505,177(100) <sup>(注)</sup>

(注) ( ) 内の％は、公立小学校の収入金額総計に対する構成比を、小数点第二以下を四捨五入した数値で示している。

(出典) 各年度『文部省年報』より作成した国立教育研究所『日本近代教育百年史』4巻 学校教育2 35頁の表2より作成

解決を目指すには、やはり地方制度の改革もまた急務であった。「日本近代教育百年史」四巻でも述べているように、第一次小学校令の目的規定はなく、これを起草過程に関する一次的史料が何等残されていない<sup>(58)</sup>。これらの諸条件から考えるに、このころからすでに「経済不況」を克服するための地方制度の抜本的改革が進められていたと考えるべきであろう。そう考えれば、第一次小学校令があまりにも簡易すぎる点や、実際その改革はその二年足らずで行われる事実に接点が見出せる。

その地方制度の改革である明治二一年四月二五日の市制・町村制、続いて明治二三年五月一七日府県制・郡制が公布され、それを待っていたかのように明治二三年一〇月七日勅令二一五号を以って小学校令（第二次小学校令）が公布される<sup>(59)</sup>。そして一九年の小学校令が廃止された。新文部大臣榎本武揚のもと公布された第二次小学校令は、一九年の小学校令（全一六条）とは異なり全九六条にもほなる。この条文数からも一九年の小学校令の改正ではなく、全く新しい小学校令が公布されたと認識するべきであろう。

全体の構成は第一章「小学校ノ本旨及種類」、第二章「小学校ノ編制」、第三章「就学」、第四章「小学校ノ設置」、第五章「小学校ニ関スル府県都市町村ノ負担及授業料」、第六章「小学校長及教員」、第七章「管理及監督」、第八章「附則」の八章立てとなっている。第一次教育令と比較させながらその特徴をあげると、まず小学簡易科が早くも廃止されている。そして、小学校を尋常小学校・高等小学校の二種とし（第二条）、義務教育である尋常小学校は修業年限を三年または四年とし、高等小学校は二年、三年または四年とした（第八条）。

また、第二条三項「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」という部分から高等小学校には土地の状況により農科・商科・工科などの専修科を置くことが可能になった（第六条）。「実業教育振興論は松方財政時代から唱えられるようになったが、その振興を図るためには必要条件として産業の発達が必要ならぬ。当然、この当時は

唱えられるようになっただけで、気は熟していない。気が熟すようになるのは、紙幣整理事業が完了、兌換紙幣制度の発足するにおよんで、企業勃興の気運が著しく高まり、近代産業発達の基礎をなす資本・労働力、金融・交通機関を漸次整えられてきてからである。<sup>(60)</sup> 繊維工業を中心に機械制大工業化が進められ、工業制工業がにわかには況を呈するようになったことなどの条件が整った結果、第二次小学校令によって実業教育振興が制度化されたわけである。また、この傾向は欧米帝国主義の東洋進出にともなう国際関係の緊張により、井上毅文部大臣のもとさらに促進されることとなる。<sup>(61)</sup>

この小学校令で特に注目すべき点は、小学校の目的が具体的に明記されるようになった点である。第一条には以下のように定めてある。

第一条 小学校八児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス<sup>(62)</sup>

それまでは「小学校は普通教育を児童に授ける所である」という程度の規定が設けられたに過ぎなかったわけだが、この時から目的規定を明示するようになる。<sup>(63)</sup> この目的規定は、道徳教育・国民教育・知識技術の教育の三つから成り立っている。この第一条の目的規定は、その後、小学校令が改正された際にも改められることなく、昭和一六年の国民学校令の制定に至るまで存続している。こうした事実からも、この時から約五十年間にわたってわが国の小学校の基本的性格を示す目的規定として確立したと言えよう。この第二次小学校令により近代初等教育機関の体制を確立することができたと現在でも

表5 明治21年から明治28年の小学校における就学率

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	30年
就学率	47.36	48.18	48.93	50.31	55.14	58.73	61.72	61.24	64.22	66.65	81.48
増加数	2.36	0.82	0.75	1.38	4.83	3.59	2.99	-0.48	2.98	2.43	8.73

(注) 増加数とは前年度からの就学率から増加した数値である。

明治33年の増加数は、前年の就学率72.75から計算した数値である。

(出典) 仲新「明治の教育」、258・274頁より作成

言われる所以でもある。<sup>64</sup> また、それは表5「明治二一年から明治二八年の小学校における就学率」でも裏付けられる。第二次小学校令以降、急激に就学率が伸びている。

その第二次小学校令から四年経たずして明治二七年八月一日日清戦争に突入する。明治国家最初の本格的対外戦争である日清戦争での勝利は、普仏戦争でのプロシアの勝利になぞられて「教育」の勝利であったと評されているが、<sup>65</sup> はたして本当にそうと言えるのだろうか。

この第一節において明治五年の学制から明治二三年第二次小学校令に至るまでの約一八年間の教育制度を概観してきたが、あらゆる方向転換がなされ、その度に誤解と不信感が高まるなど紆余曲折の繰り返しであった。そして初等教育制度が確立した四年足らずで対外戦争に勝利した。たった四年足らずである。これを「教育」の勝利としたことは、これまで不安定であった教育政策に正統性を持たせ、第二小学校令が初等教育制度の支柱として位置づける必要と、これまでの清国の教育制度を批判する必要があつたからに他ならない。

## 2 教育財政

日本における教育政策が政治・経済に密接に関わるということは今も昔も変わることのない普遍的原理は有する。それは明治前期の教育政策においてもあてはまるわけであり、それは前節の内容で明らかにできたであろう。ここでは、それを補足する意味で初等教育がどこまで国庫に依存していたか、一方で民費<sup>66</sup>にどこまで頼っていたか、そして名目上の設置者がどのくらいの割合で負担していたかを分析していきたい。

明治五年の学制公布は、決して盤石な財政的裏づけがあつて制定されたものではなかつた。前述したように当初小学校を五三七六〇校設置する計画であつたから膨大な財政負担となることは明らかで、学制原案が太政官において審

議されたとき、もつとも厳しく論議されたのは当然と言えよう。<sup>67)</sup>

文部省は最初の予算要求額学制実施に必要な経費を含めて三〇〇万円を提示している。そのうち、各県への委託金は六二万五〇〇〇円（次年度以降の四年間は九三万八七〇〇円）とし、太政官左官はそれを要求どおり積極的支持のもと認め、明治五年三月二十九日に提出している。<sup>68)</sup>しかし、大蔵省は財政が極めて窮乏していた時期だけに徹底的にこれを反対した。本来ならここで学制原案を根本から時間をかけ吟味しなければならぬところであったが、廃藩置県による地方行政の変革から、地方の学事も混乱を来していただけに、太政官も早く承認するなどの強く要請するなど、もはや一刻の猶予も無い状況でもあった。結局、大蔵省の意見を抑えることが出来ず、各県へ委託する金額の決定をしばらくおき、学制案だけをきりはなして決定指令するに至った。<sup>69)</sup>つまり学制は決定したが、その経費は未決定という状態で明治五年の学制は公布されたのである。まさに見切り発車状態であった。<sup>70)</sup>

各県への委託金額が決定し、布達されたのは翌年の一月一日で二九万三五二七円に減額されている。明治六年の文部省予算額も一三〇万円と当初の要求額から半分にも満たない金額に圧縮された。<sup>71)</sup>このことから、学制の財政的裏付けは極めて貧弱なものであった。にもかかわらず、明治八年度までに設立された小学校は二四五一三校にも上るといってはやはり驚くべき数字である。当然のことながら、人民の負担はその分重くなった。下の表6「明治六年の公学費統計の収入内訳」からもわかるように委

表6 明治6年の公学費統計の収入内訳

内訳項目	委託金	学区内集金	寄付金	生徒授業料	諸金利子	諸入金	計
金額(円)	244.525	838.319	370.532	121.953	259.979	103.371	1.938.679
構成比	13%	43%	19%	6%	14%	5%	100%

(注) 金額については、小数点以下の数値を四捨五入して算出している。

構成比は、公学費統計の収入金額総計に対する構成比のことで、小数点以下を四捨五入した数値で示している。

(出典) 土屋忠雄「明治前期教育政策史の研究」92頁の表より作成



託金は全収入の一〇%余りを占めるに過ぎず、「学制」第八章の但書で、「教育ノ設八人々自ら其身ヲ立ルノ其タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラズ論ヲ待タス且広ク天下ノ人々ヲシテ必ス学ニ就カシメンコトヲ期スレハ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラス」と掲げているとはいへ、政府が中心となつて進めた小学校設置政策の必要経費の九割近くは人民の負担である現実に、民衆は到底納得できるものではなかった。

この傾向は『明治以降教育制度発達史』第二巻一二五頁に資料として掲載している「学事費統計」から作成した次頁の図表2「学制頒布後の公学費収入」によつても変わらず、委託金（文部省扶助金）は、依然一〇%を前後している。<sup>12)</sup>そして最終的にその委託金は、減額を繰り返して、教育令改正により完全に廃止されたのは第一節で述べたところである。

ここで注目しなければならないのが、名目上の設置者が小学校経費を負担する原則が、早くも定着しつつあつた点である。学制から教育令までは「学区」がいわゆる教育行政管轄上の設置者であつた。明治七年の学区内収入は三九%と、もちろん最も多い割合を示しているわけであるが、これが徐々に増加し教育令が出される直前には五一%と全体の半分以上に達している。

この割合は、教育令以降はさらに増加の一途を辿る。明治一二年教育令が公布され、小学校設置の基礎を学区ではなく町村が基礎となる。その町村の負担する割合を見ると、次頁の図表3「町村立小学校費収入年次表」からもわかるように、収入の主要な財源は町村協議費であり、その割合は、四年間で五九%、六七%、六九%、七一%となる。府県小学補助金の廃止に加え経済不況の深刻化が進むに連れて負担額が増加し、町村を苦しめたわけであるが、皮肉なことにもこのような小学校費収入構造の傾向は、結果的に設置者負担の原則を定着させていたのである。が、この傾向は町村協議費総額に教育が占める割合を高めることとなる。町村協議費支出総額に占める教育費の割合は、明治

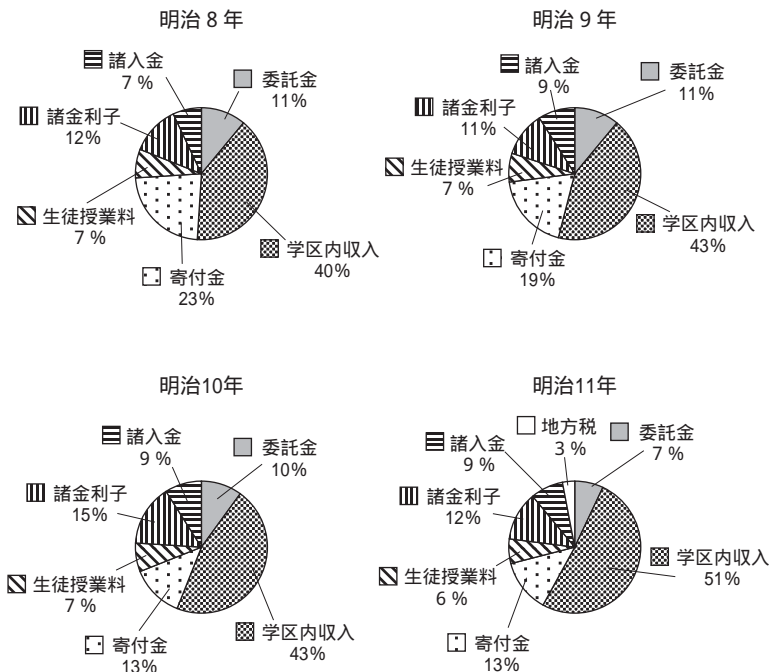
一二年には三〇・一%であったのに対し、明治一七年には四七・七%に跳ね上がった。<sup>(18)</sup>

この状況に加えて地方財政に追い撃ちをかけたのが、「松方デフレ」であった。そこで第三次教育令では学務委員を廃止し、続いて第一次小学校令では「授業料及寄付金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テ八区町村会ノ議決ニ依リ町村費ヨリ其不足ヲ補フコト得」と規定し、受益者負担主義の原則を掲げ、地方財政の負担の軽減化を目指している。この結果、町村の歳出に占める教育費の割合は徐々に低下することとなり、日清戦争が勃発する明治二七年には三三・三%まで下げることができた。<sup>(19)</sup>

第一次小学校令以降の公立小学校の歳入構成比は図表4「明治二一年から明治二七年までの公立小学校の歳入構成比」にまとめた。授業料の割合は小学校令を受け増大したものの、依然設置者負担の原則が守られていることは注目しなければならないところである。ほぼ設置者の主体である区町村の負担割合はおよそ五〇〜六〇%を維持している。この数値は、経済不況による負担割合急増時期は別として教育令前後もだいたいこの割合である。

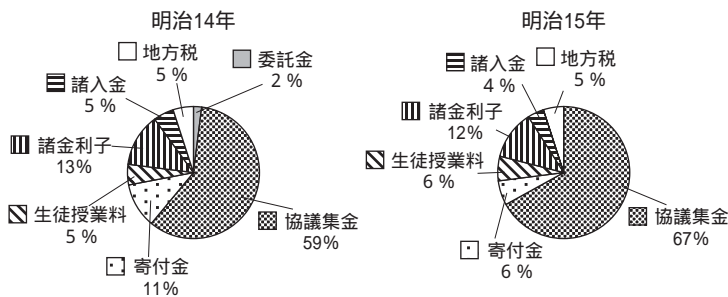
明治政府は、日本の緊迫した国際的環境の中から公教育を意識し、遠大なる計画であった学制公布に向け文部省は膨大な予算請求をする。しかし、これが受け入れられないために予算の裏付けが貧弱なまま近代初等教育は出発した。結局政府は、就学政策を押し進めながらも、委託金も廃止することから財政面で一歩後退した形となった。このため民費負担の増大は計り知れないものであった。さらに民衆を追い込んだのは経済不況である。しかしその中で誕生したのが、名目上設置者となる地方自治体が中心となって負担する原則であった。その設置者は、約半分である五〇〜六〇%前後の学校運営費を負担しなければならなかったようで、この原則はその後も脈々と受け継がれて台湾へ移植されることとなる。

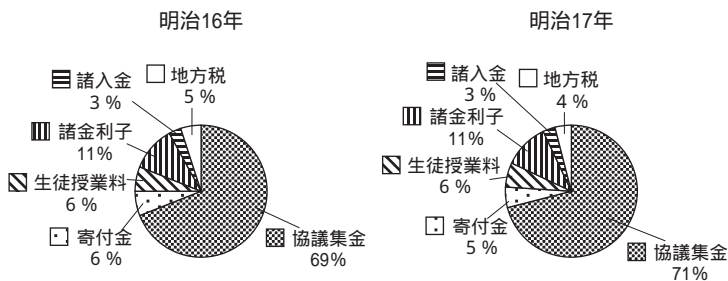
図表2 「学制」期の公学費収入割合



(出展) 『明治以降 教育制度発達史』第二巻 125頁より作成

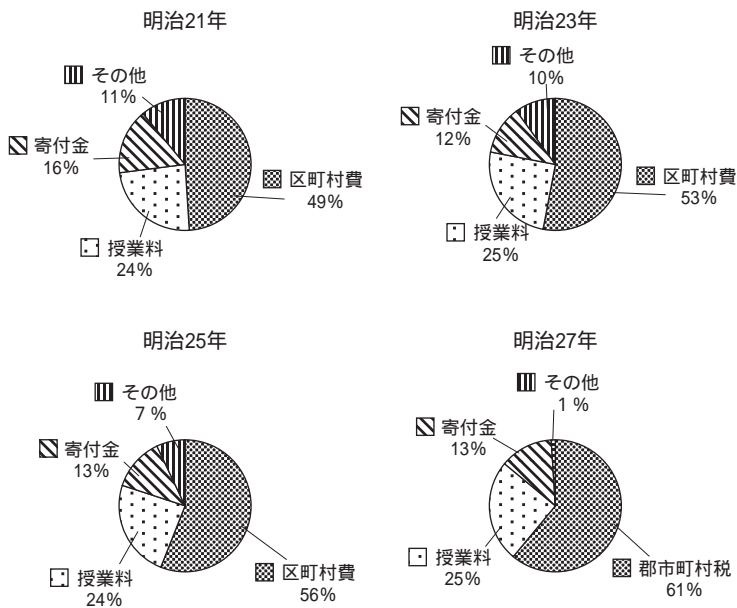
図表3 町村立小学校費収入割合





(出展) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第二巻 46頁より作成

図表4 公立小学校歳入の構成比



(出展) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第二巻 86頁より作成

### 3 教育課程と学級の変容

文部省は、「学制」の発布と同時に教則を定めている。次頁の表7「小学教則概要」で明らかのように、ここでは下等小学・上等小学ともに八級四年、あわせて十六級八年制と定め、各級で授ける教科と時間と、その指導法のあらましを規定した。しかし、休業日の変更<sup>15)</sup>から明治六年二〇日文部省布達七六号を以って表8「小学教則概要」のように改正される。いずれも、外国翻訳の国語入門科目をむやみに多くとりいれ、非常に複雑な構成をとっている点が大きな特徴である。

小学教則の考案を重大な任務として発足した師範学校からも明治六年五月に「改正下等小学教則」「上等小学教則」が同時に出される<sup>16)</sup>。それを科目名だけでまとめたものが下の表9である。

ここでも十六級八年制が採用されている点では共通しているが、授業科目においてかなり異なっているのは一目瞭然である。文部省は、これらを参考に府県が斟酌して土地に適した教則をつくればいいとした。し

表9 師範学校の改正下等小学教則と上等小学教則

等	級	学 科 目						
下 等	第8級	読物	算術	習字	書取	問答	復読	体操
	第7級	読物	算術	習字	書取	問答	復読	体操
	第6級	読物	算術	習字	書取	問答	復読	体操
	第5級	読物	算術	習字	作文	問答	復読	体操
	第4級	読物	算術	習字	作文	問答	復読	体操
	第3級	読物	算術	習字	作文	問答	復読	体操
	第2級	読物	算術	習字	作文	問答	復読	体操
	第1級	読物	算術	習字	作文	問答	諸科復習	体操
上 等	第8級	読物	算術	習字	作文	輪講	暗記	体操
	第7級	読物	算術	習字	作文	輪講	暗記	体操
	第6級	読物	算術	習字	作文	輪講	暗記	体操
	第5級	読物	算術	習字	作文	輪講	暗記	体操
	第4級	読物	算術	習字	作文	輪講	暗記	体操
	第3級	読物	算術	罫畫	作文	輪講	暗記	体操
	第2級	読物	算術	罫畫	作文	輪講	暗記	体操
	第1級	読物	算術	諸科復習	作文	輪講	暗記	体操

(出典)『日本近代教育百年史』3巻、558頁「下等小学教則」・562頁「上等小学教則」から作成

表7 小学教則概要 (明治五年十一月十日文部省布達番号)

生	化	博	幾	野	細	史	書	細	各	書	地	文	讀	會	地	會	單	會	單	洋	單	綴	一	年	每	小	
理	学	学	何	画	字	学	牘	字	科	理	理	本	話	話	理	話	語	話	身	法	語	字	週	齡	級	学	
					速	輪	作	習	温	字	字	論	論	書	取	方	方	本	誦	誦	算	字	間	六	六	下	
																			四	三	六	六	六	時	六	八	等
																			四	二	六	四	六	時	六	七	等
																	六	四	六	二	六	六	時	七	六	等	
															二	三	六	四	二	一	六	六	時	七	五	等	
												欠	六	四	二	六					六	六	時	八	四	等	
									二	二	六	欠	六	二							六	六	時	八	三	等	
									四	四	六	欠	六								六	四	時	九	二	等	
								二	六	六	四	欠	六								六	四	時	九	一	等	
							六	二		六	六	欠	四								六	四	時	十	八	等	
							四	六	二		六	六	欠	四							六	二	時	十	七	等	
					二	二	四	六			六	四	欠								六		時	十	六	等	
					四	二	二	六			四	四	二	欠							六		時	十	五	等	
					四	四	二	二			四	二	二	欠							六		時	十	四	等	
					四	二	四	二	二	四		二	二	欠							六		時	十	三	等	
					三	三	四	三	二	二	三		二	二	欠						六		時	十	二	等	
					一	二	二	六	四	二		二	二	欠							六		時	十	一	等	

(『文部省百年史』80頁より作成)

表 8 小学教則概要 (明治六年「小学教則改正」の附表)

生	博	幾	算	細	史	書	細	各	物	地	文	讀	會	養	地	會	讀	單	單	修	國	洋	單	綴	一	年	每	小		
理	学	学	何	画	学	作	字	科	理	理	本	話	話	生	理	話	本	話	話	身	体	法	語	習	週	齡	級	学		
学	学	何	画	写	輪	文	習	温	學	學	論	論	取	授	誦	方	方	取	本	誦	口	術	方	字	四	六	六	六	下	
																			二	一	一	四	四	四	四	時	歲	八	等	
																			二	二	一	一	六	二	四	四	時	歲	七	下
																四	二	四		二		四	四	四	時	歲	六	下		
													一	二	四	二	二		一		四	四	四	時	歲	七	五	下		
										欠	四	二	二	四							四	四	四	時	歲	八	四	下		
								一	一	四	欠	四	二								四	四	四	時	歲	八	三	下		
								二	二	四	欠	四									四	二	二	時	歲	九	二	下		
								二	四	四	二	欠	二								四	二	二	時	歲	九	一	下		
							四	二		二	二	欠	二								四			時	歲	十	八	上		
							二	四	二		四	四	欠								四			時	歲	十	七	上		
				二	二	二	四			四	四	欠									四			時	歲	十	六	上		
				二	二	二	四			二	二	欠									四			時	歲	十	五	上		
				二	二	二	二			二	二	欠									四			時	歲	十	四	上		
				二	一	一	二	二		二	二	欠									四			時	歲	十	三	上		
				二	二	二	二	一	二		一	二	欠								四			時	歲	十	二	上		
一	一	二	四	二	二	一				一	一	欠									四			時	歲	十	一	上		

(『文部省百年史』82頁より作成)

かし、煩雑な文部省の小学教則を参考にするところはなく、多くの府県の学務掛が師範学校の小学教則に飛びついた。<sup>(17)</sup>そして東京師範学校卒業生が府県で指導したこともあり、師範学校の小学教則はもちろん教授法に至るまで急速に広まりを見せ、全国一斉に師範学校の小学教則が施行されるに至ったわけである。

しかし、教則を定めたからといって各小学校がそれに従って授業が行うことができたかという別問題である。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（文教図書、一九六八年）には、各小学校の様子について記述された史料が紹介されている。明治七年、東京の育英小学校に入学した者の回顧によると、以下のようなものである。

最初に福沢先生の『世界図画』を授けられた。家庭で大学や唐詩選の素読を教へられてゐた私には『世界図画』が馬鹿々々しかつたが、口調が面白いので飴屋の唄と一緒に暗誦した。『世界図画』がウイルキソンのリーダーの翻訳の読本と変つたのは夫から一年ばかり後だつた。其頃の小学教科書は大抵西洋の教科書の翻訳だつたから、今のと違つて世界的で、歴史や理科学の階梯は読本で教へられた。其頃の西洋の教科書には聖書の記事が多かつたので、其の翻訳読本を課せられた私達は早くからモセスやアブラハムやソロンやサムソンの名や伝説を吹込まれた。（中略）

小学校時代私が一番弱らせた科目は簿記と経済学であつた。其頃はマダ民間は勿論官庁でも洋式記帳を用ひなかつた。大蔵省が外人を聘して簿記を練習せしめたのは夫から一二年後であつたのを小学校生に課したのだから教員からして実はアヤフヤであつた。私達は何の事だか解らずに空々寂々に終つた。経済学は牧山耕平という人の翻訳書を教科書として与へられアダム・スミスの針の譬喩咄など教へられて得意になつていたが、大部分が殆ど不可解で、教員の説明からして頗るウロンであつた。（中略）

体操などは怠けても先生にも父母にも決して叱られないで、マジメに体操などをしてると先生からも父母



からも却つて笑われ戒められたりしたもんだ。(中略) 体操や運動はドコの学校でも軽視されるといふより無用視されていた。<sup>(78)</sup>

これが東京の様子であるから、地方ではさらに奇妙な授業であつたことは想像に難しくない。静岡県下で三番目に大きい松尾小学校に入学した者は、その頃の教育について以下のように回顧している。

下等小学ではどんなことを教はつたかと申しますと、国語、算術、習字、唱歌などでした。仮名からだんだん教へる国語読本などもまだ影も形もない時代で、教室にはたゞ大きな掛図が下げられてそれを頼りに学ぶのでした。どういふ文字を習つたかといひますと、フランスの本から訳しやものらしく「神は天地の主宰にして人は万物の靈なり」といふやうなことをいきなり一年生からやるのです。一枚の掛図にさういふ文章が書いてあり、もう一枚の掛図には「神、天地、人、万物」などといふやうに漢字ばかり拾ひ出して書いてあるのです。

それから算術は足し算引き算からやりましたが、初めは算用数字ではなく「一、二、三」の漢字を使つて計算でも何でもやつていました。途中で浜松から静岡かどつちかから算用数字を知つてゐる人が来て教へてくれました。それからやつと「1、2、3」を使ふやうになりました。数学ではもう一つ、「形体線図」といふものを習ひました。先生が黒板に直線や折線や曲線を書いて、その名称を憶えさせるのでした。これはその時には勿論、今考へてみても何のために学んだのか一向に分かりません。黒板は初めからありまして、これがお寺の本堂を学校らしく見せていた唯一の道具でありました。時々その黒板が眞白になつて白黒の字が見えなくなることがありました。すると先生は生徒に命じて墨をすらせ、それをベタベタ黒板に塗つて乾かしてから使つたといふやうな滑稽なことも屢々でした。(中略)

上等学校で習つたものは漢語が主だつたやうに思ひます。考経などの一節を障子紙に写したり、論語、孟子の

素読を受けたことを思ひ出します。国文は大して習ひませんでした。それは江戸から行った武士の間に、漢学の素養のある者はあつても国学の方は修めた人がなく、従つて適当な先生が得られなかつたからでありませう。歴史といふ時間も別にありませんでしたが、国史略を読みましたから大抵の觀念は得られました。地理は全然なし、理科も絵も習ひませんでした。裁縫は家で母親から教はるもので、学校でわざわざそんな時間を設けるなどといふことは誰も思ひ着きませんでした。初めは体操ありませんでしたが、私共が上等小学へ進んだ頃、誰かゞどこかで聞き覚えて来て、「一、二」「一、二」の号令で、手を伸ばしたり曲げたりする程度の簡単な体操が始まりました。<sup>(79)</sup>

寺子屋や藩の学校にはなかつた新しい教科は、やはり円滑には実施されていなかつたし、中には全く無視されている教科もある。そして、それ以前に教師が生徒に教えるほど理解できていないのが目につく。学制は実学主義を唱えながらも非実用的で形式主義に陥つていくといふことはここからも指摘できる。前述した九鬼や西村の報告書は、まんざら誇張したものでもなかつたのである。このような実状に即応する教育が要求されるような声が強くなると、明治一年五月二三日「小学教則」を廃止<sup>(80)</sup>、学制改革が具体化することとなるが、新たな教則が定められる明治一四年までは各府県で多様な教則が編成されることとなる。

明治一二年の教育令では、公立学校の教則は文部卿の認可（教育令第二二条）、私立学校の教則は府知事県令に關申すること（教育令第二三条）となつていた。しかし、前述した改正教育令により、公立私立に關係なく小学校の教則は「文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ文部卿ノ認可」を経て管内に施行するものと厳格に規定される（改正教育令第二三条<sup>(81)</sup>）。つまり、公立はもちろん私立においても教則編成の主体は府知事県令であり、その決定にあたっては文部卿の認可を必要であることと定められた。

そして、その改正教育令に基づいて新たな教則である「小学校教則綱領」<sup>82)</sup>が、明治一四年五月四日に定められる。それには、小学校を初等科、中等科、高等科と三段階編成とし（第一条）、それぞれの就学期間は、初等科と中等科は三年、高等科は二年とし（第六条）、教科は以下のように定められた。

この「小学校教則綱領」は、教学聖旨の影響を大きく受けるものでもあった。それは、小学校の学科についての規定で、教育令は教科の末尾に置かれていた「修身」を首位に置き、国民精神を育成するものとして「修身」と「歴史」を特に重視するという方針をとるとい形で反映している。これは『学制百年史』<sup>83)</sup>が認めるように、明治一〇年代の初めころから社会一般の復古思想と関連して、儒教主義を基本とする皇国思想が政府の文教政策の中核となっていく過程と見ることができるともあろう。<sup>84)</sup>等級制は依然と基本的に維持されているが、そのあり方について次第に考えられている傾向にあつた。「小学校教則綱領」には等級編成について何も規定してなく、「学期」（修業期間）を「年」という単位で表現していて、その付表の学科課程表では、従来の「級」に代わって「前期」「後期」を単位として用いている。しかし、実際に施行された各府県の小学校教則の大部分は、まだ初等科・中等科を六〜一の等級・高等科を四〜一の等級に区分していることから、根本的な変容にまでは至っていない。<sup>84)</sup>

等級制が検討されつつあつた背景には、これも現実の教育現場では等級制の施行

表10 「小学校教育綱領」による教科

	学 科 目
初等科	修身 読書 習字 算術 (唱歌) 体操
中等科	修身 読書 習字 算術 (唱歌) 体操 歴史 地理 図画 博物 物理 裁縫 (女子)
高等科	修身 読書 習字 算術 地理 図画 博物 (唱歌) 体操 裁縫 (女子) 科学 生理 幾分 経済 (女子は家事経済)

(注)「小学校教則綱領」初等科は第2条、中等科は第3章、高等科は第4章から作成

が困難であつた状況にあつたことがあげられる。一学校一六等級に一六人の教員を配置することは、当時の地方財政の状況から考えると実行不可能であつた。こうしたことからも、実態として多くは一教員の複數等級担任制である合級制が行われていたのである。そして、「松方財政」の展開に伴なう地方経済の不況と町村財政の困窮化が深刻するにつれ、八〇年代になるとこの合級制は好むと好まざるに関係なく行われるようになり、第三次教育令のもと出された明治一八年二月二日文部省達第一六号において以下のように定められた。

公立小学校ニ於テハ修業期間一箇年ヲ以テ一學級トスヘシ此旨相達沿候事

但特ニ修業期限半箇年ヲ以テ一學級トセントスルトキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ<sup>(85)</sup>

これはすなわち一カ年を単位とした「學級」編成を原則として定めたものであつた。ただし、それはあくまで原則であつて半箇年も依然認めていることや、同日文部省達一七号で私学の場合は従来半箇年編成を一般的に認めていることから完全に「學級」を認めるに至っていない。「學級」が法制上認められるのは、第二次小学校令からである。

明治一九年の第一次小学校令に基づいて同年五月二十五日、文部省令第八号を以つて新たな教則である「小学校ノ学科及其程度」が定められた。全十条からなるこの「小学校ノ学科及其程度」により、従来の「小学校教則綱領」では府知事県令が地方の実情を考慮して小学校の教則を編成することとなつたいたが、小学校令第一二条において「小学校ノ学科及其程度八文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」と定められた。つまり、文部省の設定した基準に基づき、地方長官が府県の教則を定め、文部大臣の許可をうけるといつかつての形式に変更が加えられ、ここでは直接文部大臣が基準を定め、全国の教育を統一する性質を持つことに大きな特徴があつた。

第一次小学校令下の教則については下の「表11」の通りである。基本科目と言えるのは、どの学年にもある学科

表11 第一次小学校令下の教則一覧

計	体 操	唱 歌	商 業	手 工	農 業	英 語	裁 縫	図 画	理 科	歴 史	地 理	算 術		習 字	作 文	読 書	修 身			
												算 珠	算 筆							
27.5	3												6	5	3	9	1.5	一 年	尋 常 小 学 校	
27.5	3												6	5	3	9	1.5	二 年		
27.5	3							1.5				3	3	4	3	8.5	1.5	三 年		
27.5	3							1.5				3	3	4	3	8.5	1.5	四 年		
男 31 女 34	3	1.5						3	2	3	2	2		6	2	2	6	1.5	一 年	高 等 小 学 校
男 31 女 34	3	1.5						3	2	3	2	2		6	2	2	6	1.5	二 年	
男 31 女 34	3	1.5						3	2	3	2	2		6	2	2	6	1.5	三 年	
男 31 女 34	3	1.5						3	2	3	2	2		6	2	2	6	1.5	四 年	

(注) 尋常小学校では土地の状況によって図画と唱歌を加えることができる。  
 高等小学校では土地の状況によって英語・農業・手工・商業を加えることができた。  
 裁縫科は女兒のみ。

(出典) 文部省総務局編 『日本近世教育概覧』 大空社、1992年、36～40頁から作成

表12 第二次小学校令下の教則一覧

計	体 操	唱 歌	商 業	手 工	農 業	英 語	裁 縫	図 画	理 科	外 国 地 理	日 本 歴 史	日 本 地 理	算 数	習 字	作 文	読 書	修 身		
24	3												5	4	9	3	一年	尋常 小 学 校	
24	3												5	4	2	7	3		二年
27	3												6	4	3	7	3		三年
27	3												6	4	3	7	3		四年
30	男3 女2	2					3	2	2	男4 女3	男5 女4	男5 女4	3	2	5	2	一年	高等 小 学 校	
30	男3 女2	2					3	2	2	男4 女3	男5 女4	男5 女4	3	2	5	2	二年		
30	男3 女2	2					3	2	3	男4 女3	男5 女4	男5 女4	3	2	5	2	三年		
30	男3 女2	2					3	2	3	男4 女3	男5 女4	男5 女4	3	2	5	2	四年		

(出典) 文部省総務局編『日本近世教育概覧』大空社、1992年、36～40頁から作成

「修身」「読書」「作文」「習字」「算術」「体育」と言えよう。

続いて第二次教育令が公布され、それに基づいて明治三十四年一月十七日に省令を以って「小学校教則大綱」が定められる。その教則については下の表11の通りである。

依然「修身」「読書」「作文」「習字」「算術」「体操」の六科目は基本科目といえよう。ただ、授業時間に関して言えば、修身の性格が前年に発布された「教育勅語」により明確化したことを受け増加している<sup>86</sup>。また、他の教科の性格もここで変化する。歴史地理では、德育を中心とする忠君愛国の国民形成への志向が示され、理科では実用との関連が強調されるようになる<sup>87</sup>。第二次小学校令に基づく教則により、「国民的徳性ノ涵養」と「実用的知識・技能」の二本柱が掲げられるようになり、その後の学校教育に大きな影響を与えることとなる。この「德育」「知育(実学)」は、日本内地だけでなく台湾の初等教育機関である公学校規則の第一条にもそのまま反映されることとなった<sup>88</sup>。

学級は、明治三十四年一月十七日に第二次小学校令のもとで出された「学級編制等二関スル規定」により法制上確定する。これにより従来の「等級制」から教授・学習組織としての「学級制」へ移行する。これは教育観の変容を意味する重要な転換でもある。等級制は児童の学力如何によって個々の所属が変化する制度であり、一方の学級制は学級の振り分けて多少学力が考慮されるが、編制基準はあくまでも児童数であり、集団性を養成するものでもある。他の言い方をすれば、等級は児童の学力水準が基礎を置いていたが、学級は教員の教授上において便宜的に編制されたものである。つまり、等級制は学習本位の組織で、学級制は教授本位の組織とも言える<sup>89</sup>。

第二次教育令までの等級制は、まさに知的啓蒙を最重視した時代の教育観を反映したものであり、それが学級制に移行したことはかつて重視した「知識技能」を二次的なものに追いやり、「道德教育及国民教育ノ基礎」を優位に置くことを意味したものであった<sup>90</sup>。

この教育観の変化は大きく、台湾の公学校にもそれは適用されることとなる。

#### 4 明治政府と私塾・家塾対策

小学校の設置及び保護において、私塾・家塾<sup>(91)</sup>の処置をどうするかいうのも重要な問題である。学制には明治政府の私塾・家塾に対する当初の考え方が反映している。

第十四条 官立私立ノ学校及私塾家塾ヲ論セス其学校限り定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進否等ヲ書記シ毎年二月  
学区取締ニ出スヘシ学区取締之ヲ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督学局ニ出スヘシ

第四十四条 私学私塾教員タルモノ総テ規則ニ違ヒ或ハ不行状アル時ハ之ヲ譴責シ又ハ之ヲ止メシムルアルヘ  
シ<sup>(92)</sup>

このように公学教員と同様きびしく取締まる方針を示している。しかし、これがそのまま弾圧政策を示しているわけではない。優秀な教員の褒賞、生徒の試験やその際の臨席、優秀生徒の褒賞や貸費などについても公私を差別せず認めている点などから、公私関係なく統制していこうとするものであった。しかし、この方針は実際にこれを使用するのは地方官であって、家塾の処置は地方官に委ねられたことになる。

地方官のそれらに対する認識や対応は様々であったようである。倉沢剛『小学校の歴史』には関東地方を例にして家塾を全廃してこれとは全く別に公立小学を管下の全域におこそうとした型 従来の家塾にやや修正を加えて、そのままこれを小学校とし、だんだん小学校の教則を改正していった型 これまでの家塾にはかくべつ手を触れないで、別に少数の公立小学校をおこし、家塾のうち内容のよいものを私立小学とし、さらに教則の改まったものを公立小学に引き直すというように、少数の公立と多数の私立という方式をとった型があった具体的な資料をもとに述べて



ある。ただ地方官の立場からすれば、小学校の設置・維持を任せられた以上、授業料を徴収しなければそれは困難であるため、<sup>(94)</sup> のような弾圧策に出るところも少なくなかったようである。いずれにせよ、こうした地方官の対応により私立小学校数は下の「表13」からわかるように明治六年には四五三校あったのが明治七年には二三一校、明治一〇年には一一七八校まで激減している。

しかし、明治一一年、特に明治一二年において私立小学校は増加傾向にある。これは、学制により広がった近代初等教育に対する失望の広がりを見せている。公立小学校に入ったものの、学習内容は実生活とはかなりかけ離れたものであったため、反動として寺子屋のような親しみやすいかつての教育機関を求めた者が増えたためと言えよう。そして、明治一二年の急増は、教育令を受け庶民に教育を任せられたと解釈し急増したものであった。また、その中には依然と官学に対する抵抗を持つ人間や、新政府に対する抵抗行為として私学を設立・通学した人間も少なからずいたことを土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』では述べている。<sup>(95)</sup> これら私立学校の増加の諸原因は、日本統治下における台湾での伝統的教育機関「書房」が一時期増加傾向に向かった時の理由に似通っている。

日清戦争後、公立小学校の就学率は急激にあがり、そして開戦前の明治二六年は五八・七三%だった就学率は、一〇年後の日露開戦直前の明治三七年には九三・二三%にまで跳ね上がった。<sup>(96)</sup> これは日清戦争による賠償金をもとに小学校の国庫補助制度が確立したことも一つの要因であるが、それよりも日本の民衆が日清戦争によって初めて国家と天皇を認識し、日本

表13 「学制」施行後における私立小学校の変遷

	明治6年	明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年
私立学校数	4563	2321	2237	1460	1178	1190	1315

(出典) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六八年、一八七頁から作成)

人であることを自覚する過程において、こうした反公立学校運動がかき消された結果でもあった。

## 二 台湾教育の創始

### 1 領台初期における伊沢修二の教育構想と就学政策

明治二八年五月始め頃には、日清戦争の大局は定まっていた。すなわち、四月一七日に日清講和条約が下関において調印されたが、四月二三日に予期しなかった事態であった三国干渉が起こる。三国干渉により、日本は遼東半島を返還せざるをえなくなった。こうして日清戦争は戦争に勝って外交に負けたわけであるが、それでも五月一〇日に日清講和条約・別約・議定書が公布されて、日本は台湾の領有権を得るという形で日清戦争は幕をおろすこととなった。

そのころ、広島大本営では早くも総督府の人選が始まった。その中に当時文部省参事官を非職となり、国家教育社を組織して国家主義教育を唱えていた伊沢修二がいた。伊沢は牧野文部次官を介して、同年二月初代台湾総督に内定していた海軍大将樺山資紀を大本営に訪ね、台湾教育問題について進言しさらに彼の台湾に国家教育を移植することを希望した。その結果「寧ろ自ら局に当たって見ては如何」という樺山のすすめをもらって伊沢は同年五月八日、大本営付陸軍省雇員としての台湾総督府随員となった。そして台湾総督府民政局長に内定していた水野遵と打ち合わせたのち、台湾総督府仮条例が制定された五月二日、学務部長心得を委嘱されて台湾へ向かうところとなった。台湾総督府初代学務部長伊沢修二はこうして誕生した。

実は下関講和条約が調印される以前に伊沢は明治二八年一月、国家教育社会で台湾の植民地経営について次のようなことを述べている。

兵ヲ置テ反乱ヲ鎮圧スルハ是外形上ヨリ民心ヲ威服セシムル者ニテ新領土ノ秩序ヲ維持スルニハ実ニ必要ナレ

トモ唯威服セシムルノミニテ之ヲ懐カシムル道ヲ謀ラサレハ不可ナリ故ニ威力ヲ以テ其外形ヲ征服スルト同時ニ別ニ其精神ヲ征服シ旧国ノ夢ヲ去テ新国民ノ精神ヲ發揮セサルベカラス即チ之ヲ日本化セシメサルヘカラス彼等ノ思想界ヲ改造シテ日本人ノ思想ト同化セシメ全ク同一ノ国民トナラサシメサルヘカラス而シテ此ノ如ク彼等ノ精神ヲ征服スルハ即チ普通教育ノ任務ナリ故ニ果シテ新領土ヲ得ルコトアラハ普通教育ヲ施スノ必要ハ同時ニ我  
ノ政治家ニヨリテ覚悟セラルヘシ而シテ精神ノ征服ハ威力ノ制圧ニ比スレハ其事一層複雑ナルヲ以テ其ノ施設ノ方案ニ至リテ八実ニ深キ思想ヲ要セサルヘカラス<sup>(10)</sup>

伊沢の意気込みを感じるのは然る事ながら、「日本人ノ思想ト同化」させようと述べていることから、渡台以前から彼の地で教育における同化政策を施行しようとしていたことは最も注目すべきところであろう。彼の思想の骨格は国家有機体説<sup>(11)</sup>に基づく国家主義で、それが後の台湾教育に大きく反映されることになる。統治方針と同様に教育政策でも、「植民地主義」と「内地延長主義」<sup>(12)</sup>とに大きく分けることができるが、伊沢修二は「同化」を全面的に押し出そうとの考えからも、どちらかというと後者の論理の持ち主という言い方もできるかもしれない。しかし、領台当初から積極的な同化政策が教育方針として導入されてはいない。それは、伊沢本人が理想とそれに対する現実とのギャップを目の当たりにしたことによる。

今教育施行の上より台湾を見る時は東部台湾と西部台湾とに分ちて觀察するを要す。西部台湾は多く福建州より移民にして如し其の中の多少の土民あるにせよ福建の風習に感化せられ言語の如きも福州語即ち支那南辺語にして西部台湾は殆んど福州移民の為め占有せられたるもの如し<sup>(13)</sup>

と、渡台前伊沢は台湾西部の住民が話す言葉を福建語としている認識していたが、実は一般に言われる廈門語（泉州語）が使われていたという事実<sup>(14)</sup>に直面したことに起因する。つまり、渡台以前の伊沢が持つ台湾情報はまだまだ不足

していて、さらに不確かなものも多かった。また、それ以前にさらに大きな要因として、

内地人にて土語を解するものは至つて少なく、土人中には日本語を解するもの、殆んど絶無の有様なり<sup>(10)</sup> という伊沢の理想とははるか程遠い厳しい現実に打ちつけられたからに他ならない。新領土の開拓に情熱を燃やした伊沢であったが、台湾に到着したと同時に台湾住民との意思疎通が予想以上に困難であることに啞然とした。さらに、台北城内は「匪賊」が横行しているために治安が悪化し、「教育するべきものは一人も居ない」<sup>(10)</sup> という状況の中では、伊沢の理想を今すぐ実現する可能性は当然ながら全くなかった。こうした経験が、伊沢の構想を変更させ、台湾の教育政策をも模索的・妥協的なものへと変化させていく。領台初期の教育政策は、伊沢の理想に対して厳しい現実が立ちだかつた経験により、方向性が形作られたものであつた。

台北郊外に文藻の地と知られ、進士・拳人・秀才を多く輩出している士林という地があり、伊沢はそこにまだ人民が残っているという情報に触れる。そこで、かつて士林の人が学堂を開いていた芝山巖という地に学務部移転を決めた。こうして明治二八年六月二八日、学務部を芝山巖に移し、芝山巖学堂は開設されることになる。その開設直前の六月二〇日、伊沢は自ら構想した台湾の学事計画案を民政長官である水野遵に提出している。

#### 目下急要ノ教育関係事項

##### 一 彼我思想交通ノ途ヲ開クベキ事。

(甲) 新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ習ハシムル方法ヲ設クベシ。

(乙) 本土ヨリ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言ヲ習ハシムル方法ヲ設クベシ。右二項ノ目的ヲ達スル  
タメ、

(一) 近易適切ナル会話書ヲ編輯スルヲ要ス。之ニ要スル人員八、彼方言ニ通ズル者、支那南辺語ニ通ズル者、

英佛又ハ独語ニ通ズル者トス。

(二) 日本語及彼方言伝習ノ途ヲ開クヲ要ス。之ニ関スル設備ハ、官衙等不用ニ屬スル者ヲ屬スルモノヲ以テ伝習所ニ充ツベシ。通訳官ヲ以テ其教員ニ充ツベシ。日本語伝習生ハ主トシテ新領地人民中ノ官吏志願者、又ハ中等以上ノ地位アル者ノ子弟、彼方言伝習者ハ主トシテ總督府ノ所屬員、又ハ總督府ノ許可ヲ受ケタル者、伝習所外ニ於テモ日本語伝習ノ途ヲ開クベシ。

二 文教ヲ尊ブノ主意ヲ一般人民ニ知ラシムベキ事。

(甲) 新領地ノ秩序稍ヤ立ツヲ待テ、文教ヲ尊ブ主意告諭ヲ發スベシ。

(乙) 文廟等ヲ神聖ニ保テ、且之ヲ尊崇スルコトニ注意スベシ。

(丙) 支那歷朝ニテ取用セル科擧考試ノ法ヲ破壊セズ、仰テ之ヲ利用スベシ。例ヘバ新領土人民ヲ下等官吏ニ採用スルニモ、試験科目中ニ日本語ノ端緒ヲ加フルノ類ナリ。

三 宗教ト教育トノ關係ニ重キヲ置クベキ事。

(甲) 耶穌教ノ宣教師等ヲ待遇スルノ方法ヲ誤ラザルヲ要ス。

(乙) 本土ヨリ派生セル各宗ノ布教師ヲシテ、適當ノ範圍ニ於イテ布教セシムルヲ要ス。右ニ項ノ目的ヲ達スルタメ、宣教師及布教師等トノ交際ニ注意シ、且時々教会教院等ヲ巡問スベシ。之ニ要スル人員ハ、英語ニ通ズル者、仏語ニ通ズル者、神仏ニ教ニ関スル知識アルモノトス。

四 人情及風俗ヲ視察スベキ事。

教育ハ人心ヲ根底ヨリ醇化スベキモノナレバ、各種ノ社会ニ涉リ深ク人情風俗ヲ察シ、之ニ適應スベキ教育法ヲ設クルヲ要ス。故ニ当初ニ在テハ、当局者特ニ此般ノ視察ニ注意セザルベカラズ。

永遠ノ教育事業

一 台湾總督府所在地ニ師範學校ヲ設ケ、之ニ模範小學校ヲ付屬セシムベキ事。  
之ニ關スル設備ハ、

(甲) 師範學校ノ分、校舍校地ハ官衙等ノ不用ニ屬セルモノヲ以テ之ニ充ツ。學校長ハ本土ニ於テ教育上ノ經驗アル教育家ヲ以テ之ニ任ス。教員ハ日本語學ニ通ズル者、高等師範學校又ハ東京師範學校ヲ卒業セシモノ、其他適當ノ資格アルモノ、生徒ハ内地人ニシテ尋常師範學校ヲ卒業セシ以上ノ者、新領地人民ニシテ從前県試ヲ經タル以上ノ者。

(乙) 模範小學校ノ分、校舍校地ハ前ニ同ジ、教員ハ師範學校ノ上級生又ハ其卒業生ヲ以テ之ニ充ツ。但最初ハ極メテ速成ノ者ヲ用フ。生徒ハ最初八中等以上ノ人民ノ子弟ヲ入レ、漸次下級ノ人民ニ及ボス。

二 師範學校用及小學校用ノ教科書ヲ編輯スベキ事。

編輯ヲ要スル圖書ハ日本語學書、讀書、修身書、地理及歴史、之ニ要スル人員ハ、師範學校教員、編輯專務ノ者。

三 各県所在地ニ漸次師範支校ヲ置キ、各之ニ模範小學校ヲ附屬セシム。之ニ關スル施設ハ、

(甲) 師範學校ノ分ハ校舍校地ハ前ト同ジ。教員ハ本部師範學校卒業生、其他適當ノ資格アル者。

(乙) 模範小學校ノ分ハ校舍、校地、教員、生徒皆前ニ同ジ。

四 總督府所在地又ハ各県設置ノ模範小學校整備スルニ至レバ、漸次各地ニ小學校ヲ設置スベシ。

本文小學校設備ノ方法等大体前ニ記スガ如シ。尤其校舍校地ニ就テハ、現用ト否トヲ問ハズ、官衙及官地ノ

不用二帰スルモノアル毎ニ務メテ之ヲ保存シ置キ、将来之ニ充用スルノ注意ヲ怠ラザルベシ。

五 師範学校ノ学科整備スルトキハ、之ニ併シテ農業・工業等ノ実業家ヲ設クルヲ要ス。是レ台湾ハ将来殖産興業ノ要地トナルベキ所ナレバ其教育方針モ実業ヲ主トスベキヲ以テナリ。

右八当初数年間ニ施設スベキ教育事業ノ概要ヲ示スニ過ギズ。進デ学制ヲ布キ、学区ヲ設ケ、学齡就学ノ法ヲ行フガ如キ、又中等以上ノ学校及各種専門ノ学ヲ興スガ如キハ、尙ホ幾年ノ後ヲ期セザルベカラザルニヨリ、今此ニ之ヲ述ベズ。要スルニ教員ノ事業タル素ト精神上ニ属スルモノナレバ、其法規明文ノ燦然光輝ヲ放タンヨリ、寧ロ不言不文ノ間ニ其实功ヲ収メシコトヲ望ムモノナリ。<sup>10)</sup>

この計画案は、順調なる統治のために台湾人との意思疎通の必要性を強調した内容になっており、急進策として「目下急要ノ教育關係事項」と漸進策として「永遠ノ教育事業」とに分けられている。同化教育の二大根本方針として掲げられるのが、「国民精神の涵養」と「国語の普及」と言われているが、これを見ると意思疎通のためにも「速ニ日本語ヲ習ハシム方法」を教育における政策課題としていて、「国語の普及」を旨指したものと見ることもできる。そしてその「国語の普及」のための日本語教育機関と、教師の養成機関の必要性を訴えている。ただ、ここでは「同化」という言葉は見つからない。

それよりも特筆すべき点は、「進デ学制ヲ布キ、学区ヲ設ケ、学齡就学ノ法ヲ行フガ如キ、又中等以上ノ学校及各種専門ノ学ヲ興スガ如キハ、尙ホ幾年ノ後ヲ期セザルベカラザルニヨリ、今此ニ之ヲ述ベズ」と、今すぐとは述べてないものの伊沢修二が学区制を視野に入れている点である。内地において学区が置かれたのは前述したように明治六年の学制公布からであるが、その学区制は明治一二年の教育令により廃止されている制度である。内地における学区制は、一般行政区画から独立した教育行政独自のものであって、それに加えて当時の一般行政区画が江戸時代からあつ

た地方公共団体の性格を持つ「村」とは別の「区」が置く「大区・小区制」が敷かれていたことから地方の混乱の原因にもなつたものであつた。それをあえて伊沢は導入しようとしていたのは、明治初期の学区制を基盤とした急激な小学校設置政策に対し、ある程度の評価していたことを意味する。

芝山巖移転後、民政局に提出した学務部施設事業意見書では、さらに台湾における教育方針が具体化している。

#### 一 教育二関スル事

師範学校中学校等ノ予備トシテ日本語学校分チテ國語伝習所及教員講習所トス其ノ設立要項八次ニテヲ掲ケヲ設立シ、将来教員タルベキ者、若シクハ官吏ニ採用スベキ本島人生徒ニ日本語ヲ教授スベシ。又内地人ニシテ通訳等ニ従事スル者ニ、土語ヲ教授スルコトアルベシ。

師範学校ヲ台北近傍ニ解説シ、漸次至校ヲ各県ニ置キ、之ト同時ニ模範小学校ヲ設ケ、設立ノ要項八次ニテヲ掲ケ漸次一般ニ小学校ヲ設置スルノ基礎ヲ立ツベシ。中学校及高等女学校モ亦漸次設立スベシ。本島各地ノ学士進士等ヲ集メ、我政府ノ旨意ヲ明ニシ、彼等ノ意見ヲ聞キ、戦後治民ノ大計ニ資スベク、又彼等優遇ノ方法ヲ設ケ、且将来官吏ニ採用スベキ人物ノ資格検定ニ関ル科目ヲ定ムベシ。

其他学術上ノ調査ヲ為シ、施設及学問ノ裨益ヲ謀ルベシ。

#### 一 図書編輯

新領地用ノ会話篇ヲ編輯シテ、本島人ニ日本語ヲ教へ、内地人ニ土語ヲ伝へ、以テ彼等ノ思想ヲ交通スベシ。

又、本島用ノ各種教科書ヲ編輯出版シ、並ニ本島ノ地理歴史等ヲ調査シテ新領地誌ヲ編輯シ、施政上ノ参考ニ資スベシ

#### 一 国語伝習所設立要項



目的 本所八速成ヲ期シ以来、(一) 師範学校ノ生徒ト為スベキ者、(二) 中学校ノ生徒ト為スベキ者、(三) 官吏ト為スベキ者ヲ<sup>地方ノ依職ニ係ル者</sup>、<sup>地方ノ依職ニ係ル者</sup>養成スルヲ以テ目的トス。

生徒ノ員数 第一期ニ養成スベキ総員ヲ百二十名トシ、其各種生徒ノ割合ハ(一) 師範学校ノ生徒ト為スベキ者四十名、(二) 中学校ノ生徒ト為スベキモノ四十名前、(三) 官吏ト為スベキモノ四十名<sup>地方ノ依職ニ係リ多少ノ増減アルベシト</sup>入。

生徒ノ資格 生徒タル者ノ資格ハ本島人ニシテ(一) 日本臣民タルコトヲ自任シ、日本ノ法律命令ニ服従スベキ誠意ヲ表シ、(二) 普通ノ漢書ヲ読ミ且普通ノ算術ヲ解シ、(三) 身体強健ニシテ年齢十五歳以上二十歳以下、<sup>地方ノ依職ニ係ル者</sup>、<sup>ノ年齢ハ此ノ限ニテアラズ</sup>(四) 癩癩白痴ノ遺伝ナク、(五) 天然痘若八種痘ヲ終リ、(六) 従来信用欠クガ如キ行為アラズ、(七) 就学又ハ服務ヲ防グルガ如キ家事ノ係累ナク、(八) 品位ヲ重シ清潔ヲ尚ビ、(九) 阿片烟ヲ喫セズ、(十) 賭博ヲ為サズ、(十一) 本島人ニシテ信用アル者ニ名ヲ保証ニ立テ、(十二) 卒業ノ後七箇年以上公務ニ復スベキ契約<sup>契約ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム</sup>ヲ為スモノタルベシ。

学科 (一) 倫道、<sup>人倫道德ノ大要</sup>(二) 国語、<sup>日本普通ノ言語及文章</sup>(三) 数学、<sup>四則及比例等</sup>ノ三科目トス。

学期 一箇年ト定メ之ヲ前後二期ニ分チ、速成ヲ要スルモノハ前期ニ於テ卒業セシム。

授業 毎日五時間以上、每週二十八時間以上トス。

校舎 当分官有家屋又ハ公立寺院等ノ中適當ノモノヲ修繕シテ之ニ充ツ。若其適當ノモノナキ時ハ、民有家屋ヲ買上ゲ若ハ借入レ以テ之ニ充ツ。

学資 生徒一人ニ付一箇月金三円五十銭宛ヲ給シ、之ヲ以テ食餌並筆紙墨等ノ科ニ充テシム。而シテ食餌八士人ヲシテ受負ハシメ、筆紙墨等八成ルベク現品ヲ付与シ、漫リニ金錢ヲ生徒ニ下付セズ。

監督 生徒ノ行為ヲ監視シ、若ハ之ヲ矯正センガ為總テノ生徒ヲ校舍ノ一部ニ寄宿セシメ、教員ヲシテ之ヲ監督セシム。校舍ノ都合ニ依リテハ別ニ寄宿舎ヲ設クベシ。

一 教員講習所設立要項

目的 本所ハ速成ヲ期シ、各地方ノ(一)小学校長若ハ教員タルベキ者、(二)国語伝習所長若教員タルベキ者ヲ補充スルヲ以テ目的トス。

講習生ノ員数 第一期ニ補充スベキ総員ハ三十九名トシ、其各地方配布ノ割合ハ、凡ソ(一)県庁ノ下ニ五名、(二)至県及一島司庁ノ下ニ三名トス。

講習生ノ資格 講習生ノ資格ハ(一)内地ニ於テ小学校ノ教員タルコトヲ得ベキ總テノ資格ヲ有シ、(二)身体強壯ニシテ本島ノ暑熱瘴癘ニ堪ヘ(三)言語明亮ニシテ多ク方言訛語ヲ交ヘズ、能ク国語ノ教導ヲ為シ、(四)家事ノ係累ナクシテ、五箇年以上本島ノ教育ニ従事スベキ契約ヲ為シ得ル者タルベク、其募集ハ内地ニ於テ之ヲ行フモノトス。

講習ノ学科 講習スベキ学科ハ、(一)土人教育ノ方案(二)本島普通ノ言語及文章、(三)国語伝習方案ノ三種トス。

講習ノ期限 凡ソ六箇月ト定ム、但講習生ノ学力ハ推方庁ノ需要ニ依リテハ、多少ノ増減アルベシ。

一 模範小学校設立要項

目的 本所ノ設立ハ、(一)全島小学校ノ模範ニ共ス、(二)教育ノ実験ニ供ス、(三)講習生若ハ師範学校生徒ノ実地演習ノ用ニ供スルノ目的ヲ有ス。

監督 当分ノ内本部ノ直轄ト為シ、師範学校成立ノ後ハ、之ヲ同校ニ移ス。

教員 当分ノ内八教員講習所ノ教員若八国語伝習所ノ教員ヲ以テ之ニ充テ、師範学校成立ノ後ハ、同校ノ訓導ヲ以テ之ニ充ツ。

生徒 生徒タル者ノ資格ハ、男女ヲ問ハス（一）良民ノ子弟ニシテ中等以上ノ生活ノ営ミ、（二）満六年以上十四年以下ニシテ、（三）天然痘若八種痘ヲ終リ、（四）半途ニシテ事故退学ヲ願ヒ出デザル旨ノ誓言ヲ為シ、（専ラ父兄ヲシテ其實ニ任ゼシム）（五）学校所在地ノ近傍ニ於テ一名ノ保証人ヲ立ツル者タルヲ要ス。

学科 概ネ内地ノ制度ニ依リテ稍々其ノ程度ヲ低クシ、殊ニ学語ノ一科ヲ加ヘ、且学家的ノ思想ヲ十分發達セシメンコトヲ務ム。

学年学期 凡内地ノ制ニ準ズ。

授業時間 毎日五時間、毎週二十八時間ト仮定シ、本土ノ氣候ト生徒ノ能力トヲ稽ヘ、多少必斟酌ヲ為ス。  
授業料 一般ニ之ヲ徴収スルモノト定ムト雖モ、当分ノ内八之ヲ免除ス。

徴科用品 教科用ニ属スル図書及諸品ハ、概ネ生徒ヲシテ自弁セシムト雖モ、其ノ種類ニオイテハ或ハ之ヲ給与ス。

学級補充 学級八初年ニ最少学齡者ヲ募集シテ最下学級ヲ編成シ、逐年之ヲ募集シテ全級ヲ補充スルヲ法トスト雖モ、隨時年長ノモノヲ募集シテ、適宜学級ヲ編成スルコトモアルベシ。<sup>(註)</sup>

教育の位置づけとして、意思疎通のため本島人生徒に対し日本語の教授を目標している点に変わりはない。そのために必要な教育施設名、それぞれの教育施設の生徒数、生徒資格、学期などがここでは明記されているわけだが、国語伝習所における生徒資格には、「卒業ノ後七箇年以上公務ニ復スベキ契約ヲ為スモノ」という条件が象徴するように、教員・官吏を採用することに教育目的があるということが全面的に出されているのもまた大きな特徴と言えるで

あろう。さらに、驚くべきこととして「第一期二養成スベキ総員ヲ百二十名トシ、其各種生徒ノ割合ハ(一)師範学校ノ生徒ト為スベキ者四十名、(二)中学校ノ生徒ト為スベキモノ四十名前、(三)官吏ト為スベキモノ四十名地方コノ依頼ニ由リ多少ノ増アルベシトス」と学生の人数を具体的な数で示すと同時に、その進路まで具体的に人数で示していた点に大きな特徴がある。そこには伊沢の理想の中にも緻密なまでの計画性を垣間見ることが出来る。

のちの台湾における初等教育機関となり国語伝習所での学科数は全部で三科目とされている。この時点では、初等教育機関であるというよりも、あくまでも「日本語ヲ教授」する機関であるとの意識の方が強く出されている。授業時間については、尋常小学校の毎週教授時間は二七時間、高等小学校は三〇時間とされていた内地教育とはさほど変わらない。校舎について、当分寺院や民家を使用しようという発想は、明治五年の学制公布時の教育政策と似通っている。明治九年における全国(北海道を除く)公立小学校のうち、新築は約二五%で、多くは寺院や民家を利用してゐる。特に寺院は全体の約三五%と最も多く、埼玉県の場合は六四五校のうち、寺院を利用した小学校は五二二校と八〇%近くを占めている<sup>⑩</sup>。

学資の要項では、「生徒一人二付一箇月金三円五十銭宛」を与えることも定められている。

この方針は、明治二九年九月一五日勅令第三〇五号「台湾総督府国語学校同附属学校及国語伝習所生徒学資金及旅費日当支給ノ件」<sup>⑪</sup>、同年九月二九日台湾総督府令第四〇号「台湾総督府国語学校同附属学校及国語伝習所給費生支給規則」<sup>⑫</sup>という形で受け継がれていて、ここにも伊沢の意気込みを感じることができる。しかし、この方針の下では当時本島人の生徒の中に、国語を学習するよりむしろ手当てだけを目的に入学する者も増えていく結果にもなった。また、伊沢の積極的な教育政策により、明治二九年には国語伝習所の創設が順調に行われることになったわけであるが、生徒一人ひとりに食事手当を支給することは、多大な財政負担を強いられるにつながら、伊沢非職後の明治三一年七

月二八日公学校令制定により結局この生徒への支給は廃止されることになる。

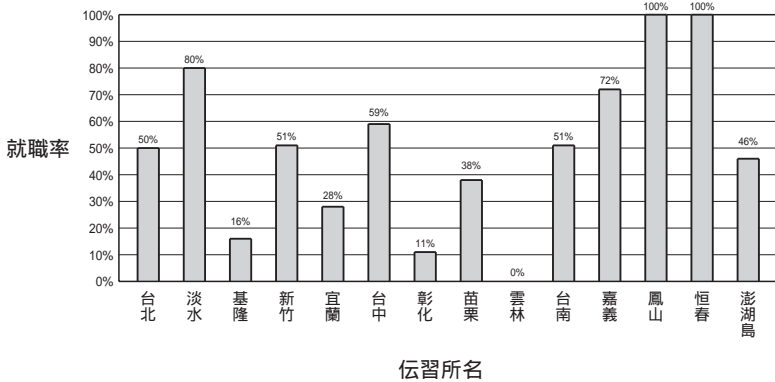
しかし、支給目当てに入学する者が増えたとはいえ、短期ではあったがこの方針は社会変革の契機をもたらすこととなる。領台以前の台湾では、社会的地位の獲得手段は科挙制度のみに頼っていた。世間から認められる官吏となり、給与の安定かつ量を得るためには、私塾である書房に通い、四書五経の暗誦や詩の創作に明け暮れ、そして競争率の極めて高い官吏試験である科挙に合格をしなければならなかった。書房は私塾であり、通える者も知識層や上流階級に限られていたために、事実上官吏になるためには出自こそ重要であった。つまり、領台以前において官吏になるための門は、ほとんどが知識層を含めた上流階級のみに限られた極めて狭いものであり、いわば官吏というのはそうした限定された人間の独占職業であった。そのため、財産による階級社会がそこには存在していたと言える。

その社会状況に風穴を通したのが日本による学校教育であった。無償どころか生徒への支給があった教育体制は、学びたくとも学べない貧困層には魅力的であったに違いない。明治十一年、地方税に依る公学校の設立までしか続かなかったが、この方針は日本の教育設備を認知させるには十分すぎるほどの宣伝効果があったであろう。それを証拠に、新竹国語伝習所では「入学希望者も続出し、分校設立の希望をさえ生ずる」<sup>18)</sup>までに至っている。

また、貧困層を中心とした国語伝習所の生徒の多くが、卒業後、台湾総督府に採用されている。明治十一年、国語伝習所甲科卒業生就職一覧によると、卒業生は、県庁、法院、郵便局、電信局、税関、監獄署、守備隊、憲兵隊、撫墾署などの通訳、雇員として雇われていて、全島一四カ所の国語伝習所を合わせた官吏就職率は、四二・六%となっている。次頁「図5」にあるとおり鳳山における国語伝習所卒業生の場合だと一〇〇%という高い数値を示している。<sup>19)</sup>つまり貧困層は、日本が設けた教育施設に入り、国語教育を受容することにより、社会的地位の上昇の機会を得たのであった。

伊沢があえて伝習所の生徒を教員や官吏にしようとしたのは、日本語普及というよりも、むしろ社会的地位が向上した人間を増やすことに意味があったのではなからうか。その社会的地位を獲得するための媒体は、いわゆる日本が設けた教育機関であるという事実を広く行き渡らせれば、就学率を向上させることができ、そしてそれは台湾における日本語の普及をより進めることができる。また、伊沢は明治三〇年五月二二日帝国教育会にて演説した内容からも台湾における初等機関である書房や義学をかなり意識していたように、こつした既存の教育機関への対抗心もそこにあつたと思われる。いずれにせよ、領台初期では伊沢修二が台湾における「学務部長」という地位を自負し、自らが主導的に台湾での学務を指示していた。そして、彼はあらゆる就学政策を打ち立て、そして就学率向上のため奔走している。その就学率を向上させるために実際に彼は遠大なる計画も立てている。伊沢は明治三〇年七月二七日学務部を非職するも、翌月には学務顧問として囑託されるわけであるが、その学務顧問時代である明治三十一年に作成されたと思われる「学務部創設以降事業ノ概要」において、各地の人口に応じて学校数を決定している。

図表 5 明治31年国語伝習所卒業者就職率



(注) 雲林の伝習所は、データがなかったため0%として記載した。地域により格差は多大きい、貧困層にしてみれば魅力的な数値だったに違いない。

(出典) 『台湾教育沿革史』216～217頁に基づいて作成

表14からもわかるように、そもそも学齢人員は人口から五で割った正確かなものである。その不確かな学齢人員と人口数をもとに、伊沢は公学校数を設定していたようである。伊沢の頭の中では、人口約一万人に対し公学校一校、就学人員約二〇〇〇人にに対し一校という方程式が描かれていたようで、その伊沢の緻密でありながらも空想的ともいえる計画設置構想がここでは浮き彫りとなっている。その構想はまた、地域の特殊性などの考慮はほとんどなかったことを意味した。台湾全土を画一的な教育制度を敷こうとしていたわけである。

さらに、伊沢修二は表中の公学校数の合計である二五四校を、明治三一年から明治三四年の間に開設を予定していた。しかし、この急進的とも言える公学校設置計画は当然ながら実現されていない。明治三四年の公学校数は一一一校と半分にも及んでいない。<sup>(注)</sup> 公学校が二五四校に達するのは実に大正初期に入ってからである。

そして、ここではもう一つ重要な点が指摘できる。この「学務部創設以降事業ノ概要」は『後藤新平文書』の中にあつたものである。こうした伊沢の公学校設置計画は、いつ後藤新平の手に届いたかは判らないが、その計画案の内容について後藤新平は知っていたことは間違いなく言えることである。

表14 伊沢修二の公学校設立計画

縣廳	台北	新竹	台中	嘉義	台南	鳳山	宜蘭	台東	澎湖島
人口数	496468	271505	490465	535163	196169	405800	114095	70000	49450
学齢人員	99293	54301	98093	107032	39233	81160	22819	14000	9890
人口÷学齢人員	5.00003	5	5	5.00002	5.0001	5	5	5	5
公学校数	50	27	48	54	20	39	11		5
1校に対する人口	9929	10056	10218	9910	9809	10405	10372		9890
1校に対する学齢人員	1986	2011	2044	1982	1962	2081	2074		1978

(注) 小数点以下は四捨五入して計算している。(人口÷学齢人員の数値は除く)

台東での公学校数は記載されていないため「1校に対する人員」では計算していない。

(出典) 国会図書館憲政史料室蔵、伊沢修二「学務部創設以降事業ノ概要」『後藤新平文書』R32-87-1により作成

表15 公学校生就学率

	就学率	増加数
明治31年		
明治32年	2.01	
明治33年	2.19	0.18
明治34年	2.85	0.66
明治35年	3.21	0.36
明治36年	3.70	0.49
明治37年	3.82	0.12
明治38年	4.66	0.84
明治39年	5.31	0.65
明治40年	4.50	- 0.81
明治41年	4.93	0.43
明治42年	5.54	0.61
明治43年	5.76	0.22
明治44年	6.06	0.30

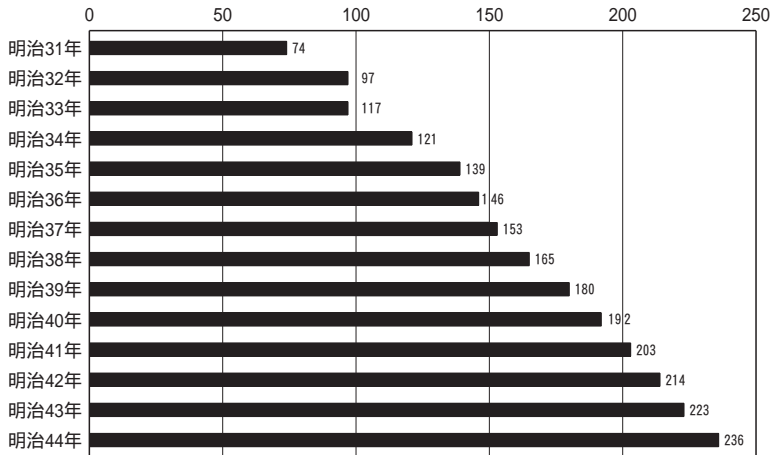
弘谷多喜男・広川淑子「日本統治下の台湾、朝鮮における植民地教育政策の比較的研究」『北海道大学教育学部紀要』第22号、26頁表4から作成

明治三六年に後藤新平は学事諮問会議で以下の内容を述べている。

彼ノ文部省ニ於ケル計画施設ノ如ク、紙上ノ方針ヲ定メ、学区ヲ定メ、人口何人ニ対シテハ何種ノ学校幾高、戸数何戸ニ対シテハ何種ノ学校幾校ト云ウ様ナヤリカタデハ、常台湾ノ教育ハ成功セシムルコトハ出来ナイノデアル

これは、台湾において文部省が内地で行ったような迅速な学校設置計画を導入することはできないとの意見であるが、実は文部省だけでなく伊沢を揶揄したものだったかもしれない。また、そうした考えは実際に次頁「図表6」の公学校設置数や「表15」の就学歩合に表れている。大幅な増加はないものの、

図表6 明治期公学校数



(持地六三郎『台湾植民地政策史』) 310～311より作成



急激な低下もまたなく、「教化」ではなく「統治」を優先したものと見えよう。

とにかく、伊沢の就学政策やその遠大なる公学校設置計画そのものは、その後まで受け入れられるものではなかった。特に公学校設置計画は、明治五年の学制公布による膨大なる小学校設置計画と同じやり方であった。つまり、伊沢修二の画一的教育政策はすでに破綻していたといえよう。彼は直属の上司である民政局長水野遵との意見の衝突<sup>16)</sup>により非職となつてはいるが、「学務部創設以降事業ノ概要」の内容と後藤新平の考えから見ると、結果は遅かれ早かれ同じだったのかもしれない。が、彼の抱いていた教育構想や理念は、多少の修正を経て台湾において教育施設が開設されることにより現実化している。

## 2 教育施設の開設

明治二九年一月一日に起こつた芝山巖事件<sup>17)</sup>が起こつた時、伊沢は内地にて師範生徒を募集していた。同年四月一日には応募者を引率して再び台湾に渡つてはいるが、かねてから構想していた台湾学事系統の案をもとに教育制度全般を整備しようと考えていた。

その案の中にある国語伝習所については表16の通りである。

前述した水野遵への意見書を大きく異なる点は、甲科・乙科と二つに分け、甲科では科目が国語・読書・作文と依然と日本語を伝習する場という要素が強いものの、

表16 台湾学事施設一覧における国語伝習所

校種	目的	定員	学科	年齢	修業期間
国語伝習所 (16カ所)	土人に現行法を伝習し地方行政施設の準備をなし且つ教育の基礎を作る	甲科生 20名	国語・読書・作文	15～30歳	6カ月
		乙科生 60名	国語・読書・作文・ 習字・算術(地理・ 歴史・唱歌・体操)	8～15歳	4カ年

(出典) 伊沢修二『楽石自伝教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会、1912年、230～232頁

乙科では八〜一五歳という成人に満たない若い本島人に限定し、その三科目に加え習字・算術・さらには（一）内に地理・歴史・唱歌・体操とあることから、内地における小学校で行われている科目を状況に応じて導入することを意味している。年齢を見ると、台湾本島人の子弟は、内地では六歳から初等教育が行われるのに対し、八歳からという異なる点は存在するものの、修業期間が四ヶ年というのは内地における尋常小学校と同じ修業期間である。このように、いよいよ本格的に国語伝習所が設置される間際になると初等教育機関としての位置づけがなされるようになり、その模範となったのが内地における尋常小学校であったことは間違いない。

明治二十九年三月三十一日台湾総督府直轄諸学校官制<sup>128)</sup>、同年五月二一日国語伝習所名称位置<sup>129)</sup>が続いて発布されて国語伝習所の開校に向けての具体的な準備がなされていき、そして同年六月二二日には台湾総督府直轄国語伝習所規則<sup>130)</sup>が定められる。ここでは、前述した甲科・乙科における教科目とそれに加えて毎週時間数も表中で表記されている。

乙科において毎週時間数が二八時間というのは、前節の伊沢修二が作成した「学務部施設事業意見書」の中の「毎週二十八時間以上トス」と同じ時間数である。それはまた同時に内地の教育制度を反映したとも言い換えることができる。この事実は、伊沢が当初から抱き続けていた教育構想がここに反映したことを意味している。

しかし、異なる点もある。教科目別の毎週時間数を内地のそれと比べると、算術は六時間から四時間、そして修身においては科目名としてすら名前がないなどの違いがあり、

表17 国語伝習所規則における甲科・乙科の課程表

計	算術	習字	作文・読書	国語	乙科
28	4	4	9	11	第一課程
28	4	4	9	11	第二課程
28	4	4	9	11	第三課程
28	4	4	9	11	第四課程

計	作文・読書	国語	乙科
34	16	18	第一課程
34	16	18	第二課程

(出典) 『法令全書』明治29年 - 5、18 - 19頁より作成

その分、作文・読書とは別の「国語」の時間で――時間もとっているのは大きな特徴といえる。このように、本島人の初等教育機関とはいえ、あくまでも日本語を伝習する場であるという要素は依然色濃く残っている。さらに内地に近い初等機関は、公学校の登場を待たなければならぬ。

こうして国語伝習所が開設されるようになるわけであるが、それから約一年を経て明治三〇年一〇月三一日国語伝習所規則中改正<sup>10)</sup>が發布される。その内容は、国語伝習所の乙科に漢文を教授し得るというものだった。『台湾教育沿革史』にはその背景を以下のように説明している。

国語伝習所規則發布当時は万事草創の際なので他に依るべき途もなく、ただ本島人に国語を伝える事を焦眉の急として制定したので、乙科生の如き漢文の素養なき者は、四箇年の歳月を費し卒業するも、単に国語に通ずるのみで、全く漢文（台湾句読・台湾尺牘等）を解せず、日常の生活にも支障を生ずるので、父兄も自然書房を重んずる結果となり、国語伝習所はこれと対立困難となった。これが為地方庁よりは頻りに漢文を課し度き旨上申あり、各伝習所亦内々漢文教授を行つていたので、今回の改正を見るに至つたものである<sup>10)</sup>。

乙科生の父兄は当然台湾語を話すことから、日本語を覚えたものの父兄との会話に支障を来たし始めたようである。それを嫌がり父兄は国語伝習所に入れることを拒み、それよりはむしろ書房に入れたがる風潮が強まったという事態が生じたようである。確かに日本語普及は日本の台湾統治を円滑にするための急務事項であるに違いない。しかし、本島人庶民が台湾で用いる言葉は依然台湾語が圧倒的であり、そして日本がいくら国語普及に努めようともしばらくの間は台湾語が消えることはないのは明らかであった。こうした状況で押し付けともれる急進的な国語普及政策は、「役に立たない日本語をなぜ覚えなければならぬのか」という感情を却って煽るだけにすぎなかったのである。そうした感情があつたのは、国語伝習所規則が改正された後もしばらく書房の数が増え続けた事実が何よりも

証明してくれている。

### 3 伝統的教育機関への対策

領台以前における清国の教育の方針は、専ら儒家である孔子の徳教主義を根幹としていた。つまり「賢を興し才を育むは教学を先と為す学は人倫を明にする所以なり人倫上に明にして小民下に親む堯舜の治めし所以此に外ならず」というのが、中国における古来の教育の要旨であった。<sup>(13)</sup> こうした教育目標のもと、清国の学制は整備されていた。

これらに基づいた台湾における教育行政は、福建学政使の監督の下に巡撫が担当し、そして、台北・台中・台南の三府には最高学府の府儒学を、各県には県儒学を置いていた。さらに県下には三丁五校までの書院を設けて学生考試の機関とし、孔子廟をこれにあてている。このほか島内各地に、書房や義塾といった私立の教育機関が存在していた。<sup>(14)</sup>

日本は台湾統治の開始と共に清朝時代の府県儒学、書院、義塾等官立に属するものは全て廃絶した。<sup>(15)</sup> しかし、依然多数の書房義塾は運営されていて、これらへの対応も就学政策を行う上では重要であった。

学務部の財政状況を良好にするため、伊沢はその書房の「学田学租」に目をつけている。

義塾書房は個人的の事業であるからして、公共的の費用を教育の為に出すといふことは、台湾人の脳中に無いことであつて、唯書院に学田及学租といふものがあり、其収入に依つて書院は維持せられてつた。然るに領台以来地方官は、さうふものにまで手を着けるのは暇かつたして、唯放任して置いたのである、依つて三十年の規則を發布して、従来の学田学租及其他の収入を以て、一の財団を起さしめて土人子弟の財源とした。<sup>(16)</sup>

また、伊沢は『後藤新平文書』の中にある「学務部創設以降事業ノ概要」においても、公学校の設立維持について、「富豪ノ義捐金其他学田学租制ヲ拡張」するべきとする意見を述べているなど、やはり伝統的教育機関である書房義

塾に対して厳しい対策をとっている。これは、書房の子弟を国語伝習所に吸い上げようというまさに苦肉の策<sup>137</sup>であった。伊沢の就学政策をよく反映している。いずれにせよ、こうした流れから各地で類似の規則ができたようである。<sup>138</sup>

しかし、これらはいくまでも学務部の財政を考えた上での政策であり、これが書房義塾に対する具体的な対策・方針となつたわけではない。明治二十九年一〇月二三日に木下邦明が提出した学事報告書や、同年一月二二日に台南知事磯貝静蔵が具申した意見書に温度差があることからもその統一の方針は未だ定まっておらず、何らかの形で伝統的教育機関対策方針を定める必要があつた。

伊沢が明治三〇年七月二七日学務部を非職してしばらく経つた明治三一年一月一日、書房義塾に関する規定草案を作成している。その規定草案は『後藤新平文書』にある。

#### 書房義塾ニ関スル規定

第一条 本令ハ書房義塾ヲ改良シ漸次普通教育ノ基礎ヲ作ラシムルヲ以テ目的トス

第二条 書房義塾ノ教科ハ概シテ従前ノ慣例ニ依ルヘシト雖モ漸次本国語ノ科目ヲ加設スヘシ

第三条 書房義塾ノ教科ニ本国語ヲ加設スルトキハ左ノ細目ニ依リ之ヲ教授スヘシ但教授時間ハ一日二時間以上タル

ヘシ音韻ノ性質 仮名ノ用法 言語ノ種類 簡易ナル会話及話文 言語ノ典則及応用日常ノ会話及問答 話文

#### 普通及日用書類

第四条 書房義塾ニ於テ八成ルヘク授業時間及休憩時間ヲ一定シ教師ハ常ニ生徒ノ動作ニ注意シテ風儀ヲ矯正シ且衛

生上ニ八殊ニ留意シテ生徒ノ健康ニ妨害ナカラシムルヲ要ス

第五条 教科用図書ハ従前ノ慣例ニ依ルモノ、外台湾總督ニ於テ教育上須要ト認ムル書籍ヲ以テ生徒必須ノ教科書ニ

定ムルコトアルヘシ

第六条 書房義塾ノ教科ニ本国語ヲ加設シタルトキハ教師ヨリ弁務署長ヲ經テ県知事厅长ニ届出ツヘシ

第七条 本令ノ施行ニ関スル細則ハ県知事丁長之ヲ定ムヘシ<sup>⑩</sup>

この草案案に対して、各地方長官からの回答が『台湾教育沿革史』に掲載されている。地方長官に意見を求めるということは、それだけ総督府内で議論が紛糾しているか、あるいは教授法的にいうのであれば、地方官に責任と自覚を促す意味で求めたのかといろいろと考えることができる。しかし、ここでは地方の状況とこの制度を照らし合わせ、それが適しているかどうかの意見を求めたのだと考える。当然、それぞれの地域に特殊性があり、貧富の差や人口というものが県によって全く異なる。その事情に明るいのは、やはりそれぞれの地方長官であって、その地方長官の意見を汲み取った上で制度化しようとしたのだらうと、ここでは考えることができる。つまり言い方を変えらば、内地における教訓、つまり教育制度をめぐって混乱した原因を配慮した方法とも受け取ることができる。

#### 台北県

- 一 生徒必修の教科書を定むるのは、適當の法案なり。
- 一 国語を教授せしむることは、行はれ難し。
- 一 書房の改良より、寧ろ務めて公学を開設したし。
- 一 公学を開設することを得ざる地方には、官より保護を加えて、国語伝習所の卒業生に書房を開設せしむる事としたし。

#### 新竹県

- 一 書房の教科に算術を加へしめたし。

- 一 教科書は従前の慣例あるものと雖も、教育上不適當と認むるものは、其の使用を停止せしめられたし。
- 一 書房の設置に就きては認可を受けしめ、其の廃止は之を届出しむることとしたし。
- 一 祝日大祭日には休養して敬意を表せしむべし。

台中県

- 一 国語伝習所の卒業生を各書房に派遣する考なり。
- 一 内地人の教員をして巡回せしめ、以て書房の教員を監督せしむる考なり。

台南県

- 一 本国語を教授する書房には、補助金を与ふる事としたし。
- 一 漢文にて本邦の国語等を記載せる書を頒布したし。
- 一 府令にては単にその大体上の事を定めらるゝ事としたし。

嘉義県

- 一 義塾は現今实在せざるにつき、単に書房としたし。
- 一 第一条普通教育の基礎と云へる文字を省く事を要す。
- 一 伝習所及分教場所在地並公学校設置区域内に在ては、書房の設置を許さざる事としたし。

鳳山県

- 一 書房は之を合併して、改正せん事を要す。
- 一 国語伝習所甲科生中教員志願の者は、其の修業年限を延長し、必要の学科を加へて教師を養成する事とし

たし。

宜蘭県

一 書房を以て本島普通教育の基礎を形づくるの機関に充つる事能はず。<sup>(11)</sup>

これらの諮問を回収した結果、地方官の意見を多いに反映して明治三十一年一月一日「書房義塾に関する規定」が發布されることとなる。

第一条 此規定ハ書房義塾ヲ改良シ漸次小学校ノ教科ニ準セシメ併セテ風儀ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第二条 書房義塾ノ教科ハ概シテ従前ノ慣例ニ依ルヘシト雖漸次國語及算術ノ科目ヲ加設スヘシ

第三条 書房義塾ニ於テ八成ルヘク授業時間ヲ一定シ教師ハ常ニ生徒ノ動作ニ注意シテ風儀ヲ矯正シ且衛生上ニハ殊ニ留意シテ生徒ノ健康ニ妨害ナカラシムルヲ要ス

第四条 教科用図書ハ従前ノ慣例ニ依ルモノノ外台湾總督ニ於テ教育上須要ト認ムル書籍ヲ以テ生徒必修ノ教科書ニ定ムルコトアルヘシ

第五条 書房義塾ノ教科ニ國語及算術ノ科目ヲ加設シタルトキハ塾主ヨリ弁務署長ヲ經テ知事庁長ニ屈出ツヘシ

第六条 書房義塾ハ弁務署長ノ監督ニ屬ス

第七条 書房義塾ノ塾主ハ毎年三月三十一日マテニ前期開学中ニ於ケル生徒ノ入退學及年齢父兄ノ職業並學業ノ進度ヲ調査シ弁務署ニ報告スヘシ

第八条 授業管理及衛生等特ニ優等ナル書房義塾ニハ補助金ヲ支給スルコトヲ得

第九条 此規定施行ニ關スル細則ハ知事庁長之ヲ定メ台湾總督ニ報告スヘシ<sup>(12)</sup>

草案では第一条に「書房義塾ヲ改良シ漸次普通教育ノ基礎ヲ作ラシムル」とあつたが、その部分は削除されている。



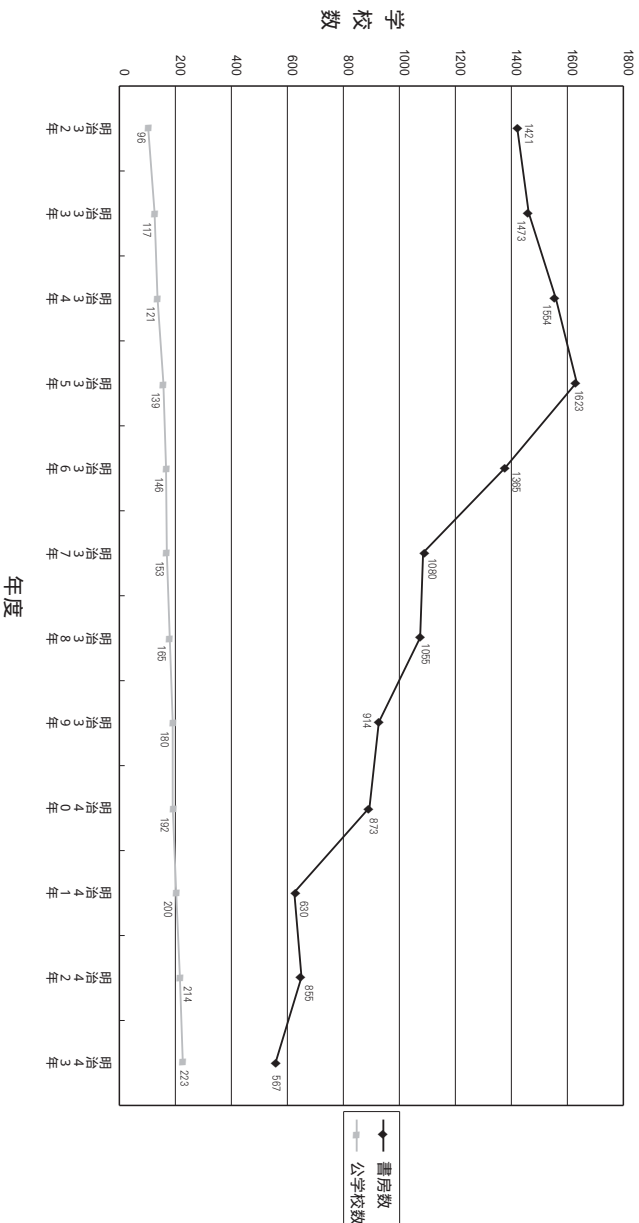
それは、嘉義県の「第一条普通教育の基礎と云へる文字を省く事を要す」という意見と宜蘭県の「書房を以て本島普通教育の基礎を形づくるの機関に充つる事能はず」という意見を受け留めたものであろう。

新竹県の「書房の教科に算術を加へしめたし」という意見も、部分的に採用される形となる。というのは台南県の意見「本国語を教授する書房には、補助金を与ふる事としたし」という意見と抱きかかえられる形となって、この「書房義塾に関する規定」に表れている。

ただ、実際に国語と算術を教科として加えた書房はなかったため、補助金交付はされることはなかったようである。<sup>(18)</sup>このように、地方官の意見がかなり参考されて「書房義塾に関する規定」が出されているのには注目しなければならぬ。これは、地方の状況に応じた教育政策及び教育行政がなされなければならないという信念がそこにあつたからに他ならない。このような方法で地方官に意見を求めるのは、「台湾公学校令」を定める際も行われている。

地方官の意見の中に「書房を全廃させよ」という風な高圧的な意見は全く出ていない。それは、公学校に対して書房の数が圧倒的に多かった事実に基づいた現実的な意見であつたと評価できるが、もう一方でその官による学校を設けてもそこに通わないということとは、経済的事情というよりも、むしろ「抵抗」という意味合いが強いということをして「熟知」していたこともあつた。これは、さきほど述べた補助金交付の件とも深く関わっている。算術国語を科目として加えれば補助金が出る可能性があるにもかかわらず、明治三二年で一四二二校、明治三三年では一四七三校もある書房の中で一校も国語と算術を採用しないというのは寧ろ変である。確かに、書房の教員数は明治三二年に一四一人であることから、基本的には一校に教師一人というのが基本的な書房のスタイルだったため、新たな教科を教えることのできる教師に恵まれにくい側面を考慮しても、やはり異様といえよう。内地の学制公布時に、私学である寺子屋に通い続けた者の心理を知っているため、官学に通わないのは一種の抵抗としての要素が大きいことを「熟知」

図表7 書房数と公学校数の比較



(出典) 持地六三郎『台湾植民地政策史』310～311頁より作成

していた、つまり内地の教訓が反映したことによる地方官の意見でもあった。

内地での教育政策における経験は、実はもつと重要なところでも生きている。そもそも書房義塾なる私学を、まず官の強力な統制下に置こうとしたのは、内地の学制公布時に見せた明治政府の姿勢と全く同じである。つまり、この官の中にまずは収める方法は、新たな植民地のために特別に考えついた方法というよりは、むしろ「経験」に基づいた方法であった。

しかし、台湾人の日本に対する抵抗感は予想を遥かに越えていたようで、それは次頁「図表7」から明らかであるように、明治三十三年から明治三五年まで書房の数は連続して増加している。

### 三 政策転換期の台湾教育

#### 1 台湾公学校令

##### (1) 台湾公学校令の起草

国語伝習所を開設・運営することにはなつたものの、総督府の予算に限りがある状況では授業料を課さない方針を継続していくことは困難であった。そこで伊沢は妥協し、地方の民費による公学校の設立を企図することとなる。明治三〇年三月二日に属木下邦昌、台北国語伝習所教諭浅井政治郎、国語学校教諭高木平太郎、同前田孟雄、同芝山豊平を公学模範学校規則取調委員を命じ、同月一二日地方長官宛に以下の内容の照会を発している。

本島諸般の経営も追々諸に就き今や民心安堵し百種の事業旧に復して少壮教育の前途も更に計画を要するに際し公学の設立愈焦眉の急に差迫り候に付先以て本府直下に二個の公学模範学校を設置するの見込にて目下諸般の準備取調中に候処来三十年度より各地国語伝習所乙科生規則も改正の上右模範学校に準ぜしめ漸次各地方に公学

を興起せしむる主旨に有之候就ては将来各公学校毎に一人若は二人の教員を配置し其俸給は官費支弁の予算に有之候目下教員配置等の準備参考致度候条来三十年度より同三十一年度に至る二個年間に公学施設の御見込ある箇所を御取調の上可成至急御送付相成度此度及御照会候也

追て公学校の趣向は要するに設立維持の費用は人民に支弁せしめ教員と最初備付の教科書とは官より支給するものとし其教科は日本語を以て教授する学科の外本島旧来所用の四書五経増訂三字経等を加へ其科程は小学中学の二科を併置し又単に小学校のみに止め予て本島人に適切な教育を施すべき筈に有之候間此段申添候也<sup>16)</sup>

公学校の設置準備が着実に整えられていたことがわかるこの照会は、伊沢の公学校設置構想にも見ることが出来る。伊沢のプランでは、まず三〇年度に公学校模範学校を二校設置するとともに、三〇年度と三一年度において設置可能な地域に公学校を設置するとした二段構えのものであった。<sup>16)</sup> また、それは明治三〇年五月二日、帝国教育会での演説内容でも窺うことができる。<sup>17)</sup>

しかし、前述したように総督府予算の大幅削減により教育予算も削られることになり、このことよって起こった民政局長水野遵との衝突により伊沢修二は非職、これまでの計画が保留状態に追い込まれる。そして乃木時代に立案された公学校令案は、新たに明治三一年三月二日民政長官となった後藤新平の同意を得ないことから廃案になるという経緯を辿ることとなる。<sup>18)</sup>

だが、公学校設置は「焦眉の急」であつたことには変わりなかつた。そのため、結局再度新たな公学校令案を起案することとなる。その公学校令の起案にあつて深く影響を与えたのが、明治三一年二月二四日総督府事務嘱託「藤田捨次郎の答申書」<sup>19)</sup>と、民政局長宛の「各県知事庁長からの回答書」<sup>20)</sup>であつた。

「藤田捨次郎の答申書」は以下の通りである。

既存に於て本島人の頭腦を支配せるものは孔孟の道德にして、書院書房は本島にありては孔孟の模型として造れるものなり。故に之を再興し之を奨励するは、大に民意に投ずるものなるも、苟も之に悖る時は、人心は忽にして離散し、政治教育共に其の目的を達する事能はざらん。

又内地に於て寺子屋より小学校に進むにあたり、必ずしも寺子屋の師匠を排斥せざりき。故に書房教師を以て小学校の教師に充て、之を味方となし置く事必要なり。教科の種類に至つては殊に留意を要す。新教育を授くる時間は、最初は半部以上に止め、半部は書房教師の句読を授くべし。

要するに書院を再興し、書房を利用しつつ国語の普及を図るを以て今日学政の方針とすべし。御諮問に係る公学校令は、規則としては間然する所なしと雖も、現在の場合に於て残念ながら尙早を感ず。故に目下の場合、左案の意味を以て一道の告示を發するに止め置くを適當と思考す。

#### 案

- 一 書院を再興し、從來講習せし經書文章の外、国語の兼修せしめんと欲する者は、国語教師の派遣を官に請ふべし。該教師の俸給は官より支給する事あるべし。
- 一 一街庄又は数街庄一致して新に郷学を設け、或は従来の書房を合併し郷学を設くる者亦同じ。
- 一 以上の書院郷学に対しては、進歩の程度に応じ国語を以て講習する実用学科を課する事あるべし。
- 一 書院には二名以上、郷学には二名以下の学務委員を選定して之を監督し、なるべく不学の児童なからしむるを期せしむべし。<sup>(註)</sup>

一度廃止した書院を復活させ、新しく「郷学」を設けるこの案は「台湾教育沿革史」においても述べているように「勿論この案は採用されなかった」わけだが、「民間の事情に通ぜる調査係の案だけに、当時の社会情勢に即せる点も

あ<sup>(32)</sup>ることから、視野を本島人側に重点を置いたものだと見える。つまり言葉を換えれば、この答申書は地方の状況に応じた教育政策及び教育行政がなされなければならない信念が貫かれた答申書ともいえるであろう。そして、この答申書は実際に公学校令案に部分的に採用されるところとなる。

その一点目が「一街庄又は数街庄一致して」というところだが、これは実際の公布された公学校令第一条「公学校八街庄社又八数街庄ニ於テ<sup>(33)</sup>」という箇所<sup>(34)</sup>に生かされている。また、二点目として「書院には二名以上、郷学には二名以下の学務委員」という部分を、そのまま採用とはいかないものの、同じく公学校令第十条において「公学校設置区域内二八二名以上ノ学務委員ヲ置クヘシ<sup>(35)</sup>」と二名の学務委員という形で採り入れている。

一方、「各県知事庁長からの回答書」は以下の通りである。

#### 台湾総督府公学校令ニ対スル地方長官ノ意見書抄録

##### 台北県

- 一 第一条八左ノ通修正セラレタシ  
公学校八県知事若クハ庁長ニ於テ街庄社又八郷ノ児童ヲ就学□□(破損)シムル為メ其設立維持ヲ負担スルコトヲ得ヘシト認ムル土地ニ限り之ヲ設置ヲ認可スヘシ
- 一 第二条八左ノ通修正セラレタシ  
公学校ノ設置区域及位置ハ弁務署長其街庄社又八郷ノ意見ヲ聞キ県知事若クハ庁長ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 第五条中第一項ノ概目八左ノ通修正セラレタシ  
校舎校地校具具体操場ノ供給支持

- 一 公学校ノ教員ハ台湾總督府ノ定メタル檢定期則ニ依リ公学校教員免許状ヲ有スルモノタルヘシ
- 檢定八県若クハ庁ニ公学校教員檢定委員ヲ置キ之ヲ施行ス但某種ノ公学校教員ノ檢定ハ台湾總督府ニ於テ之ヲ施行ス

- 一 本島人ノ教員俸給ハ依然官給トセラレタシ
- 一 土人教員中相当ノ資格アルモノハ本官ニ任セラレタシ
- 一 県立学校ヲ設立セラレタシ
- 一 国語学校附属学校ノ制度ヲ改メラレタシ
- 一 教則ハ其大綱ヲ発セラレ詳細ノ事ハ県知事厅长ニ於テ編制スル、トセラレタシ

#### 新竹県

- 一 職員ノ旅費及土人教員ノ俸給ハ依然官給トセラレタシ

#### 台中県

- 一 公学模範学校ヲ設立セラレタシ
- 一 教員ノ旅費ヲ官給トセラレタシ
- 一 学務委員八名誉職トセラレタシ

#### 台南県

- 一 公学校ノ教則モ国語伝習所ト同ク甲乙ノ両科ヲ置カレタシ
- 一 小学内外篇ヲ教授スル、トセラレタシ
- 一 乙科生ノ年齢ハ六才以上トセラレタシ

- 一 学租ヲ公学校費ニ用フルコトヲ得ル□□(破損)ヲ掲ケラレタシ
- 一 公学校教員ノ検定ハ地方庁ニ一任セラレタシ

嘉義県

未タ回答ナシ

鳳山県

- 一 当分国語伝習所ノ分教場ヲ増進スルニ□□(破損)ラレタシ

澎湖庁

- 一 校員ノ旅費ハ依然国库支弁トセラレタシ
- 一 公学設立ノ当初ニ要スル設備費ハ官給トセラレタシ

宜蘭庁

未タ回答ナシ

(台湾総督府民政局用一三行×二朱罫紙三枚に墨筆)

まず補足すると、嘉義県と宜蘭県は「未タ回答ナシ」とされている。嘉義県と宜蘭県の意見書はどういう事情かを知ることができないが、提出が遅れていたようである。これに対し、後藤新平民政局長は四月一八日に督促電報を発している<sup>(註)</sup>。

言つまでもないが、教育制度の制定にあたって地方官に意見を求める方法は、同年の明治三二年「書房義塾ニ関スル規定」を定める際と同様の形を採っている。「台湾公学校令」を定める時も、実はこの方法が用いられたのであつ



た。<sup>(17)</sup>それは、「強力な推進者であつた伊沢を欠いたなかでは、台湾における教育制度の基本となる台湾公学校について、総督府の内部に完全な意思の統一がなされてはいなかった」<sup>(18)</sup>ために、この方法を選択さざるをえなかつたわけであるが、地域の特色を組んだ教育制度が、伊沢の非職後に生まれるというのは何とも皮肉である。

内容に關していつと、これらの意見は台湾公学校令を定めるのにあたつて参考するところとなつたといえる。ただ、細かい点での反映はあまりない。細かい点であげるのであれば、台湾公学校令第九条「公学校教員八台湾総督ノ検定ヲ經タル公学校教員免許状ヲ有スル者タルヘシ」は、これら地方官の意見書を採用した形になっている。大きく地方官の意見が汲み取られたのはそうした細かい点ではなく、『台湾教育沿革史』でも述べているように「大体に於てさしたる反対意見もなかつた」<sup>(19)</sup>という全体のおおまかな意見、というより地方官の意思である。

しかし、ここで大きな矛盾が生じる。「大体に於てさしたる反対意見もなかつた」その元たる諮問案は、檜山氏の説を借りると廃案となつたはずの「A文書別紙2」案の修正案となる。<sup>(20)</sup>つまり、廃案となつたはずの当初の公学校令案を多くの地方官はこれを認めたことを意味する。これを受けて、廃案になつた「A文書別紙2」案を参考資料として作られた可能性がある。実際、「A文書別紙2」案と布告された「台湾公学校令」<sup>(21)</sup>を比較すると共通点は多々ある。例えば、授業料・設置区域内負担概目・資産・教料用図書・指揮管理権についての項目は、内容はほぼ同じであるが、形式や言い表し方までもが似通つている。

#### 「A文書別紙2」案（全十二条）

##### 授業料

##### 第四条

公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人ハ授業料ヲ納ムヘシ其金額並収入ノ方法ハ県知事若ハ厅长之ヲ定メ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ

##### 設置区域内

##### 第五条

公学校設置区域内ニ於ケル人民負担ノ概目ハ左ノ如シ

負担概目

一 校舎校具及体操場備付物類

一 前「一 教員ノ報酬但自分ノ内補(之ヲ)官給トス」

一 教員ノ旅費並学務委員削「ノ手当」二関スル諸費

一 前三項ノ外ノ校費

資産

第七条

公学校ニ属スル資産ノ管理ニ関スル検定ハ県知事若ハ厅长ノ定ムル所ニ依ル

教科用図書

第八条

公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ

指揮管理権

第十一条

公学校ハ県知事若ハ厅长ノ指揮ヲ受ケ弁務署長之ヲ管理ス

「台湾公学校令」(全十二条)

授業料

第三条

公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人ハ授業料ヲ納ムヘシ其ノ金額並ニ收入ノ方法ハ知

事厅长之ヲ定メ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ

設置区域内

第四条

第一条ニ掲クル經費負担ノ概目ハ左ノ如シ

負担概目

一 校舎校具及体操場ノ設備並ニ其ノ維持ニ要スル諸費

一 職員ニ関スル諸費俸給並ニ二  
旅費ヲ除ク

一 学務委員ニ関スル諸費

一 前各項外ノ校費

資産

第六条

公学校資産ノ管理ニ関スル規定ハ知事厅长之ヲ定ム

教科用図書

第七条

公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ

また、「A文書別紙2」案は全十二條で構成されていて、一方の「台湾公学校令」も全十二條で構成されているという点からも両者が似ている点としてあげることができよう。ただここで紹介した項目は、公学校令案が考案される前からの統一見解であることから内容は似通っていて当然である部分とも言えるが、言い回しまで非常に似ているとなるとやはり両者が無関係とは言えない証拠になると思う。

では、後藤新平が廃案という形をとった理由は何なのか。「A文書別紙1」「A文書別紙2」「B文書」の内容から判断しての廃案ではなく、むしろ廃案という形をとる必要があった。その理由は、これらが乃木希典総督時代（明治二九年一〇月一四日～明治三十一年二月二六日）にできたものであったということが非常に大きい。その時代の前半は、特に伊沢修二が中心となつて学務行政がなされていた。極端な就学政策と学校設置計画を特徴とする伊沢修二の学務行政は、民情に応じていないため到底後藤新平の受け入れられるものではなく、まずこれでの学務行政の流れを断ち切る必要があった。それまでの学務部及び総督府がそもそも学務行政を伊沢一人に任せていたような状態であったので、そうした学務部や総督府の意識も変える必要があった。その必要性からの廃案であつたのである。

台湾公学校令の草案をめくり、以上の経過を辿つたと思われる。公学校令案起草の時点で後藤新平による政策転換はなされていたと言えよう。その後藤の意思が反映してか、乃木希典総督に代わつて明治三十一年二月二六日から総督となつた児玉源太郎は同年五月二五日、教育について地方官に対して以下のような訓示を述べている。

教育ハ一日モ忽諸ニ付シ去ルヘカラス然レトモ漫ニ文明流ヲ注入シ權利義務ノ論ニ走ルノ風ヲ養成シ新附ノ人  
民ヲシテ不測ノ弊竇ニ陥ルコトナカラシメンヲ期セサルヘカラス故ニ教育ノ方針ヲ定ムルニハ頗考究ヲ要セサル

へカラス教育素ヨリ必要ナレトモ其方針並ニ程度八目下考案中ニシテ寧未定ト云フノ外ナシ諸君ト共ニ今暫ク熟考ヲ要スルノ問題トセン<sup>(附)</sup>

この訓示は、教育に対する姿勢が伊沢の時代よりもあきらかにトーンダウンしていることが窺わせる。明治三一年七月二十七日、いよいよ勅令一七八号を以つて台湾公学校令は公布されることとなる。

#### 台湾公学校令

第一条 公学校八街庄社又ハ八数街庄社ニ於テ其ノ設置維持ノ經費維持ヲ負擔シ得ルモノト認ムル場合ニ限り知事厅长之ヲ設立ヲ認可スルモノトス

第二条 公学校ノ種別、編制、教則等ハ台湾総督府ノ定ムル所ニ依ル

第三条 公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人ヲ授業料ヲ納ムヘシ其ノ金額並ニ收入ノ方法ハ知事厅长之ヲ定メ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 第一条ニ掲クル經費負担ノ概目左ノ如シ

一 校舍校具及体操场ノ設置並其ノ維持ニ要スル諸費

一 職員ニ関スル諸費<sup>俸給並ニ旅費ヲ除ク</sup>

一 前各校ノ校費

第五条 寄付金其ノ他ノ收入金ヲ以テ前条ニ掲クル一切ノ校費ヲ支弁シ得ル場合ニ於テハ授業料ヲ徴収セサルコトヲ得收入支出ノ方法ハ知事厅长之ヲ定メ台湾総督ノ認可ヲ受クヘシ

第六条 公学校資産ノ管理ニ関スル規定ハ知事厅长之ヲ定ム

第七条 公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ經タルモノタルヘシ

第八条 公学校教員八台湾総督ノ検定ヲ経タル公学校教員免許状ヲ有スル者タルヘシ

第九条 弁務署長又ハ支署長ハ知事厅长ノ命ヲ承ケ公学校ヲ管理スヘシ

第十条 公学校設置区域内二八二名以上ノ学務委員ヲ置クヘシ其ノ職務ニ関スル規定ハ知事厅长之ヲ定ム

附則

第十一条 本令八明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

第十二条 国語学校附属学校並ニ国語伝習所ノ設備ハ其ノ全部ヲ公学校ニ譲与スルコトヲ得<sup>(四)</sup>

公学校と伝習所の大きな違いは、伝習所時代では生徒に対し食費手当さえあつたわけだが、公学校では授業料を徴収するようになったのが最も大きな違いと言えよう。その授業料などを含んだ公学校の経費について具体的な取り決めをするため、同年九月五日より学務主任者会議が行われる。そこで授業料は「一箇月五銭以上三十銭以下」と定められた。<sup>(五)</sup>この「五銭以上」「三十銭以下」という基準は何を根拠としているのか。

「五銭以上」というのは、台湾に実情を考慮した上での額であつた。書房の授業料は年間平均で「四円五十銭」であつたことから、この額より少しは増額するのは仕方ないが、その額になるべく近づけようとしたと思われる。そうした意味でも最低額は「台湾」が基準となつていた。

「三十銭以下」というのは、これとは異なる。内地でこれより一年も経過していない明治三〇年十一月に勅令第四〇七号により、市町村立尋常小学校授業料額の上限が「一箇月三十銭以内」と指定された。<sup>(六)</sup>従来全く放任されていた授業料金額に最高限度を設定したことは、再び町村費負担が増大しつつあつた傾向を憂い、国庫扶助の復活を企図しながらストップをかけたものであつた。<sup>(七)</sup>つまり、背景は異なるはずだが、そのまま台湾で「適用」されている。台湾

と内地の兩地を基準に据えた面白い例の一つといえる。

内地の制度の適用はこれだけに止まらない。話を公学校令に戻したい。第十条の「学務委員」を設ける発想も内地からのものである。学務委員は、一章で述べたとおり明治一二年の第一次教育令で督学局・学区取締を廃止して誕生したものであったが、明治一八年の第三次教育令により廃止される。しかし、明治三年の第二次小学校令により再び復活し、それを明治三二年にできた台湾公学校にも適用したものである。

付録

「A 文書別紙1」

「欄外」「廃案」

台湾總督府公学校令

第一 台湾總督府管内街、庄、社、八部内ノ兒童ヲ就学セシムル為<sub>訂</sub>「メ」（此規定ニ依リ）公学校ヲ設置「ベシ」

（ル司ヲ得）ベシ

第二 公学校ノ設置区□□（破損）其位置ハ県知事若ハ厅长□□（破損）定ムル所ニ依ル

第三 公学校ノ種（破損）制教則及入学生徒ノ年齢<sub>前</sub>「等」ハ台湾總督<sub>前</sub>「府」ノ定ムル所ニ依ル

第四 公学校ニ就学スル生徒ノ父兄<sup>訂</sup>「若」(又) 八後見人等八所定ノ授業料ヲ納ムベシ其金額並収入支出ノ方法八県知事若八庁長之ヲ定メ台湾総督ノ認可ヲ受クベシ

第五 寄付金<sup>訂</sup>「若」(又) 八其他ノ収入金アリテ公学校ノ經費ニ充用スルニ足ルトキ八授業料ヲ徴収セサルモ防<sup>前</sup>「ゲ」ナシ但其収入支出ノ方法ヲ定ムルハ前条ニ同ジ

第六 公学校設置区域内ニ於ケル負担ノ概目左ノ如<sup>〇〇〇〇</sup>(破損)

- 一 校舍校具及体操場
- 一 公学校職員ノ旅費並学務委員ニ関スル諸費
- 一 公学校ニ関スル諸費

<sup>補</sup>(第七条) 前条<sup>〇〇</sup>(破損) 費八地方ノ状況<sup>〇</sup>(破損) リ県知事<sup>〇</sup>(破損) 八庁長ニ於テ使宜其<sup>〇〇〇〇</sup>(破損) 総督ノ認可ヲ受クヘシ

第<sup>訂</sup>「七」(八) 条 <sup>〇〇〇〇</sup>(破損) 資産ノ方法ヲ定メ台湾<sup>〇〇〇〇</sup>(破損) 定ム

第<sup>訂</sup>「八」(九) 条 公学校ノ教科用図書八台湾総督ノ検定ヲ經タルモノタルベシ

第<sup>訂</sup>九(十)条 公学校教員八台湾總督ノ檢定ヲ經タルモ<sup>訂</sup>「ノ」(公学校教員)タルベシ

第<sup>訂</sup>十一(十一)条 弁務署長八県知事若八厅长ノ指揮□□(破壊)テ管内教育事務ヲ管掌シ及公学校ヲ管理スベシ

第<sup>訂</sup>十二(十二)条 公学校設置区域内二名以上ノ学務委員ヲ置クベシ其職務規定八台湾總督ノ定ムル所ニ依ル

第<sup>訂</sup>十二(十三)条 本令八各地方庁ノ一區若八数区ニ之ヲ施行シ漸次ニ普及セシムベシ其施行区域及時期八県知事若八厅长ノ具申ニ依リ台湾總督之ヲ定ム

(台湾總督府民政局用一一行×ニ朱筆紙二枚に墨筆)

「A文書別紙2」

「欄外」改案 朱印

台湾總督府公学校令

第一条 公学校八街庄社又八郷ノ兒童ヲ<sup>削</sup>「シテ」就学セシムル為メ県知事若八厅长ニ於テ必要ト認ムル土地ニ限リ其設置ヲ認可スヘシ

第二条 公学校ノ設置区域及位置八街庄社又八郷ノ協議ヲ以テ之ヲ撰定シ弁務署長ヲ經テ県知事若八厅长ノ認可ヲ受



クヘシ

第三条 公学校ノ<sup>補</sup>(種別) 編制教則及入学生徒ノ年齢ハ台湾總督ノ定ムル所ニ依ル

第四条 公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人ハ授業料ヲ納ムヘシ其金額並收入ノ方法ハ県知事若ハ庁長之ヲ定メ台湾總督ノ認可ヲ受クヘシ

第五条 公学校設置区域内ニ於ケル人民負担ノ概目ハ左ノ如シ

- 一 校舍校具及体操場備付物類
- 一 校舎校具及体操場備付物類<sup>別</sup>
  - 一 教員ノ報酬但自分ノ内<sup>補</sup>(之ヲ) 官給トス
  - 一 教員ノ旅費並学務委員削<sup>一</sup>ノ手当
  - 二 關スル諸費
- 一 前三項ノ外ノ校費

第六条 前条ノ諸費又ハ寄附金其他ノ收入金ヲ以テ一切ノ公費□(破損) 充足スルトキハ所定ノ授業料ヲ徴収セサルコトヲ得

第七条 公学校ニ屬スル資産ノ管理ニ關スル規定ハ県知事若ハ庁長ノ定ムル所ニ依ル

第八条 公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ

第九条 公学校教員ハ台湾総督ノ検定ヲ経タル公学校教員免許状ヲ有スルモノタルヘシ

訂(第十条 公学校ノ訂「設置」(存廢) 刪又八分合八県知事若八庁長ニ於テ必要ノ場合ニ限り之ヲ認可シ台湾  
總督ニ具申スヘシ)(県知事若八庁長ニ於テ公学校ノ設置又ハ廢合ヲ認可スルトキハ予メ台湾総督ノ指揮ヲ受  
クヘシ)

第十一条 公学校八県知事若八庁長ノ指揮ヲ受ケ弁務署長之ヲ管理ス

第十二条 公学校設置区域内ニ八二名以上ノ学務委員ヲ置クヘシ其職掌ニ關スル規定ハ県知事若八庁長ノ定ムル所ニ  
依ル

(台湾総督府民政局用一一行×ニ朱罫紙二枚に墨筆)

「B文書」

「改案」「廢」

台湾総督府公学校令

第一条 台湾総督管内街、庄、社八部内ノ児童ヲ就学セシムル為此規定ニ依リ公学校ヲ設置スルコトヲ得

第二条 公学校ノ設置区域及位置ハ当街、庄、社長ヨリ弁務署長ヲ經テ県知事若ハ庁長ノ認可ヲ受クヘシ県知事若ハ庁長ハ前項ノ場合ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ変更セシムルコトアルヘシ

第三条 公学校ノ種別編制教則及入学生徒ノ年齢ハ台湾總督ノ定ムル所ニ依ル

第四条 公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人ハ所定ノ授業料ヲ納ムヘシ其金額並收入ノ方法ハ県知事若ハ庁長之ヲ定メ台湾總督ノ認可ヲ受クヘシ

第五条 公学校設置区域内ニ於ケル負担<sup>一〇</sup>（破損）（概）目左ノ如シ

- 一 校舍校具及体操場
- 一 公学校職員ノ旅費並学務委員ニ關スル諸費
- 一 公学校ニ關スル諸費

第六条 前条ノ諸費又ハ寄付金其他ノ收入金ヲ以テ公学校ノ經費ニ充用スルニ足ルトキハ授業料ヲ徴収セサルモ防ケナシ但其收入支出ノ方法ハ県知事若ハ庁長之ヲ定メ台湾總督ノ認可ヲ受クヘシ

第七条 公学校ニ屬スル資産ノ管理ニ關スル規定ハ県知事若ハ庁長ノ定ムル所ニ依ル

第八条 公学校ノ教科用図書ハ台湾総督ノ検定ヲ経タルモノタルヘシ

第九条 公学校教員ハ台湾総督ノ検定ヲ経タル公学校教員免許状ヲ有スルモノタルヘシ

第十条 公学校ヲ設置シタル街、庄、社ハ他ノ公学校ト合併シ若ハ分離スルノ外之ヲは廃止スルコトヲ得ス

第十一条 県知事厅长ニ於テ公学校ノ設置又ハ分合ヲ認可スルトキハ予メ台湾総督ノ指揮ヲ受クヘシ

第十二条 弁務署長ハ県知事若ハ厅长ノ指揮ヲ受ケ管内ノ教育事務ヲ管掌シ及公学校ヲ管理スヘシ

第十三条 公学校設置区域内ニ二名以上ノ学務委員ヲ置クヘシ其職務規程ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル

(台湾総督府民政局用一一行×二朱罫紙二枚に墨筆)

## 第二節 台湾公学校規則

### (1) 三一年の公布

「台湾公学校規則」は明治三一年八月一六日台湾総督府令(以下「府令」と略)第七八号を以て定められる。これ

は修業年限が六ヶ年というもので、国語伝習所乙科のそれよりも二年も延長している。教科目は修身、国語、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操であつた。これは乙科の科目に修身・唱歌・体操を加えられたこととなる（唱歌・体操は伝習所時代でも土地の状況により加えられていた）。その全三四条からなる公学校規則の内容は以下の通りである。

## 第一章 主旨

第一条 公学校八本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス

第二条 公学校八土地ノ情況ニ依リ別ニ速成科ヲ設ケ夜間休業日又ハ其他通常ノ教授時間外ニ於テ専ラ国語ノ教授ヲ為スコトヲ得

## 第二章 編制

第三条 公学校ノ生徒ハ年齢八歳以上十四歳以下トス

第四条 公学校ノ教科目ハ修身、国語、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操トシ其修業年限ハ六箇年トス

第五条 学年ハ二月一日ニ始リ翌年一月三十一日ニ終ル之ヲ分テニ学期トス

第六条 二月一日ヨリ七月十日ニ至ルマテヲ第一学期トシ九月一日ヨリ翌年一月三十一日マテヲ第二学期トス

第七条 教授日数ハ一学年凡四十週トシ教授時数ハ毎週二十八時及至三十三時トス但夏季休業前六週間及夏期休業後四週間ハ毎週教授時間ヲ十時以内減スルコトヲ得

第八条 年内休業日八左ノ如シ

一 祝日大祭日

一 日曜日

一 夏季 七月十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

一 年未年始 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日ニ至ル

土地ノ情況ニ依リテハ夏季休業ヲ為サスシテ毎朝数時間ヲ為スコトヲ得

第三章 教授ノ要旨及教科ノ程度

第九条 公学校教授ノ要旨左ノ如シ

- 一 徳教ヲ施スニ八人トシテ必須ナル徳義ノ教訓ト我國民トシテ必要ナル性格ノ陶冶トニ注意センコトヲ要ス
- 一 実学ヲ授クルニハ其知識技能ノ精確ニシテ実用ニ適センコトヲ要ス故ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ応用自在ナラシムヘシ

一 各教科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス

一 身体ノ発達ヲ完クシ且國語ニ精熟セシムルコトハ本島民ニアリテ殊ニ必要トス故ニ教授ノ際ハ常ニ生徒ノ衛生及ニ注意シ併テ阿片ノ害毒タルコトヲ知悉セシメンコトヲ要ス<sup>(108)</sup>

そして第十一条では教科課程表を定めている。その時の教科課程表には、合計時間を第一学年しか記述してなく、体操・唱歌の時間も第二学年からの時間は記していなかった。しかし、同年一月六日の改正（府令一〇三号<sup>(109)</sup>）により不足部分を付け足し完成に至っている。その完成した教科課程表は以下の通りである。

#### 第四章 入退学及出席等

(以下内容略)

#### 第五章 操作査定並試験及卒業

(以下内容略)<sup>10)</sup>

内地との相違点としてあげると、第二次教育令を習つてか、教育目標がしっかり明記されている。内地では六歳、台湾では八歳から入学。毎週授業時間も内台ほぼ同じ。教科目は台湾において「国語」がある以外、内地の基本科目とほぼ同じ。内地の尋常小学校は4年であるが、公学校は六年。第二次教育令でできたばかりの「学級」が台湾で導入されている。休業日は第二次小学校令第十五条に基づいて出されて、「小学校祝日大祭日儀式規定」に依拠などがあげられる。

は合わせて考えると、内台の共通性が浮き彫りとなる。尋常小学校三年は年齢八歳で週二七時間と考えると、ほぼ同じであることがわかるし、内地高等小学校が一〇歳から週三〇時間に対し、公学校三年生は一〇歳で同じく三〇時間が課せられている。これは偶然の一致では説明つかない。

表18 明治31年公学校教科課程表

計	体操	唱歌	算術	習字	読書	国語 作文	修身	乙科
28	2	1	3	4	12	5	1	第一学年
28	2	1	3	4	12	5	1	第二学年
(29) 30	2	1	4	4	12	(6?) 5	1	第三学年
30	2	1	4	4	12	6	1	第四学年
(32) 33	2	1	5	2	12	9	1	第五学年
(32) 33	2	1	5	2	12	9	1	第六学年

(注) 実は府令103号で示された合計数は正しくないため、筆者が計算した数を( )内  
で示す。

(出典) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 十三巻』芳文閣、1984、109～110、121  
頁より作成

の修業年限については、伊沢が前々から考えていた計画が採用された形となった。この六年というのは、書房での平均的な修業年限が七、八年であったことから、せめて六年は必要であろうという判断によるものだった。<sup>(17)</sup> また、伊沢の公学校設立案「台湾教育実施ノ順序」においても「修業年限八第一学年ヨリ第六学年マテ六ヶ年トス」と明記し、その理由についても同様の内容がそこには書かれてある。

他にも学年の始めと終わりが今とは大きく異なることが目につく。この公学校規則では二月一日に始まり翌年一月三十一日に終わることとなっている。これは、旧暦一月に始まり旧暦末に終わろうとしていて、台湾の旧慣を考慮したものであった。この時内地でも四月一日からとする就学概念はあったものの、<sup>(18)</sup> まだ四月一日から開始することを明文化した制度はまだできていない。内地においてこれを定めたのは、明治三十三年八月二〇日の第三次小学校令に基<sup>(19)</sup>づいて出された小学校令施行規則<sup>(20)</sup> によってである。それから三年も待たず明治三十六年一月九日、府令第一号により「学年八四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル<sup>(21)</sup>」と台湾でも「適用」されている。

公学校規則を見ても明らかであるように、確かに旧慣に考慮した点があるものの、基本的には内地における教育内容を「適用」したに過ぎず、独自性というものは感じられない。そして、しだいに規則の改正を重ねることに、旧慣という数少ない寄せ木は剥ぎ取られていくことになったのである。

内地教育制度を適用した公学校規則発布と共に、いよいよ公学校は設置されるようになる。一〇月一日には台北県で二一校、台中県で一七校、台南県で一四校、宜蘭庁で三校と全部で五五校が設置された。<sup>(22)</sup>

## (2) 明治三十七年の全面改正

明治三十三年、早くも台湾総督府は、公学校規則を改正するため諸学校規則改正取調委員を任命し、一方台湾教育会<sup>(23)</sup>



では明治三四年に公学校規則改正調査委員が設置され、<sup>(17)</sup>公学校規則の大幅な見直しの動きが官民の双方から本格化する事となる。これは、県予算の編制などで幾多の不便があつたことがその理由である。<sup>(18)</sup>

そして明治三七年三月一日府令第ニ八号を以て台湾公学校規則（全四十四条）が改正される。内容は以下の通りである。

## 第一章 総則

第一条 公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二条 公学校生徒ノ年齢ハ満七歳以上満十六歳以下トス

第三条 公学校ノ修業年限ハ六箇年トシ其ノ教科目ハ修身、国語、算術、漢文、体操トシ其ノ教科目ハ修身、国語、算術、漢文、体操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ土地ノ情況ニ依リ唱歌、手工、農業、商業ノ一科目又ハ数科目ヲ加ヘ又漢文、裁縫ヲ欠クコトヲ得前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨時科目ト為スコトヲ得教科目ヲ加除シ若ハ之ヲ隨時科目ト為サントスルトキハ庁長ニ於テ台湾總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 土地ノ情況ニ依リ公学校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

第五条 公学校ノ教科用図書ハ台湾總督府ニ於テ編集又ハ検定セルモノタルヘシ

第六条 公学校ノ教科目中児童身体ノ狀況ニ依リ学習スルコト能ハサルモノアルトキハ之ヲ其ノ児童ニ課セサルコトヲ得

## 第二章 設置

第七條 公学校ヲ設置セントスルトキハ街、庄、社長ヨリ其ノ名称、位置、敷地、建物ノ図画、生徒ノ概數、經費、維持ノ方法及基本財産ノ有無ヲ具シ庁長ノ認可ヲ受クヘシ公学校ヲ廢止セントスルトキハ街、庄、社長ヨリ其ノ事由ヲ具シ庁長ノ認可ヲ受クヘシ分校ヲ廢止セントスルトキハ亦同シ

## 第三章 教則

(以下内容略)

## 第四章 学年及休業日

第二十四條 公学校ノ学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル之ヲ分チテ三学期トス

第二十五條 公学校ノ休業日ハ左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 台湾神社祭日
- 三 始政記念日
- 四 夏季休業 七月十一日ヨリ八月三十一日マテ
- 五 年未年始休業 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日マテ
- 六 学年未休業 三月二十六日ヨリ同三十一日マテ

第五章 就学

(以下内容略)

第六章 補習科

(以下内容略)<sup>(8)</sup>

そして、最後に「教授ノ程度及毎週教授時数表」が掲載されている。それをまとめたのが下の表<sup>19</sup>である。

全体の構成から見ても気がつくと思つが、章の名称が違うなど三一年の公学校規則とはかなり異にするものである。また、条数も三一年は全二四条あるのに対し、今回の改正により全四四条と大幅に増えている。これは、今回の改正が単なる「改正」という位置づけではなく、新たなものを設けようとしていることに気づく。

まず、公学校の目的を三一年の公学校規則の時と比較したい。

明治三一年

第一条 公学校八本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ

表19 明治31年公学校教科課程表

計	商業	農業	手工	唱歌	裁縫	体操	漢文	算術	国語	修身	
23						2	5	4	10	2	第一年
26						2	5	4	13	2	第二年
27					3	2	男5 女2	4	14	2	第三年
28					3	2	男5 女2	5	14	2	第四年
28					3	2	男5 女2	5	14	1	第五年
28					3	2	男5 女2	5	14	1	第六年

(出典) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 十三巻』芳文閣、1984、248～249頁より作成

国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス

明治三十七年

第一条 公学校八本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

三一年の場合は「国民タルノ性格」として、「德育と実学」が必要であると規定しているのに対し、三十七年ではその必要な要素は「德育と日本語」と置きかえられている。<sup>(註)</sup>

教科目を見ても変更した点が多い。まず、読書・習字等に分かれていた教科目を「国語」という一つの教科目に纏めたことがあげられる。その「国語」という時間は、全科目のだいたい半分を占めている。そして「漢文」の間を新たに設けた。伝習所時代は「土地ノ情況ニ依リ」課すことのできる教科目であったが、ここでは正式な教科目として設けられたのである。漢文の必須としての導入については、教育界でもかなり議論が重ねられて紛糾するところであったようだが、「実地の生活に必要」ということからの導入のようである。<sup>(註)</sup> また 手工・農業・商業と実学教科目に加えられることとなった。内地でこれら実学科目に加えられた背景は、日清戦争前に急速に発展した軽工業により資本主義化する過程の中で生まれたものであることはすでに述べた。台湾でもまた同様の背景を持つ。児玉源太郎後藤新平体制の下で治安が整い衛生状態が改善され、内地からの財政独立をはたすわけであるが、これは何よりも「台湾資本主義化の進捗」によるものである。<sup>(註)</sup> 教育目的では「実学」は二次的なものに追いやられるものの、教育課程ではむしろ逆に重視されていくという傾向は、内地と同様のパターンである。

明治三七年の新たな公学校規則により、「同化」を標榜する体制が明確になったと一般的には評価されている。しかし、それは真実と言えるのであろうか。駒込武氏や弘谷多喜男氏が指摘するように、それはあくまでも教育の世界だけの狭い領域内での認識であり、「教員たちによって信奉されはじめた理念」<sup>(184)</sup>に過ぎなかった。さらに弘谷氏は「同化の可能性を信じよ」とし、そのことが彼等の幸せと考えることができたのは教師だけではなかったか」と述べている。<sup>(185)</sup>

これはまさに伊沢修二の学務行政の特徴をも鋭くついた指摘である。伊沢修二という教育者による台湾教育の着手は、伊沢個人の「願望」に基づくものであり、そこに台湾の「実態」という二文字は教則の面において工夫はするものの行政の上では軽視されてしまっていた。つまり、理想論が強すぎて現実を直視する力が弱かったものであった。これが統治初期の台湾教育の特徴であったといえよう。

### 3 教育費の財源

台湾領有当初は軍政が敷かれていた。明治二八年四月一七日、日清講和会議が調印されたにもかかわらず、五月二五日に台湾民主国が成立し、日本による台湾統治に対する拒否の姿勢を見せている。<sup>(186)</sup>これにより、八月六日陸軍大臣大山巖は陸達第七〇号を以って「台湾總督府条例」<sup>(187)</sup>を定め、軍政が施行されるようになる。一〇月二日に台南を占領し、一一月一八日に樺山總督は「今や全島全ク平定ニ歸ス」<sup>(188)</sup>と宣言し、翌年三月三一日に出された「台湾總督府条例」<sup>(189)</sup>により民政がやっと開始されることとなる。しかし、これ以降も各地に武装蜂起は頻発に起こる。そのため施政方針は「匪賊」対策を掲げ、その方針は児玉源太郎台湾總督 後藤新平民政長官の時代においても継続されている。<sup>(190)</sup>

当然、経費は莫大なるものであったため、「台湾奢侈論」<sup>(191)</sup>が起こる。後藤新平はそれについて回想している。

現に私が台湾に拜命しまする頃に、諸君の御記憶にも存して居りませうが、台湾を一億円で売った方が宜いと云ふは上下の議論であつて、当時の新聞切抜を見れば能く分る、当時の当局者は余程之には困難をしたのであります。<sup>(18)</sup>

そうした世論にも後押しされ、政府は遂に明治三〇年 三一年の補助金を約四〇〇万円まで削減した。<sup>(19)</sup> そうした財政問題により結局伊沢は学務部長の座から退くことになったのはすでに述べたところである。

児玉源太郎台湾総督は明治三一年五月二五日、地方長官に以下の訓示を述べている。

台湾ノ財政八国庫ニ依頼セスシテ漸次独立ヲ期スルノ希望ナリ今日ノ場合ニ於テ其実施ヲ見ルハ固ヨリ容易ノ業ニ非ズ且直チニ当初ノ収入予算額ニ達セシムルニ至ラサルヘシト雖今後ノ収入ニ於テ八三〇年度ニ比シテ大ニ増加ノ見込アリ

又旧政府時代ニ於ケル負担範圍ヲ以テ今茲ニ地方税ヲ徴セント欲ス是成ハ更ニ地方官ノ難事ヲ加フルノ感ナキニアラスト雖偏ニ尽力アランコトヲ氣フ者ナリ

事業費ハ少クモ五六千万円ヲ要スヘシト雖モ此ハ公債ヲ起シテ費途ニ充テ經費ハ本島ノ自力ニ依テ之レヲ支弁センコトヲ目的トセリ今日迄ノ調査上ノ予算ヲ以テ之ヲ考フルトキハ三二年度ニ至リテ此方針ヲ以テ一步ヲ進ムルコトヲ亦敢テ至難ノ事ニ非サルナリ。<sup>(20)</sup>

児玉総督は公債と地方税によつて、台湾を国庫に依存しない経済的独立を目指していた。こうした状況下で教育費を捻出し、そして発展させていくこともまた至難であるといえよう。

教育費は明治三〇年まですべて国庫負担であつたが、明治三一年公学校令の施行とともに地方税から支弁することとなり、街庄協議費も徴収されることとなった。このような厳しい財政状況の中で教育の発展を図るのは難しく、

「文部省への所管移行案」なども飛び出すようになる。<sup>(9)</sup>

こうした圧力が功を奏したのか、民費の増大によって教育費も増えていく。それは次頁の表20「教育費負担額」を見れば明らかである。特に明治三五年には地方税が、明治三九年には街庄負担額が急激に増大している。これはそれぞれ土匪の鎮圧、日露戦争の終結という事実が背景となったものである。<sup>(10)</sup> 徐々にはあるが、日本という存在がやっとなんか知られるようになった結果なのかもしれない。

前頁「表20」の構成比を円グラフにした「図表8」を見ると、国庫支弁割合が急激に減少していく一方で、明治三五年からは地方税が五〇%近くを占めていることが判る。設置責任者である「地方」が受益者負担の原則のもと、内地での原則であった「設置者負担の原則」をも踏襲する傾向を強める。内地からの「適用」は、こうした教育財政と学校維持費の関係をにまで及ぶ。

伊沢非職後の学務行政の混乱は、積極的に地方長官の意見を汲み上げることによって乗り越えることが出来たという表現は適していないであろう。地方の実情に即した教育制度を設け、国庫に頼ることなく受益者負担の原則を掲げて民費による学校維持をはたしていくという内地で行われてきたことと同様の方法を、新たに日本の一部となった台湾でも行うようにした、ただそれだけなのである。

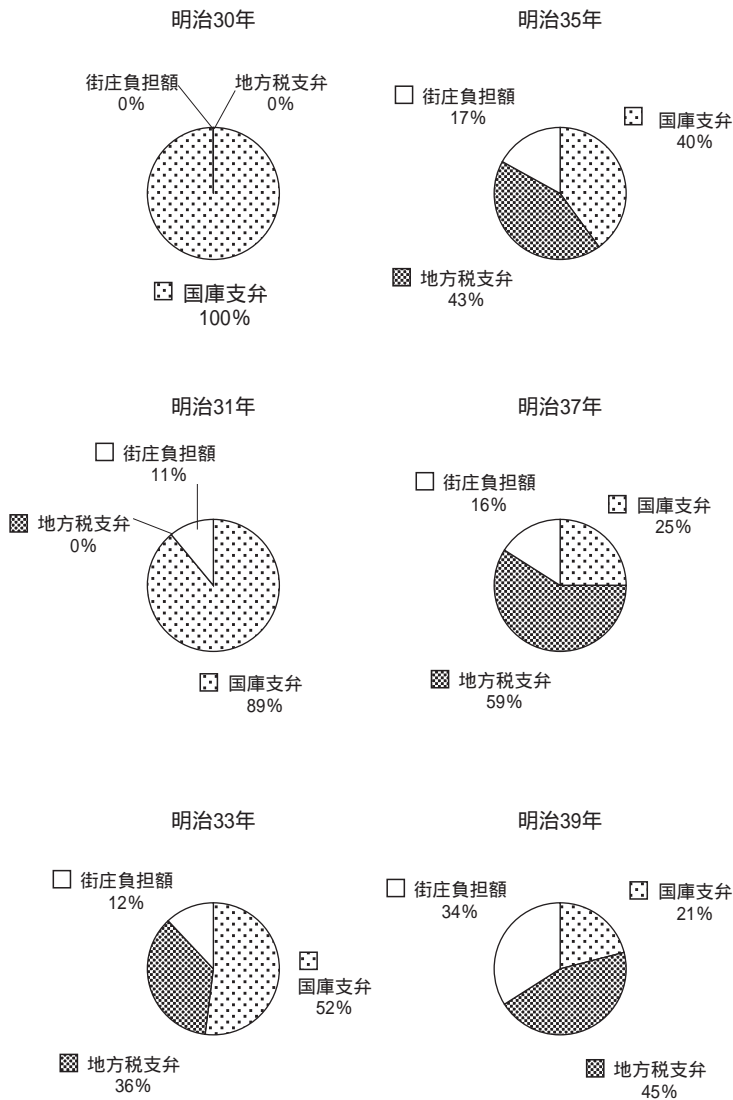
表20 教育費負担額

	国庫支弁	地方税支弁	街庄負担額	合計
明治29年	141.441			141.441
明治30年	211.661			211.661
明治31年	190.233		22.782	213.015
明治32年	173.307	140.863	47.723	361.893
明治33年	223.153	157.047	52.537	432.737
明治34年	219.981	174.428	82.329	476.738
明治35年	183.612	194.518	79.483	457.613
明治36年	189.299	215.995	93.019	498.313
明治37年	127.467	294.041	80.381	501.899
明治38年	102.035	328.241	171.375	601.651
明治39年	162.985	357.686	272.732	793.403

(注) 単位 = 円

(出典) 吉野秀公『台湾教育史』237頁より作成

図表 8 教育費負担の割合





## 終章

第一章では明治五年の学制から始まった日本内地における近代教育制度の変遷について、第二章では序章でも取り上げた伊沢修二を中心として進められた領台初期の教育政策について、そして第三章では新たに設けられることになった公学校の設置をめぐる政策転換がどのように図られたかをを中心に論じてきた。しかし、ここで述べた内容は、結局ただ単に学制頒布以来の内地教育政策と台湾での教育政策の概要を述べたに過ぎない。では、この研究は徒労に終わったのか。答えは否である。

本稿は教育史特有の「植民地教育」という視点からではなく、副題で掲げている通り台湾を日本教育史の視点から捉えるよう努めた。つまり、内地教育と台湾教育を二元的に認識するのではなく、内地教育の延長線上に台湾教育を置くという新たな視点から近代における台湾初等教育を見ていこうと試みたもので、その方法として台湾特有の事情を踏まえながらも、両者の教育制度及び教育政策を比較考察したものである。また、前述指摘した視点が欠如していたことから初代学務部長である伊沢修二が脚色されてしまったことからも、再考察の必要性があるとの提言をした。その点から考えるならば、研究意義としては非常に大きいと言えるであろう。

そもそも両者を二元的に捉えてしまう背景とは何なのであろうか。それは、政治的事情でいうのであれば六三法の存在に起因するものであるが、それよりも教育史において「同化」政策が自明の理として認識されている嫌いがあることの方が最も大きな原因といえよう。<sup>(88)</sup> 同化が前提で語られてしまうと、大が小を併合するような捉え方に制限され、結局ナショナリズムの視点からは是と非が求められるような二者択一的な判断を迫られるというジレンマから客観的考察がなされにくい。「日本の一部」として台湾教育史を考察する必要がある理由というのは実はそこにもある。

では、「同化」に囚われることなく台湾を「日本の一部」として考察した結果、どういった点が導き出されたのか

を、本稿を要約する意味でも述べていきたい。

明治五年の学制公布から始まる教育政策は、列強先進国から支配を受けることなく独立を維持するために、国民一人一人の間に教育を普及させなければならないという国家的要請から行われたものであるため、極端ともいえる西洋化を目指すものであった。また、小学校設置にしてもその計画は遠大であり空想的なものであったと言える。

学制はそれらに加えて財政的裏付けもなく出発をしたため各地で混乱を招き、小学校が破壊目標となるほどの騒擾も勃発する。そして、地方の実情に制度が適応していないことやレベル設定の高すぎるなどの意見も中央の文教当局者までもが述べるようになり、学制の改革を迫られることとなる。しかし、その後に出された教育令においても民衆の勘違いもあり、さらなる混乱が起きることとなる。こうした混乱や地方財政などの関係により教育制度改正の繰り返しを余儀なくされる。

経済的に見ても日清戦争直前までの日本はインフラ整備期でもあった。紙幣整理事業が完了（明治一八年）、兌換紙幣制度の発足（明治一九年）するにおよんで、企業勃興の気運が著しく高まり、近代産業発達の基礎をなす資本・労働力、金融・交通機関を漸次整えられていったことが背景となって、ようやく初等教育の諸制度は国家主義教育政策のもと整えられていった。つまり、そうした財政的裏付けがあつて初めて可能とした。

台湾でもこれはまた同様であった。この時の台湾は「売却論」まで飛び交うような状況の中、経済的自立とインフラ整備がまず優先されなければならなかった。しかし、常に「兵馬の威のみを以て征服することは一時は出来ませうが、少くも三百万余りの人民を長く統治して行かうと云ふには、人心の根元に立入つて、即ち此教育と云ふものを以て人心を撃いで行くより外恐らく他に策はなかるう」と考ふる初代学務部長伊沢修二は、彼の教育政策の特徴とも言える急進的な就学政策を行うに至る。また、新たな初等教育機関として公学校の設立を計画する。その計画の全容と

というのが「後藤新平文書」に収められている。「学務部創設以降事業ノ概略」と題した文書であり、それは公学校設置方法が内地にて学制が公布された時の文部省の就学政策に似通っているものがあつた。伊沢の教育政策はその学制時代の失敗を繰り返すように後藤の目には映つたのである。そもそも極度の不安の中にある台湾住民を急進的な教育政策により逆撫でし、土匪と徒党を組んで大規模な反乱に発展する可能性を生むことを考えれば、現在の急進的な教育政策は寧ろ逆効果であつた。しかも、この時の台湾統治は世界から注目されていて、決して失敗は許されない状況にあつた。そうした中で伊沢の急進的な教育政策は、「生物学的植民地経営」<sup>20)</sup>の実践者である後藤にとつてはまさに「愚の骨頂」であつたのだらう。

「学務部創設以降事業ノ概略」の欠点は、人口一万人・就学人口二〇〇〇人に一校という形で画一的に公学校を設立することから、地域の状況に適応した政策や行政が行えないという点である。ただ、それは教育行政に見られる傾向であつて、教育制度を整理すると、教育方法や教育課程においては地方の状況に適応できるよう努めている。一方後藤は、各地方長官の公学校設置に対する意見を多く取りいれながら教育制度を定めていこうとしていることから教育行政の面では対をなしているといえよう。

そして、伊沢が台湾教育に携わつていた時代に作成された公学校令案を後藤は危惧の念を抱いたこともあり廃案にすることとなる。これを一度廃案としたもう一つの理由は、内容に依拠するよりも廃案することに意味があつた。各地方長官から意見を求め、それを材料に新たな案を起草することにより、伊沢を中心に学務を担当した学務部の意識改革を図つたのではないだろうかと思われる。また、こうした地域に適用できる教育政策を展開しようという意志は、内地からの教訓が生きたものであつたと言える。

こうした経緯からも、伊沢の時代に「台湾教育は、このときすでにその基礎がかためられていた」<sup>21)</sup>と評することが、

はたしてできるのであろうか。この点はさらに深く追及されなければならない。無論この疑問は、台湾を「日本の一部」として捉えたからこそ持てたものである。

これら統治初期における初等教育機関の流れを、伊沢や後藤などの思想面からのアプローチをする論文は多く見られるものの、本稿では「後藤新平文書」などの行政文書を用い科学的考察のもとで裏付け作業を行った。ただ、本稿で用いた史料は微々たるものであつて如何せんまだまだ説得力に欠けるものである。

こうした不足部分を埋める史料として「台湾総督府文書」をあげることができよう。この史料は、台湾統治政策に関する詳細な記録が書かれたもので、原案の立案段階から決定・施行までの全ての政策決定過程を綴つた統治政策史料である。これからの台湾教育史は、台湾を「日本の一部」として捉えた上での教育制度の分析、そして「台湾総督府文書」を用いてさらなる科学的考察をしていくことが研究方法として求められなければならない。そして、それらの方法のもと、伊沢がなぜ当時の文部省と相反するよつな教育行政を行つたのかという点を考察することを今後の研究課題としたい。

- (1) 『官報』号外、明治二八年五月一三日、一頁〜四頁。第二条には、「台湾全島及其ノ附属諸島々」を「永遠日本国ニ割与ス」とある。
- (2) 内閣官報局編『明治法令全書』第二九卷ノ三、原書房、一九八〇年、一九三頁〜一九四頁。以下「法令全書」と略す。
- (3) 上沼八郎『伊沢修二』吉川弘文館、一九六二、五四頁。
- (4) 戴国輝『伊沢修二と後藤新平』（朝日ジャーナル）一九七二年五月二二日号、朝日新聞社）四六頁。
- (5) 前掲『伊沢修二』、山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会、一九六七年）などは専らこの視座に立って

- (6) 同上。
- (7) 前掲『伊沢修二』、一三四頁。
- (8) 伊沢修二「学務部創設以降事業ノ概略」(国会図書館憲政資料室所蔵『後藤新平文書』R三二一八九一)。
- (9) 駒込武「植民地帝国日本の文化統合」岩波書店、二〇〇一年、四五頁。
- (10) 台湾教育会『台湾教育会雑誌』(明治三四年 明治四四年)では、大内丑之助「普魯西及奥太利に於ける波蘭人の教育に就いて」(第二号)・森孝三「アルゼリーに於ける土人教育」(第二号・第二五号)・エス、チー「独逸の教育」(第二号・第二六号)など、台湾協会『台湾協会会報』(明治三二年 明治四〇年)では、中山孝一「アルゼリーの状況及び制度」(第三号)・河合弘民「仏国殖民政策」(第一四一第一六号)・河合弘民「英国治下における印度」(第一七号)など、当時の雑誌では列強国の殖民政策についての研究・記事が多く掲載されている。
- (11) 小沢有作「日本植民地教育政策論」(『人文学報』、東京都立大人文学部、第八二号、一九七二年)一〇頁。
- (12) 六三法第一条に「台湾総督八其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得」(『法令全書』二九年ノ二、一九八〇年、前掲、九七頁〜九八頁)とある。この「法律ノ効力ヲ有スル命令」を律令とし、総督府に権限を与えられた。この点については、憲法に定める議会の立法権を侵すものではないかとの疑義が出てしばしば帝国議会で問題となる(いわゆる六三問題)。
- (13) 明治百年史叢書六七。岩倉公実記 中巻、原書房、一九六八年、八三五頁。
- (14) 日本史籍協会叢書八四『木戸孝允文書』八巻、東京大学出版会、一九七一年、七九頁。
- (15) 『伊藤博文伝』上巻、春秋公追頒会、一九四〇年、四二二〜四三三頁。
- (16) 両角清衛「学制発布 文明開化の一環として」『拓殖大学論集』一六五号、一九八七年、三四頁。
- (17) 「中小学規則」で、小学については以下のように書かれてある。  
 小学子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入普通学ヲ修メ兼テ大学専門五課ノ大意ヲ知ル  
 句読 習字 算術 語学 地理学 五科大意  
 子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル

- (永年保存『法規分類大全』第一編 学政門 内閣記録局、原書房、一九八一年、一七〇―一八頁)
- (18) 総理府所蔵『太政類典第一編』学制之部、学制第二(倉沢剛『小学校の歴史』、ジャパンプライバリービュロー、一九六三年、一四頁)。
- (19) 仲新監修・編集『学校の歴史』第二巻小学校の歴史、第一法規出版、一九七九年、七頁。
- (20) 『法令全書』第五卷ノ一、一九七四年、前掲、一四六頁、一七一頁。
- (21) 『法令全書』第五卷ノ一、一九七四年、前掲、一四六頁、一四七頁。ちなみに、「被仰出書」と同じ年五年二月に初編が出た「学問のすゝめ」と近似性を両角清衛「学制発布 文明開化の一環として」『拓殖大学論集』一六五号(一九八七年一月)は指摘している。そこでは 立身出世的な教育観 実用主義的な学問観 教育における機会均等・男女平等 個人主義的教育観、の以上四点から対比して論を展開している。
- (22) 『法令全書』第五卷ノ一、一九七四年、前掲、一一三二頁。
- 第十三号(八月三日)今般被 仰出候旨モ有之教育之儀八自今尚又厚ク御手入可有之候所從來府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内不都合之義モ不少依テ一旦悉令廃止今般定メラレタル学制ニ随ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ学校設立可致候事
- (23) 「第二大学区巡視功程附録」『文部省第四年報』一八七七年(日本近代思想体系六『教育の体系』岩波書店、一九九〇年、四六頁)。
- (24) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』一巻 教育政策一、一九七三年、八〇頁。
- (25) 前掲『小学校の歴史』、三三八頁。
- (26) 土屋喬雄・小野道雄『明治初年農民騒擾録』勁草書房、一九五三年、三三九―三七〇頁。
- (27) 同上、五〇六頁、五〇七頁。小学校が何カ所おそれたかの具体的数字は資料がない。
- (28) 同上、四六三頁、四六七頁。一揆側が要求した十カ条に「一小学校御廃止別私塾勝手手被仰付候事」とあるように、小学校への反感が大きな原因の一つになっている。
- (29) 同上、四七三頁、四八六頁。この讃岐の騒擾では、放火村数およそ一三〇カ村、破毀の数が凡そ五九九カ所に上る大惨事であった。破毀の内訳に「一小学校四十八カ所」とある。
- (30) 同上、二八二頁、三〇五頁。岐阜県下では、放火された小学校が六ヶ所、破壊された小学校が一カ所という記録が総理府

『公文録』に残っている。また、愛知県下でも小学校が二カ所焼かれている。その焼かれた小学校は、海東郡稲葉村第九番小学成正学校と海西郡上立田村第十五番小学加立学校で、それぞれ二月二日に焼かれている。

(31) 岡山県史編纂委員会『岡山県史』第十巻、山陽新聞社、一九八六年、八三頁。

(32) 前掲『明治初年農民騒擾録』の「附録第二 明治初年農民騒擾年表」（六五三頁～六六五頁）から、「学制」以降の全国各地で起こった騒擾の数を算出すると明治五年が五回、明治六年が三六回、明治七年が二三回、明治八年が三回、明治九年が五回、明治一〇年が五回となっている。

(33) 明治八年度までに設立された小学校は二四、五一三校にも上るわけだが、この数は平成一四年度現在の小学校数二三、八〇八校より多い（平成一四年度における全国小学校数は、文部省『平成一四年度学校基本調査』[http://next.go.jp/b\\_menu/foukei/001/002/020803a.htm](http://next.go.jp/b_menu/foukei/001/002/020803a.htm)より参照）。

(34) 委託金は「専ら小学ヲ広普シテ学則完整ナラシムル力為ニ用フヘシ」（「学制」第一〇〇章）と定められており、小学校普及のためのものであった。

(35) 前掲『小学校の歴史』、三三七頁。

(36) 『文部省第四年報』第一冊、附録四三～四九頁（日本近代思想体系六『教育の体系』岩波書店、一九九〇年、四五頁～四五頁）。

(37) 同前、五七頁～五九頁。

(38) 同前、五八頁～五九頁。

(39) 第四号（三月八日）

小学補助金ノ儀明治十年七月ヨリ同十一年六月マテ一周年金四拾二万五千円配付候条此旨相達候事（『法令全書』第一〇巻、一九七五年、前掲、八五八頁）

第一号（二月二十四日）

小学補助金之儀明治十二年七月ヨリ明治十三年六月マテ一周年金三拾六万三千三百円配付候条此旨相達候事（『法令全書』

第一二巻ノ二、一九七五年、前掲、一〇九四頁）

第五号

府 県

府 県

府 県

小学校補助金の儀明治十三年七月ヨリ明治十四年六月二至一周年金一拾万円配付候条此旨相達候事（『法令全書』第三卷ノ二、一九七五年、前掲、一四三六頁）

(40) 『法令全書』第一〇年、一九七六年、前掲、一頁。

(41) 同上、二七頁。

(42) 学制第一五章「大学本部毎ニ督学局一所ヲ設ケ督学局ヲ置キ附属官員数名之ニ充テ本省ノ意向ヲ奉シ地方官ト協議シ大区中ノ諸学校ヲ督シ及教則ノ得失生徒ノ進否等ヲ検査シ論議改正スルコトアルヘシ」とあるように、各大学区本部コトに督学局が置かれた。また、学区取締に対しても場合によってはこれを直接呼び出して本局の意向を諭示できた（文部省『学制百年史（記述編）』、一九七二年、二五四頁）。

(43) 前掲『小学校の歴史』、一〇三三頁。これによると、官立学校は九校、官立師範学校は三校廃止されている。政府みずから小学校教員を養成することをやめ、各地方の公立師範学校にゆだねた点からも、文部省の積極政策の一步後退とみることができるといえる。

(44) 明治六年に学監（文部省顧問）として米国から招聘されたダビット・モルレー（David Murray）の『学監日本教育令』の考案が多数に参照された。しかし、文部省案である「日本教育令」と『学監日本教育令』の差異もまた倉沢剛『小学校の歴史』で指摘しているように多い。

(45) 『法令全書』第一二ノ一、一九七五年、前掲、七五頁〜七八頁。

(46) 明治五年九月頒布の小学教則は下等小学科六 九歳 上等小学科一〇 一三歳上下で在学期間を「八年トス」のみ（第一章）で、就学最短期間は規定していない。しかし、九鬼隆一「第三大区巡視功程附録」によると、学齢満六年より満一四年というのは変える必要はないが、「小学教則ヲ就学年齡ト均シク全八年間ニ填充シタルニ至リテハ、速ニコレヲ改正セザルベカラザルナリ」とあることから、就学最短期間を設けてないことが却って八年間の拘束力を持たせていたと考えられる。

(47) 『文部省第七年報』、明治十二年、二九七頁〜二九八頁（前掲『小学校の歴史』、一一七頁）。

(48) 同上、三〇七頁〜三〇八頁（『小学校の歴史』、一一八頁）。

(49) 前掲『小学校の歴史』、一一六頁〜一二二頁。



- (50) 早稲田大学所蔵、河野敏謙「地方学事視察につき上書」、『大隈文書』(日本近代思想体系 6 『教育の体系』岩波書店、一九九〇年、八七〜九七頁)。
- (51) 『法令全書』第一三巻、一九七五年、三二五頁〜三二九頁。
- (52) 文部省『学制百年史(記述編)』、帝国地方行政会、一九七二年、一五三頁。
- (53) 「修身」が学科目の冒頭に置かれるようになった背景は、元田永孚により起草された教学に関する聖旨(「教学聖旨」)による影響が大きい。この儒教的な基本理念が明治一二年の教育令では小学校の科目の末尾に置かれていた「修身」の位置を冒頭へと一氣に変化させたというのが今日でも一般的に言われているところである。教則の変化については、第三節で詳しく述べる。
- (54) 農村の窮乏は、明治一〇年の西南戦争の軍費をまかなうために巨額の不換紙幣が発行され、このために生じたインフレーションを収束するために松方大蔵卿による紙幣整理・財政緊縮政策がなされたことから始まった。明治一五年末から金融の逼迫、米価の下落をもたらし、明治一六年から明治一八年にかけて未曾有の経済不況となり、町村の窮乏をもたらし、また、一六年には全国的な旱害、一七・一八年には全国的な水害などの災害が追い撃ちをかけた(国立教育研究所『日本近代教育百年史』三巻学校教育一九七一頁参照)。
- (55) 『法令全書』第一八巻ノ一、一九七七年、四九頁〜五一頁。
- (56) 森有礼の教育政策として重視すべきものとして地方視学政策があげられる。彼は文部大臣就任後直ちに文部省に視学部をおき、明治一九年二月には視学官五人がおかれ、その視学官が五地方をそれぞれ分担することとしている。こうして視察だけでなく、地方部ごとに学務課長・師範学校長を招集して地方教育の引き締めを図っている(仲新『明治の教育』至文堂、一九六七年、二四五頁〜二四六頁参照)。
- (57) 『法令全書』第一九巻ノ一、一九七七年、九〇頁〜九一頁。
- (58) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』四巻 学校教育一、一九七四年、二三頁。
- (59) 『法令全書』第三三巻ノ二、一九七八年、四三五頁〜四五一頁。
- (60) 前掲『日本近代教育百年史』一巻 教育政策一、一九七三年、一七七頁。
- (61) 井上毅の文部大臣在任期間は明治二六年三月七日〜明治二七年八月二九日までにはすぎなかったが、その間に実業補習学校

規定（明治二六年一月二日）、実業教育費国庫補助法（明治二七年六月二日）、工業教員養成規定（同年六月一四日）、簡易農学校規定・徒弟学校規定（同年七月二五日）等の実業教育関係法令がつきつぎに制定公布されている（前掲『日本近代教育百年史』一巻 教育政策一、一八〇頁）。

(62) 『法令全書』第三年ノ二、一九七年、四三三五頁。

(63) 明治五年「学制」第二十一条 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス明治一二年「教育令」第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ：明治一九年「小学校令」では特に明示していない。

(64) 他にも郡視学の設置（第六十六条）、学務委員の復活（第七十九条）などあげることができる。これらの設置・復活は地方財政の困窮がある程度回復した証拠でもある。

(65) 前掲『日本近代教育百年史』四巻 学校教育一、九〇頁。

(66) 前掲『日本近代教育百年史』四巻（学校教育二、三〇頁）によると、民費とは地方共同体の財源のことで、明治期実際に使われていた用語である。学制にも第八十九条に「悉ク民費ニ委スル」とある。この民費とはむしろ官金に対応して使用されているに過ぎないことから、きわめて多義であいまいな概念ではあるが、ここでは『日本近代教育百年史』四巻で使用している意味、つまり地方共同体の財源という意味で用いている。

(67) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』二巻 教育政策二、一九七三年、一二頁〜一三頁。

(68) 大久保利謙『明治文化資料叢書』第八巻 教育編、風間書房、一九五九年、四八頁。

(69) 前掲『小学校の歴史』、三二六頁。

(70) 学制第九九章の府県に対する委託金の部分は、黒線で抹消削除されている。

第九九章 教育ヲシテ普及ナラシメンカ為メ府県ニ委託シ其学区ヲ助クルノ金額左ノ

如シ

人員男女共一万人ニ付

金 兩三府七  
兩十縣

(71) 前掲『小学校の歴史』、三三〇頁。

(72) ここでのデータは、中学校・師範学校・外国語学校なども含んでいるが、これらの学校数が微々たるものであることから

も、主として小学校費であると言えよう。

(73) 前掲『日本近代教育百年史』二巻、四八頁。

(74) 海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、一九七一年、四八頁。

(75) 学制頒布と同時に定められた教則には、日曜休業制が定められていた。それは、学制と小学教則は主として洋学者が立案していたことから自然な流れと見ることも出来る。しかし、一六休業制（一・六・一・一・一六・二一・二六・三一）の日が休業）がまだ一般の民衆には馴染んでいなかったこともあり、再び一六休業制に戻すため学制を変更している。

しかし、明治九年五月二〇日布達第三号により再び一六休業制を廃して日曜休業制を復活させ、その流れは平成一四年の完全週休二日制まで続いていた（前掲『小学校の歴史』、六八三頁～六八四頁）。

(76) 『日本近代教育百年史』三巻 学校教育一、国立教育研究所、一九七三年、五五六頁～五六二頁

(77) 前掲『小学校の歴史』、六四五頁

(78) 内田魯庵『明治十年前後の小学校』、『太陽』臨時増刊『明治大正の文化』、四二五頁～四二〇頁（土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六八年、九九頁）

(79) 塚本八マ『女子教育黎明期』、『婦人之友』第三二巻、第七号（同上、一〇〇頁～一〇二頁）

(80) 『法令全書』明治一年、一九七五年、前掲、五九九頁。

(81) 『明治以降教育制度発達史』第二巻、芳文閣、一九六四年、一八七頁。

(82) 『法令全書』明治一四年、一九七六年、前掲、八一四頁～八一八頁。

(83) 文部省『学制百年史』帝国地方行政会、一九七二年、一六五頁。

(84) この点については、『日本近代教育百年史』三巻 学校教育 九九〇頁でも指摘していることや、仲新『明治の教育』（至文堂、一九六七年）二一九頁の小学校児童等級分布表（愛知県）においても、初等科・中等科を六の一の等級・高等科を四の一の等級に区分しているように、地方では依然等級制が続いていたようである。

(85) 『明治以降教育制度発達史』第四巻、芳文閣、一九六四年、二七七頁。

(86) 『小学校御教則大綱』第二条に修身の教科について以下のように定められている。勅語ノ主旨ニ児童ノ良心ヲ啓発シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要

旨トス尋常小学校ニ於イテ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ兒童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ高等小学校ニ於イテ前項ノ旨趣ヲ広メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ女兒ニ在リテハ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトヲ注意スヘシ(以下略)

(前掲『明治以降教育制度発達史』第三卷、九五頁)

(87) 地理では「愛國ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス」と定められ、歴史では「国民タルノ志操ヲ養フ」ことを要旨としている。

一方、理科では「農業工業其他人人ノ生活上ニ適切ナル事項ヲ授ケ殊ニ植物動物等ヲ授クル際之ヲ以テ製スル重要ナル人工物ノ製法効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ」とある(前掲『明治以降教育制度発達史』第三卷、九七頁、九九頁)。

(88) 第一条 公学校八本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス このように、ここでも「徳育」「知育(実学)」が意識され、それが教育目標とされている(『法令全書』第三一年ノ三、一九八一年、前掲、一一八頁)。

(89) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』四卷 学校教育二、一九七四年、一四五頁。

(90) 同上、同頁。

(91) 学制の立案過程において、家塾とは「教師の免状をもたない者が自宅で教えるもの」と定義されている。これに対し免状を持つ者が自宅で教えるのを私塾としている(倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー株式会社、一九六三年、四一八頁)。

(92) 『法令全書』第五年ノ一、一九七四年、前掲、一五一頁・一五九頁。

(93) 同上、一五七頁、第五章・第五三章。

(94) 前掲『小学校の歴史』、四三三頁、四三三〇頁。

(95) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六八年、一八五頁。

(96) 仲新『明治の教育』至文堂、一九六七年、二七四頁。

(97) 明治二十九年三月二四日法律第一四号により「市町村立小学校教員年功加棒国庫補助法」が成立、明治三十一年一〇月二〇日

には法律第一〇七号を以つて「小学校教育費国庫補助法」が成立している。そして、この二つを併せて明治三年「市町村立小学校教育費国庫補助法」が定められる（『明治以降教育制度発達史』第四巻、教育資料調査会、一九六四年、九頁〜一〇頁・二八頁・三九頁）。

(98) 檜山幸夫。日清戦争 秘蔵写真が明かす真実 講談社、一九九七年。

(99) 檜山幸夫「日清戦争 秘蔵写真が明かす真実」（講談社、一九九七年、二三二頁〜二三四頁）によると、陸奥宗光は講和条約調印に際して、列国の干渉を受けなかつたことから、その後において列国の動きを見ることを疎かにしていたことも「欧州各大国」から三國干渉を招く要因となつたと指摘している。青木周蔵公使は、独外相から「日本八旅順口ヲ領有スルニ於テ障害ヲ受クベシ」と伝えられていたにもかかわらず、三國干渉は陸奥が独國を軽視したため「独乙國ハ最早欧州諸國協同ノ運動外ニ居ル能ハスト告ケタリ貴大臣力平和条件ノ細目ヲ秘シ置カル、コトハ世間一般ノ猜疑ヲ惹起」させたため起こつたことであると批判している。

(100) 『官報』号外、明治二八年五月一三日、一頁〜四頁。

(101) 国家教育社を創立して約一カ年が経つた明治二四年の五月ころ、国家教育者の社員総数は六五二人を数え、このうち地方委員三六二人、客員一三七人を獲得していた。しかし「忠君愛國ノ元氣」をもつては文部省内の不統一は非難されるため、明治二四年六月一三日、伊沢は非職を命ぜられ翌日辞表提出する（上沼八郎『伊沢修二』吉川弘文館、一九六二年、一七一頁〜一七二頁）。

(102) 国家教育社は明治二三年二月一日に創設された（伊沢修二『樂石自伝教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会、一九二二年、一七二頁）、伊沢修二のもとおこされた国家主義の教員団体。尚、明治二三年五月には「国家教育社要領」が起案される。内容は以下のようになっている。 国家教育社要領

第一 忠君愛國ノ元氣ヲ養成煥發スベキ事

第二 国家教育ノ本義ヲ講明シ其主義ヲ貫徹スベキ

第三 社名八国家教育社ト講スベキ事

第四 本社ヲ東京ニ設ケ社長一名在京委員二十名以内ヲ置クベキ事

第五 各府県下二十五名以内ノ地方委員ヲ置クベキ事

第六 社長及在京委員八大集会ニテ出席社員ノ投票ヲ以テ在京社員中ヨリ之ヲ選学シ地方委員八各府県ノ社員ニテ其府県ノ社員中ヨリ投票ニテ之ヲ選学スル事  
但社長八書記等ヲ雇用スルヲ得ベキ事

第七 何人ニテモ本社ノ主義ニ同意ノ者ハ社員ノ紹介ヲ以テ入社スルヲ得ベキ事

第八 名譽声望アル人ヲ客員ニ推薦スベキ事

第九 本社ノ機関雜誌ヲ発行スベキ事

第十 社員八通信等ノ為メ社費トシテ一ヶ月金五等ヲ払フベキ事

第十一 毎年一回全国同日ニ定会ヲ開キ又臨時ニ大集会及小集会ヲ開クベキ事

第十二 本社規則ハ此要領ニ基キ委員ニ託シテ之ヲ制定スベキ事

(103) 吉野秀公。『台湾教育史』台湾日日新報、一九二七年、一六頁。

(104) 伊沢修二。『明治廿八年ノ教育社会』。『国家教育』第三八号、一〇頁、一〇頁。

(105) 吾儕力所謂國家八万世不変不滅ノ精氣ヲ有シ、土地・人民・社会・經濟ノ四要素ニ由リ生々進化発達ノ形体ヲ具スルモノナリ。或学士ハ此活動セル大機關ヲ以テ生活セル人身ニ比ス。其説誠ニ適切ニシテ能ク吾儕ノ心ヲ得タルモノナリ。(中略) 國家モ亦然リ。國ニ元首アリ、立法權アリ、行政權アリ。元首ハ人身ノ我ノ如ク、立法權ハ意志ノ如ク、行政權ハ行為ノ如シ。此三要素タル、人身ニ在リテハ混然タル一團ヲ為セルニ由リ、理論ニ徴スルノ外殆ド分別ス可ラザルガ如シト雖モ、一層高尚ノ発達ヲ遂ゲタル國家ニ在テハ、各自獨立ノ機關ヲ構成シ、其区劃判然トシテ頗ル研究ニ便ナラシム(『国家教育』第一号、明治三年一〇月二日)。

(106) 原敬が外務事務次官であつた時、台湾事務局委員として事務局會議に提出したのが以下の内容である。

台湾ニ関スル諸種ノ問題ヲ議スルニ先チ、第一ニ左ノ二案ヲ孰レニ力決定セラレンコトヲ希望ス。

甲 台湾ヲ植民地即チ「コロニー」ノ類ト看做スコト

乙 台湾八内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ植民地ノ類ト八看做サザルコト

(伊藤博文編。『秘書類纂』十八 台湾資料、原書房復刻版、一九七〇年所収)

そして原は、台湾と内地とは距離的に近接しており、将来の通信交通はますますこの距離は縮まるだろうし、台湾の人民

は「欧州諸国ノ異人種ヲ支配スルガ如キモノトハ全ク情況ヲ異ニスル」人民であることから、本員ノ所見ヲ以テスレバ無論乙案ヲ可トス」としている。この乙案の考え方こそ「内地延長主義」で、一方甲案のような台湾を異域と見る植民地とする考え方を「植民地主義」という（春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」『日本植民地主義の政治的展開』アジア政経学会、一九八〇年）。

(107) 伊沢修二『台湾教育談』『伊沢修二選集』信濃教育会編、一九五八年、五七〇頁。

(108) 台湾教育会『台湾教育沿革史』台湾教育会、一九三九年、一六六頁。

(109) 前掲『台湾教育沿革史』、一八二頁～二〇七頁。

(110) 同前、六～九頁。

(111) 豊田国夫『言語政策の研究』錦正社、一九六三年、一四一頁。

(112) 前掲『台湾教育沿革史』、一三頁～一七頁。

(113) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六八年、九五頁。

(114) 『法令全書』第二九年ノ四、一九八〇年、前掲、四八六頁。

(115) 『法令全書』第二九年ノ五、一九八〇年、前掲、六九頁～七〇頁。

第二条 国語学校師範部生及同語学ノ内地人タル給費生ニ支給スル食費八一日金二十五銭トシ手当金八一日金十五銭トス  
第三条 国語学校語学部ノ本島人タル給費生同附属学校給費生及国語伝習所甲科生ニ支給スル食費八一日金十銭トシ手当八一日金五銭トス  
とあるように、内地人は四〇銭、本島人は一五銭と定めている。

(116) 橋本武『台湾生徒の習慣（其の三）』『教育時論』四六五号、一九八八年四月、三一頁。  
(117) 明治二九年五月二二日、国語伝習所は下記一四カ所に設置された（台湾総督府令第四号）『法令全書』第二九卷ノ五、前掲、四頁）。

台北国語伝習所：台北 淡水国語伝習所：滬尾

基隆国語伝習所：基隆 新竹国語伝習所：新竹

宜蘭国語伝習所：宜蘭 台中国語伝習所：彰化

- 鹿港国語伝習所：鹿港  
苗栗国語伝習所：苗栗  
雲林国語伝習所：雲林  
台南国語伝習所：台南  
嘉義国語伝習所：嘉義  
鳳山国語伝習所：鳳山  
恆春国語伝習所：恆春  
澎湖島国語伝習所：媽宮城
- (118) 前掲『台湾教育沿革史』、一六三頁。
- (119) 同前、二一六頁～二一七頁。
- (120) そこでは既存の教育機関を説明し、書房については「丁度コチラの小学校の様なものである」と紹介している（伊沢修二「台湾教育談」、『伊沢修二選集』信濃教育会編、昭和三十三年、六一〇頁）。
- (121) 『官報』第四二二三号、明治三〇年七月三〇日、四二〇頁。
- (122) 上沼八郎、伊沢修二、吉川弘文館、一九六二年、二五四頁。
- (123) 持地六三郎『台湾殖民政策』富山房、一九二二年、三一〇頁～三一頁。
- (124) 「後藤長官の訓示」、『台湾教育会雑誌』第三七号、一九〇四年六月二十五日、七頁。
- (125) 総督府の予算は、領台当初国庫補助に依存していたわけであるが、それが削減されることとなり、内務官僚水野遵は民政局を優遇し、予算を収税吏・典獄・警視などの植民官制を優先せざるをえなかった。これに対し伊沢は「水野局長モ前陳ノ如キ道理ヲ解セザルニハ非ルベシト雖モ、三十一年度ニ四百万円ノ削減ヲ被ルベシトノ心ヨリシテ遂ニ斯ル窮計ニ出デタルモノナランカ。四百万円ノ削減固ヨリ小額ニ非スト雖モ、若シ教育ヲ重要視セラル、ナランニハ、一千四百万円中僅々三十万円ノ教育費何カアラン。又来年度ニ至リ教育費八増シテ四十余万円ニ至ルトスルモ、一千万円中ノ四十余万円マタ何ノ苦トスルコトカアラン。之ヲ警察費ニ比較スルモ、衛生費其他ニ比較スルモ、実ニ教育費ノ過少ナルハ明白ナル所ナルベシ。而シテ新領土永久ノ保安富貴ノ基礎ハ教育ヲテタ何物ニカアリトセン」と乃木希典総督に具申書を提出し訴えるものの、総督は「本年度は局長提出案通りにて修正を要せず」との判断であった。これを受け、伊沢は非職することになる（伊沢修二「乃木総督ニ提出シタ具申書」、『伊沢修二選集』信濃教育会編、一九五八年、六二七頁～六三二頁）。
- (126) 芝山巖事件とは、明治二十九年一月一日に押し寄せた土匪の前に、学務員の楢取道明・関口長太郎・長島長吉・桂金太郎・井原順之助・平井教馬の六名が従順の理をもって説得したが、あえなく最期を遂げてしまうというものであった。



この事件は日本においてもおおきな反響があり、福沢諭吉は一月八日の時事新報にて「全島を蛮民の巢窟として認め、威を以て臨むの外ある可らず。…中略…、今回の騒動こそ好機会なれ、兵力を以て容赦なく掃蕩を行ひ、葉を枯らし根を絶ちて一切の醜類を殲滅し、土地の盡く之を没収して、全島あげて官有地と為すの覚悟を以て大英断を行つ可し」と述べ、芝山巖事件に高い関心を示すとともに、これを気に敵しい討伐をするべきと意見を述べている（『時事新報論集』福沢諭吉全集第一五巻、岩波書店、一九七〇年、三五五頁～三五六頁）。

(127) 伊沢修二『楽石自伝教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会、一九二二年、二二九頁。

(128) 『明治以降教育制度発達史』第一巻、教育資料調査会、一九六四年、二二頁～二三頁。

(129) 同上、二九頁。

(130) 『法令全書』第二九巻ノ五、一九八〇年、前掲、一五頁～二二頁。

(131) 前掲『明治以降教育制度発達史』第一巻、八九頁。

(132) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』、一九三九年、一九七頁。

(133) 佐藤源治『台湾教育の進展』台湾出版文化株式会社、一九四三年、二二五頁。

(134) 上沼八郎『台湾教育史』、『世界教育史大系』日本教育史、講談社、一九七五年、二八九頁。

(135) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』、一九三九年、九六九頁。

(136) 伊沢修二『楽石自伝教界周遊前記』伊沢修二君還暦祝賀会、一九二二年、二九三頁。

(137) 前掲『台湾教育史』、二八九頁。

(138) 『楽石自伝教界周遊前記』では、台北の学租取扱規定を紹介している。そこでの学租の使い道については第五条に定められている。

#### 台北県学租取扱規定

第一条 旧書院義塾等二属セシ田園家屋基本並其收入金（学租ト称ス）等八知事之ヲ管理ス

第五条 学租八左ノ費途ニ充ツルモノトス

一 公学校ノ補助費

一 図書器具器械及標本費

一 学務委員及学事篤志者ノ賞与費

一 書房義塾ノ補助費

一 第一条ノ田園家屋ニ負担スヘキ租税及其他ノ公課修理等ノ外学事上特別ノ費途ニ支出セントスルトキハ予メ台湾總督ノ認可ヲ受クルモノトス

(139) 木下はこれを今廃止すると「必ずや本島施政上の妨害」となるし、これにかわる「教育所を設立することは到底無理」であるため、「書房は旧に依り之を存し、唯之を改良する方策を期せられんことを希望」している。これに対し、磯貝は「国体政体の大略君愛国の言行等を漢文体に編集し之を本島に頒布し、苟も書房を開き子弟を教訓するものは必ず頒布の書籍を併用し学習せしむ義務あるものとなさば国民教育上裨益」があると云っている。書房を改良すべしとの意見が多かったものの、それについての内容は様々であったようである。(台湾教育会『台湾教育沿革史』、一九三九年、九六九〜九七〇頁)

(140) 国会図書館憲政史料室蔵、二十八年九月 三十一年六月 伊沢修二氏教育に関する上申。『後藤新平文書』R三二 八七四

(141) 前掲『台湾教育沿革史』、九七一〜九七二頁

(142) 『法令全書』明治三十一年 三、一四七〜一四八頁

(143) 前掲『台湾教育沿革史』、九七六頁

(144) 同上、九八四頁の「書房教員生徒及収入一覽」を参照

(145) 同上、二一八頁。

(146) 檜山幸夫「台湾總督府の刷新と統治政策の転換」(『台湾總督府文書目録第三卷』ゆまに書房、一九九六年、三八〇頁)。

(147) その演説で「第一には、此公学校模範学校といふものを設けて、それから段々各地に公学を設置していくことが、是が一の仕方である」と公学校設立の具体的な作戦をここで述べている(伊沢修二「台湾公学校設置に関する意見」『伊沢修二選集』信濃教育会編、一九五八年、六〇八頁)。

(148) 同上、三八五頁。廃案となったのは、前掲「台湾總督府の刷新と統治政策の転換」において紹介してある以下の文書である。

・A文書別紙一「台湾總督府公学校令」(廃案) 全二三条

- ・ A 文書別紙二「台湾総督府公学校令」（改案）全一二条
  - ・ B 文書「台湾総督府公学校令」（改案・廃）全一二条
- これらの文書の内容については、前掲檜山幸夫「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」の四五五頁～四五七頁に掲載されている。これら文書の比較分析については、本題と逸れる恐れがあるので割愛する。ただ、これらの文書の内容については註の後の付録にて載せている。
- (149) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』（二一九頁）によると、「明治三十一年二月二十四日、府内調査係より公学校諮問案に対する答申があつた」として起草者を特定していない。しかし、藤田捨次郎が提出した文書の内容（文書C、「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」四五三頁～四五五頁に掲載）を確認すると、『台湾教育沿革史』に載せてある「府内調査係より公学校諮問案に対する答申は、文書Cをまとめたものである。しかし、どういつ内容の公学校令案に対しての答申書であつたかは私が調べた限りではわからなかつた。
- (150) 檜山幸夫「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」（三三三頁）では、「どの文書（ここではA文書の別紙一・二案とB文書）が実際に地方長官に示されたのが判然としない」と問題を指摘している。つまり、「各県知事庁長からの回答書」に対応するものが、文書中には記述されていないものの、檜山氏は三つの文書の比較分析から、「別紙一案の修正案を基に別紙二案が起草され、それに加えられた修正案を諮問案となし、地方長官に送られ意見を提出させた」と結論を述べている（前掲「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」、三八五頁）。ちなみに、「各県知事庁長からの回答書」というのは、「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」（三八二頁）第三二―文書の中の、M文書「台湾総督府公学校令二対スル地方長官ノ回答」を指す。
- (151) 前掲『台湾教育沿革史』、二二〇～二二二頁。
- (152) 同上、二二〇頁。
- (153) 『法令全書』第三二巻ノ二、一九八一年、二二四頁。
- (154) 同上、二二五頁。
- (155) 前掲「台湾総督府の刷新と統治政策の転換」、四五七頁～四五八頁。
- (156) 同上、三八一・三八六頁。
- (157) ただ、「書房義塾二関スル規定」の際に地方官の意見を求めた詳しい時期については、私の研究不足で確認することがで

きなかつたため、どちらが先か後かはわからない。

- (158) 同上、三八一頁。
- (159) 前掲『台湾教育沿革史』、二二三頁。
- (160) 註(5)参照。
- (161) 台湾公学校令の内容については、次頁の「台湾公学校令」で確認して欲しい。
- (162) 国会図書館憲政史料室蔵「児玉総督談話要領 明治三十一年五月二十五日地方長官に対する」、『後藤新平文書』R 二三  
七四。

- (163) 『法令全書』第三卷ノ二、一九八一年、前掲、二二三頁〜二三五頁。
- (164) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』、一九三九年、二二七頁。
- (165) 同上、二二六頁。
- (166) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第四卷』教育資料調査会、一九六四年、一九頁。
- (167) 前掲『日本近代教育百年史』四卷 学校教育一、八六頁。
- (168) 『法令全書』第三卷ノ三、一九八一年、前掲、一七頁〜二四頁。
- (169) 前掲『明治以降教育制度発達史』第二卷、一二二頁。
- (170) (168)と同じ。
- (171) 伊沢修二『台湾公学校に関する意見』、伊沢修二撰集『信濃教育会編、一九五八年、六〇八頁。
- (172) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』四卷 学校教育一、一九七四年、二二七頁〜二二八頁。
- (173) 前掲『明治以降教育制度発達史』第四卷、四五頁〜五八頁。
- (174) 同上、六八頁。
- (175) 前掲『明治以降教育制度発達史』第二卷、二二五頁〜二二六頁。
- (176) 台湾教育会編『台湾教育沿革史』、一九三九年、二四三頁〜二四七頁。
- (177) 「台湾教育会」とは、国語研究が重要題目であった当時に生まれた「国語研究家」が前身となっている。これが「台湾教育会」となり、明治三四年六月には淡水館において発会式が行われる。さらに、明治三五年一〇月より雑誌を毎月発行する

よつになる。この雑誌こそ『台湾教育会雑誌』である（吉野秀公『台湾教育史』、台湾日日新報、一九二七年、一四五頁参照）。

(178) 前掲『台湾教育沿革史』、一五八頁。

(179) 「会報」『台湾教育会雑誌』第三号、一九〇二年。

(180) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第二三巻、芳文閣、一九八四年、二三九―二四九頁。

(181) 小沢有作「日本植民地教育政策論」『人文学報』第八二号、一九七一年、一一頁。

(182) 漢文科導入の反対論者である橋本武は、「漢文科従来の教授法は、全く科学に必ず

る目的を以て組織したものである」「一日も、早く斯の夢（支那皇帝に忠勤を励むと誓うこと）を覚ましてやるやうにしなければならませぬ」「同化の大主義に対して、妨害になるような元素がありませんれば、吾人は、極力之を排除することを務めなければなりません」と『台湾協定会報』で強烈に反対している（橋本武「台湾公学校に於ける漢文科について」、『台湾協定会報』第六五号・第六六号、明治三十七年二月・三月）。

(183) 若林正文『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』岩波書店、二〇〇一年、三六頁。

(184) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年、七一頁。

(185) 弘谷多喜男「台湾の植民地支配と天皇制」『歴史学研究』第五四七号。

(186) 黄昭堂『台湾民主国の研究』東京大学出版会、一九七〇年、一七頁―一八頁。

(187) 『法令全書』第二八巻ノ三、一九八〇年、前掲、一四五頁―一四七頁。

(188) 伊藤博文編『秘書類纂 台湾資料』原書房、二一九頁。

(189) 『法令全書』第二九巻ノ三、一九八〇年、前掲、一三六頁―一三八頁。

(190) 井出季和太『台湾治績志』台湾日日新報、一九三七年、二九九頁。

(191) 後藤新平（中村哲解題）『日本植民政策一斑』日本膨張論、日本評論社、一九四四年。

(192) 前掲『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』、二三頁。

ちなみに、国庫補助金額の推移は以下の表の通りである。

表21 台湾総督府特別会計への一般会計からの補充金額

年度	明治29	明治30	明治31	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36	明治37	明治38
予算額	694	596	399	300	260	239	246	246	70	-

(注) 単位 = 万円 千円以下四捨五入

『士林』六八巻、八頁より作成

(193) 「児玉総督談話要領 明治三十一年五月二十五日地方長官に対する」、『後藤新平文書』R二三 七 四。

(194) 「台湾の教育を文部省の所管に移すべし」、『教育時論』第六一八号、明治三十五年六月一日。

(195) 上沼八郎「台湾教育史」、『世界教育史大系二 日本教育史』講談社、一九七五年、三〇四頁。

(196) 上沼八郎「台湾教育史」、『世界教育史大系二 日本教育史』講談社、一九七五年、二九三頁)では、「日本最初の植民地教育の実験場としての台湾教育は、このとき(伊沢修二が非職した時)すでにその基礎がかためられていたのである」と伊沢修二の理念や構想が脈々と受け継がれたような見方がなされている。

(197) 本稿序章の註(11)を参考。

(198) 近藤純子「戦前台湾における日本語教育」、『講座日本語と日本語教一五 日本語教育の歴史』(明治書院、一九九一年)では、「(日本は)台湾人の文化や言語を排除していこうとする同化政策を採り、…」と、同化政策の有無が科学的に実証される前に語られている。この傾向は、教育史や言語学という分野で多く見られる。

(199) 伊沢修二「台湾の学事」、『台湾協会会報』第三号、明治三十一年一月、二六頁。

(200) 伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展望』中公新書、二〇〇一年、八五頁。

(201) (196)と同。

### 主要参考史料及び文献資料

#### 文書史料

- ・ 国会図書館憲政資料室蔵『後藤新平文書』
- ・ 国史館台湾文献館蔵『台湾総督府公文類纂』
- ・ 伊藤博文『秘書類纂 台湾資料』原書房復刻、一九七〇年

参考文献

- ・倉沢剛『小学校の歴史』。『ジャパンライブラリーヴューロー』、一九六三年
- ・倉沢剛『小学校の歴史』。『ジャパンライブラリーヴューロー』、一九六五年
- ・仲新『明治の教育』至文堂、一九六七年
- ・尾形裕康『学制成立史の研究』校倉書房、一九七三年
- ・仲新監修『学校の歴史』第二巻、小学校の歴史、第一法規、一九七九年
- ・土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六八年
- ・文部省『学制百年史（記述編・資料編）』帝国地方行政学会、一九七二年
- ・国立教育研究所『日本近代教育百年史』第一巻、第四巻、
- ・教育史編纂会『明治以降 教育制度発達史』第一巻、四巻、一巻、教育資料調査会、一九六四年
- ・明治百年史叢書六七『若倉公実記』中巻、原書房、一九六八年
- ・『伊藤博文伝』上巻、春畝公追頌會、一九四〇年
- ・日本史籍協会叢書八四『木戸孝允文書』八巻、東京大学出版会、一九七一年
- ・山住正己『日本近代思想体系六 教育の大系』岩波書店、一九九〇年
- ・土屋喬雄・小野道雄編著『明治初年農民騷擾録』勁草書房、一九五三年
- ・岡山県史編纂委員会『岡山県史』第十巻 近代、岡山県、一九八六年
- ・両角清衛『学制発布 文明開化の一環として』『拓殖大学論集』第一六五号、一九八七年
- ・千葉昌弘『学制』学校の創設事情と紛擾』高知大学教育学部研究報告』第一部第四三号、一九九〇年
- ・倉林三郎『初等・中等教育及び同教員養成における地学教育の歩み（一）』学校教育の黎明期（学制時代・教育令時代）『地学教育と科学運動』第二七号、一九九七年
- ・倉林三郎『初等・中等教育及び同教員養成における地学教育の歩み（二）』近代教育制度の確立（一八六六年）から国定教科書の制度の制定（一九〇三年）まで』『地学教育と科学運動』第二八号、一九九七年
- ・井出季和太『台湾治績史』南天書局、一九九七年

- ・井出季和太『南進台湾史孝』誠美書閣、一九四三年
- ・ベツゲル著（鈴木福一、西原茂正訳）『列国の植民地教育政策』第一出版会、一九四三年
- ・マーク・ピューティー著（浅野豊美訳）『植民地帝国五〇年の興亡』読売新聞社、一九九六年
- ・東郷美・佐藤四郎『台湾植民地達史』南天書局、一九九六年
- ・後藤新平（中村哲解題）『日本植民地政策一斑・日本膨張論』日本評論社、一九四四年
- ・後藤新平「後藤長官の訓示」『台湾教育会雑誌』二七号、一九〇四年六月
- ・「児玉総督談話要領 明治三十一年五月二十五日地方長官に対する」『後藤新平文書』R三三 七四
- ・伊藤博文編『秘書類纂 台湾資料』原書房
- ・山崎丹照『外地統治機構の研究』高山書院、一九四三年
- ・持地六三郎『台湾殖民政策』富山房、一九二二年
- ・台湾教育会『台湾の教育』台湾日日新報、一九二七年
- ・台湾教育会『台湾教育沿革史』一九三九年
- ・若林正文編、矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読 岩波書店、二〇〇一年
- ・春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」『日本植民地主義の政治的展開』一八九五—一九三四 アジア政経学会、一九八〇年
- ・高木太郎『義務教育制度の研究』風間書房、一九八〇年
- ・佐藤源治『台湾教育の進展』大空社、一九九八年
- ・黄昭堂『台湾民主国の研究』東京大学出版会、一九七〇年
- ・伊沢修二『国家教育社設立の要旨』伊沢修二選集 信濃教育会出版会、一九五八年
- ・伊沢修二『新版図人民教化の方針』前掲書
- ・伊沢修二『台湾の教育』前掲書
- ・伊沢修二『台湾の公学校設置に関する意見』前掲書
- ・伊沢修二『台湾教育に対する今昔の感』前掲書
- ・伊沢修二『乃木希典二提出シタ具申書』前掲書



- ・伊沢修二『楽石自伝教界周遊前記』伊沢修二還暦祝賀会、一九一一年
- ・伊沢修二『台湾教育ノ順序』後藤新平文書、R三三一、一八七、一、一八九八年
- ・鶴見祐輔『後藤新平 第二卷』勁草書房、一九六五年
- ・駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、二〇〇一年
- ・小熊英二『日本人の境界』新曜社、一九九八年
- ・陳培豐『同化』の同床異夢』三元社、二〇〇一年
- ・姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会、二〇〇一年
- ・山田公平『明治地方自治と植民地（台湾・朝鮮）地方制度の形成』『法政論集』一三〇号、一九九〇年
- ・近藤純子『戦前台湾における日本語教育』講座日本語と日本語教一五『日本語教育の歴史』明治書院、一九九一年
- ・近藤純子『伊沢修二と「対訳法」』植民地期台湾における初期日本語教育の場合』『日本語教育』九八号、一九九八年
- ・長志珠絵『国語』イデオロギーの形成と近代天皇制国家 日清戦後の国語国字論をめぐって』『近代天皇制国家の社会統合』文理閣、一九九一年
- ・京極興一『国語』観と植民地言語政策（その一）』信州大学 教育学部紀要』第七四号、一九九一年
- ・石剛『植民地支配と日本語』三元社、一九九三年
- ・上沼八郎『台湾教育史』世界教育史大系2 日本教育史』講談社、一九七五年
- ・上沼八郎『伊沢修二』吉川弘文館、一九六二年
- ・上沼八郎『ナショナリズムを背景として 福沢諭吉と伊沢修二』日本教育史 教育学（4）』有斐閣、一九七九年
- ・上沼八郎『台湾における植民地教育行政史の一考察』『芝山巖事件』について』国立教育所紀要』一二二号、一九九二年
- ・戴国燾『伊沢修二と後藤新平』朝日ジャーナル』五月二二日号、朝日新聞社、一九七二年
- ・吉野秀公『台湾教育史』台湾日日新報、一九二七年
- ・伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展開』中公新書、二〇〇一年
- ・浜渦哲雄『英国紳士の植民地統治』中公新書、一九九一年
- ・豊田国夫『言語政策の研究』錦正社、一九四三年

- ・小沢有作 「日本植民地教育政策論」 『人文学報』 第八二号、一九七一年
- ・江崎崇 「植民地における憲法の適用 明治立憲体制の側面」 『法学志林』 第八二巻、一九八五年
- ・弘谷多喜男・広川淑子 「日本統治下の台湾、朝鮮における植民地教育政策の比較的研究」 『北海道大学 教育学部紀要』 第二二号、一九七三年
- ・石田雄 「同化」 政策と創られた観念としての「日本」(上) 『思想』 第八九二号、一九九八年
- ・石田雄 「同化」 政策と創られた観念としての「日本」(下) 『思想』 第八九三号、一九九八年
- ・山本有造 「日本における植民地統治思想の展開」(一) 『アジア経済』 第三巻一号、一九九一年
- ・山本有造 「日本における植民地統治思想の展開」(二) 『アジア経済』 第三巻二号、一九九一年
- ・渡部宗助 「台湾教育史の一研究」 『教育学研究』 第三六号、一九六九年
- ・「台湾の教育を文部省の所管に移すべし」 『教育時論』 第六一八号、明治三五年六月一日
- ・檜山幸夫 『日清戦争 秘蔵写真が明かす真実』 講談社、一九九七年
- ・檜山幸夫 「台湾統治の機構改革と官紀振粛問題 明治三〇年の台湾統治」 『台湾総督府文書目録』 第二巻、ゆまに書房、一九九五年
- ・檜山幸夫 「台湾総督府の刷新と統治政策の転換 明治三一年の台湾統治」 『台湾総督府文書目録』 第三巻、ゆまに書房、一九九六年
- ・栗原純 「植民地台湾における初等教育政策」 『史論』 第五一号、一九九八年
- ・栗原純 「明治憲法体制と植民地」 『紀要』 第五四号、一九九三年